

大分市
子どもの生活実態調査
報告書

【概要版】

令和6年3月

大分市

1. 調査の概要

調査の目的

本調査は、本市における子どもや家庭の実態把握と支援ニーズの調査を行い、調査結果の分析や前回調査との比較をもとに本市の課題や特性を踏まえた子どもの貧困対策等に係る基礎資料とすることを目的に実施しました。

調査の概要

【子どもの生活実態調査】

- ・調査対象者：未就学児の保護者（地域のバランスを考慮し無作為抽出）、市内小中学校に通う小学5年生・中学2年生児童・生徒及びその保護者（クラス単位での抽出）
- ・調査方法：未就学児の保護者については、郵送により配布・回収
市内小中学校に通う小学5年生・中学2年生児童・生徒及びその保護者については、小中学校を通じて配布・回収

| 対象 | 配布数 (A) | 有効回収票数 (B) | 有効回収率 (B) / (A) |
|-------------|------------|---------------|--------------------|
| 未就学児の保護者 | 2,600 | 1,510 | 58.1% |
| 保護者 小学5年生 | 2,666 | 2,430 | 91.1% |
| 中学2年生 | 2,620 | 2,232 | 85.2% |
| 児童・生徒 小学5年生 | 2,666 | 2,431 | 91.2% |
| 中学2年生 | 2,620 | 2,233 | 85.2% |
| 合計 | 13,172 | 10,836 | 82.3% |
| 親子ペア 小学5年生 | 2,666 | 2,423 | 90.9% |
| 中学2年生 | 2,620 | 2,226 | 85.0% |
| 合計 | 5,286 | 4,649 | 87.9% |

※未就学児・・・平成30年4月2日～令和元年4月1日の間に生まれた子
※義務教育学校についても、年齢区分に応じて調査対象に含んでいます

【子どもの支援機関に対する資源量調査（支援機関等）】

- ・調査対象：

| | |
|---|--|
| 保育所、幼稚園、認定こども園 小学校、中学校 病児保育事業者 教育センター こどもルーム、子育てサロン 母子・父子自立支援員 大分県社会福祉協議会 | 小規模保育事業者、家庭的保育事業者 保健(福祉)センター、健康支援室 産科、小児科病院（県病含む） 児童育成クラブ、子ども食堂 子ども家庭支援センター 生活保護相談員、生活困窮者自立支援相談員 児童養護施設、児童家庭支援センター |
|---|--|
- ・調査方法：本市の機関については、市を通じて配布・回収
他の機関については郵送による配布・回収

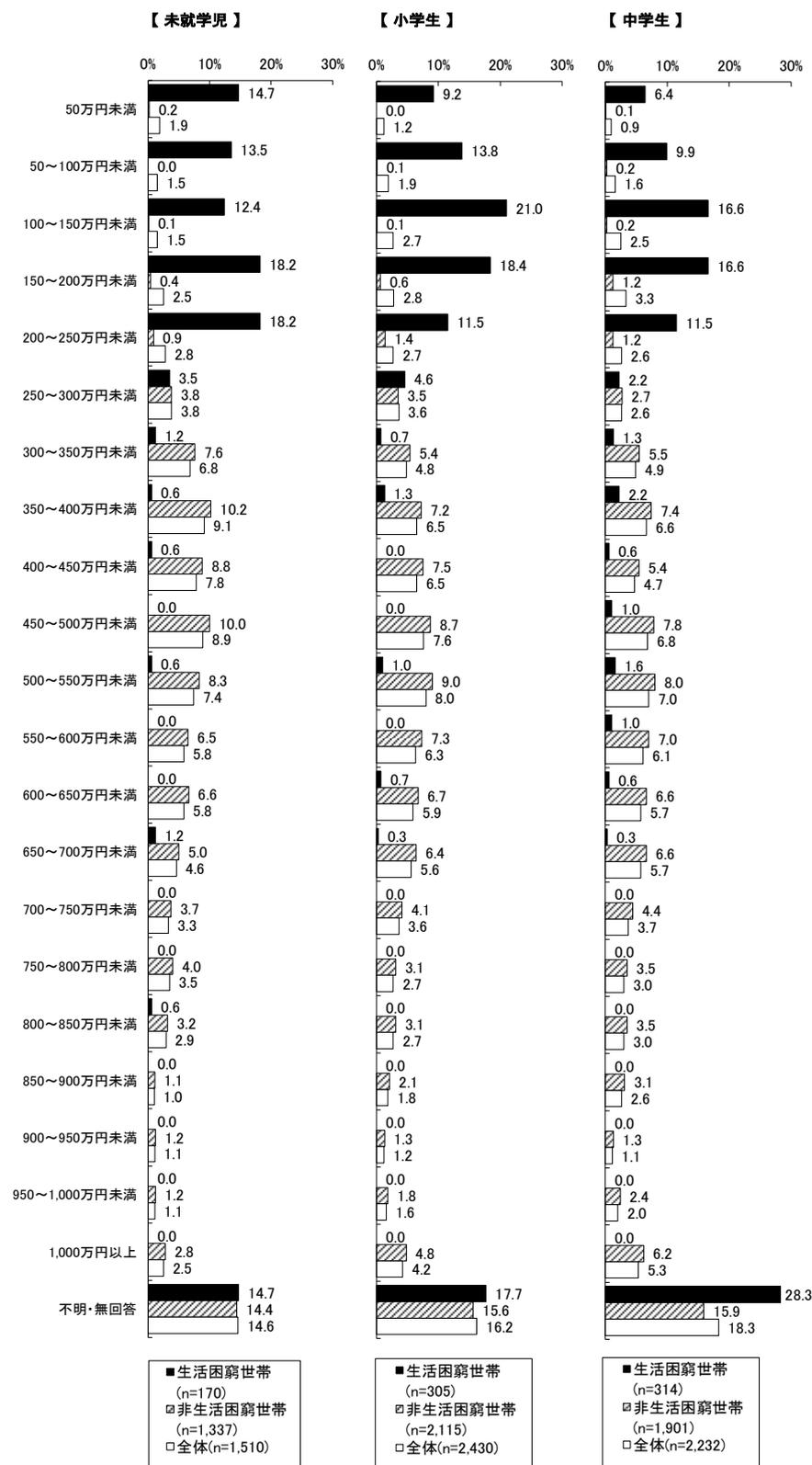
| 対象 | 配布数 (A) | 有効回収票数 (B) | 有効回収率 (B) / (A) |
|---------|------------|---------------|--------------------|
| 関係機関・団体 | 426 | 340 | 79.8% |

本調査分析における生活困窮世帯の定義

1. 相対的貧困世帯の定義

等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分を相対的貧困水準（“貧困線”）とする国民生活基礎調査の定義に基づき、世帯収入が“貧困線”以下の世帯を相対的貧困世帯と定義します。

■本調査における世帯年収（可処分所得）の分布



2. 本調査分析における生活困窮世帯の定義

本調査においては、世帯年収についての質問の回答より“貧困線”を算出し（本調査では118.8万円），“貧困線”以下の世帯年収の世帯を相対的貧困世帯と定義しています。

ただし、単純に可処分所得だけでは、個々の生活実態は見えづらく、経済的側面のみで貧困を定義することへの疑問も呈されているため、十分な実態把握が行えるよう生活実態が見えやすいはく奪指標についても分析に加えたものを「生活困窮世帯」として定義しています。

※はく奪指標とは、人々がその社会で通常手に入れることができるものを所持できていなかったり、一般的に経験できていることが経験できなかつたりする状況を指標化したもの。

なお、今回の定義は本市の生活困窮世帯の実態を把握するための便宜上のものであり、本市の貧困層の割合を示したものではありません。

3. 本調査における生活困窮世帯の割合

「2.」の定義に基づく、本調査の生活困窮世帯の割合は以下の通りです。

| 世帯類型 | 未就学児調査 | 小学5年生調査 | 中学2年生調査 | 合計 |
|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 全体 | 1,510 世帯 | 2,430 世帯 | 2,232 世帯 | 6,172 世帯 |
| 生活困窮世帯 | 170 世帯 (11.3%) | 305 世帯 (12.6%) | 314 世帯 (14.1%) | 789 世帯 (12.8%) |
| 生活困窮世帯ではない世帯 | 1,337 世帯 (88.5%) | 2,115 世帯 (87.0%) | 1,901 世帯 (85.2%) | 5,353 世帯 (86.7%) |

※生活困窮世帯に含まれない世帯のうち、貧困線以下の世帯の定義に関する質問（世帯人員・収入）と、はく奪指標に該当する世帯の定義に関する質問（生活必需品の非所有など）の両方に無回答の世帯については、全体には含まれていますが、生活困窮世帯ではない世帯には含まれていません（未就学児調査で3件、小学5年生調査で10件、中学2年生調査で17件）。したがって、生活困窮世帯と生活困窮世帯ではない世帯の合計は全体の世帯数よりも少なくなります。

報告書の見方

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%以上になります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「n」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 属性別の分析等において、サンプル数（標本数）が少ないものについては、分析コメントを割愛する場合や傾向をみる程度に留める場合があります。

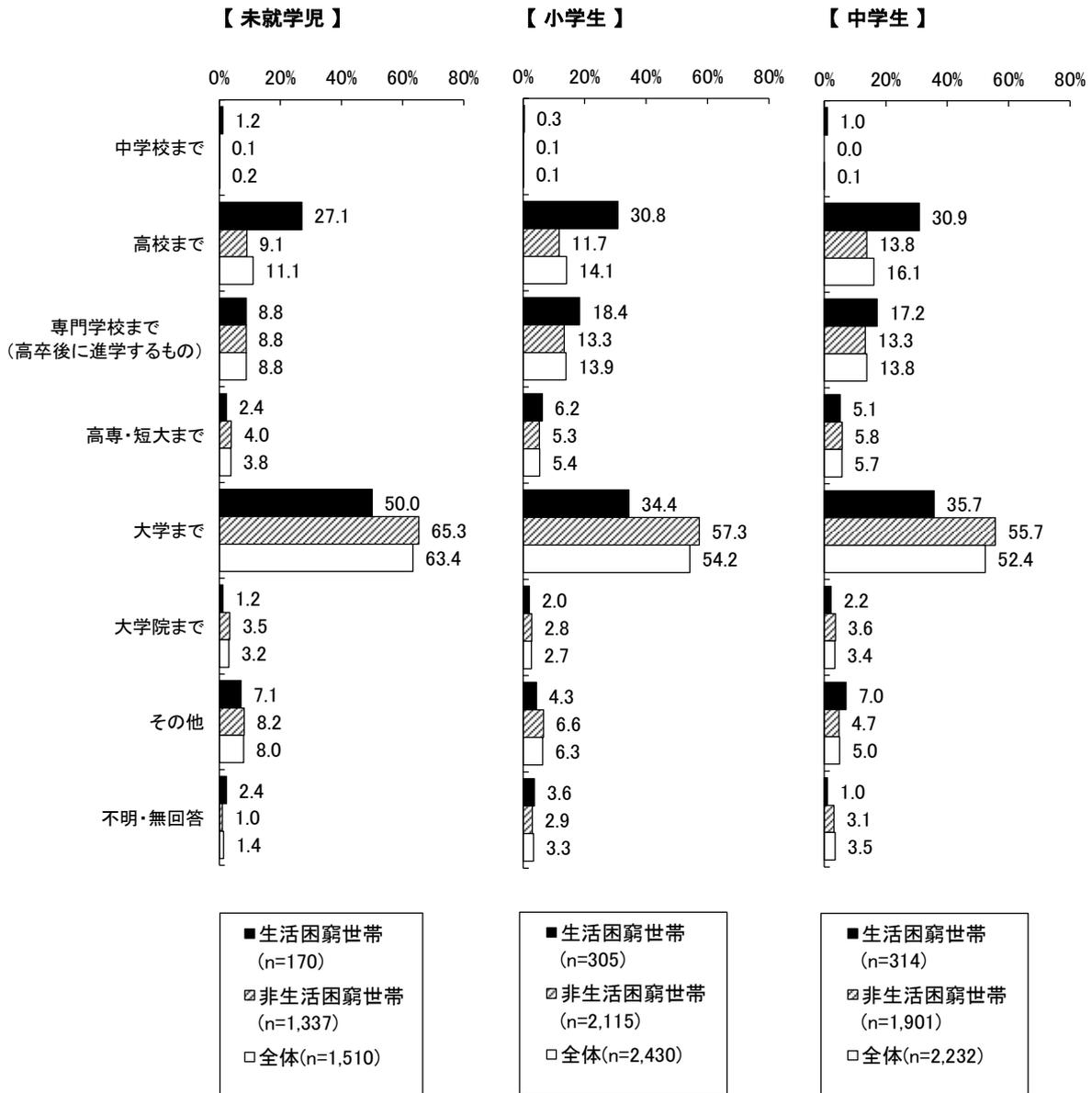
2. 主要な調査結果（保護者）

あなたはお子さんに、どの段階までの教育を受けさせたいですか。（報告書P56）

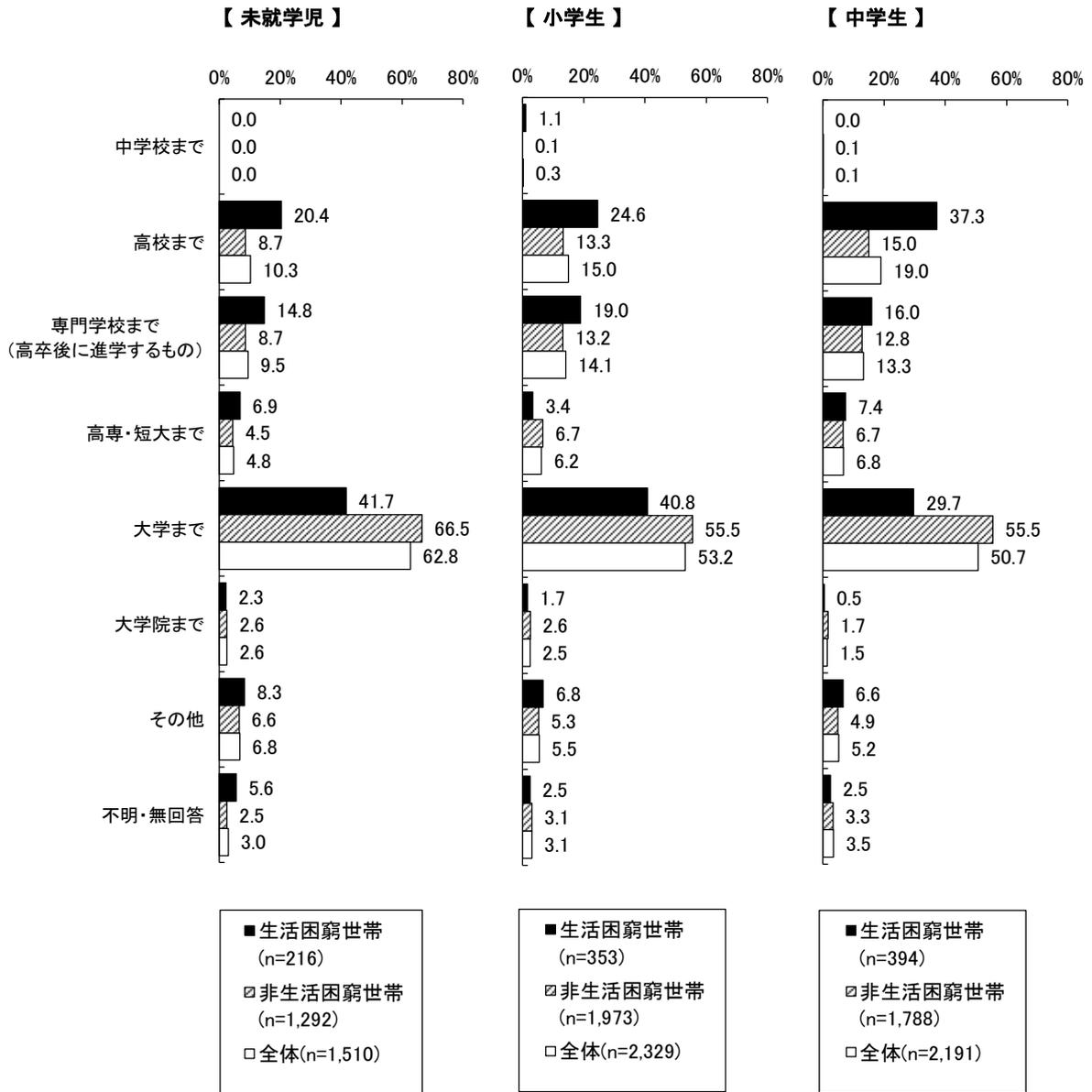
未就学児・小学生・中学生のいずれにおいても「大学まで」がおよそ3～7割と最も高くなっています。また、非生活困窮世帯と生活困窮世帯を比較すると、生活困窮世帯では「大学まで」が低くなっている一方、「高校まで」がおよそ3割と高くなっています。

経年比較をみると、特に中学生では生活困窮世帯で「大学まで」が増加している一方、「高校まで」は減少しています。

【今回調査】



【前回調査】

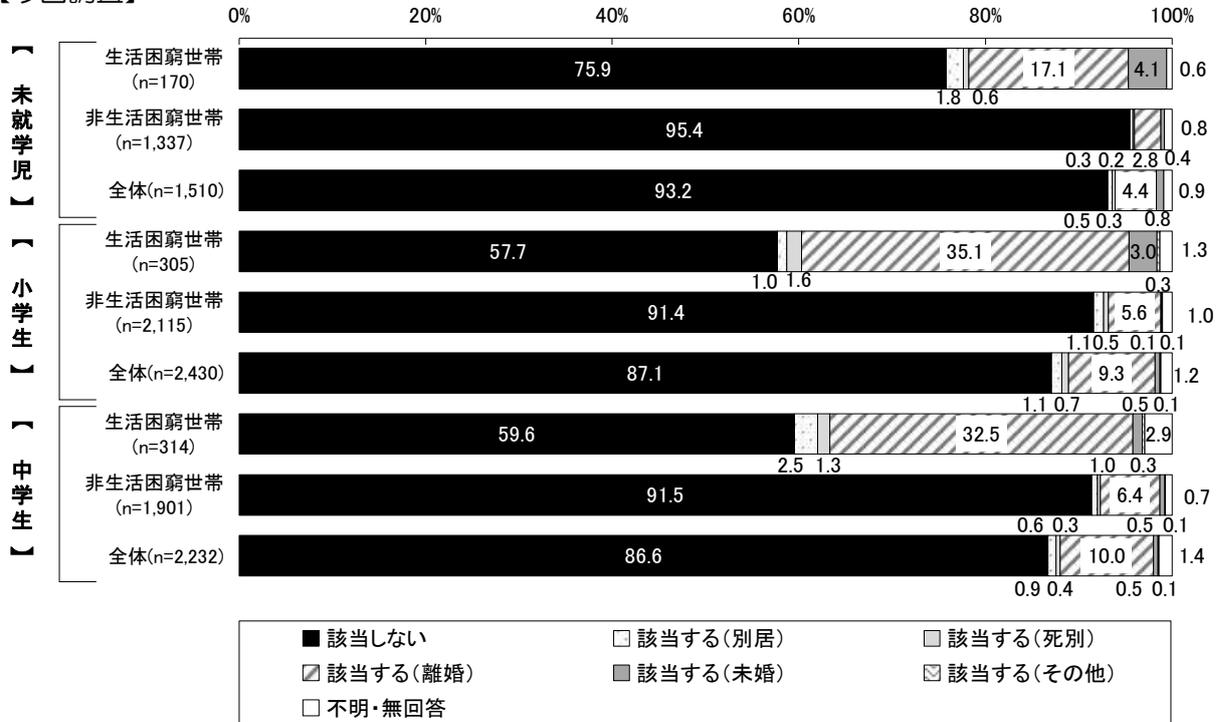


あなたの世帯は、「ひとり親世帯」に該当しますか。(報告書P16)

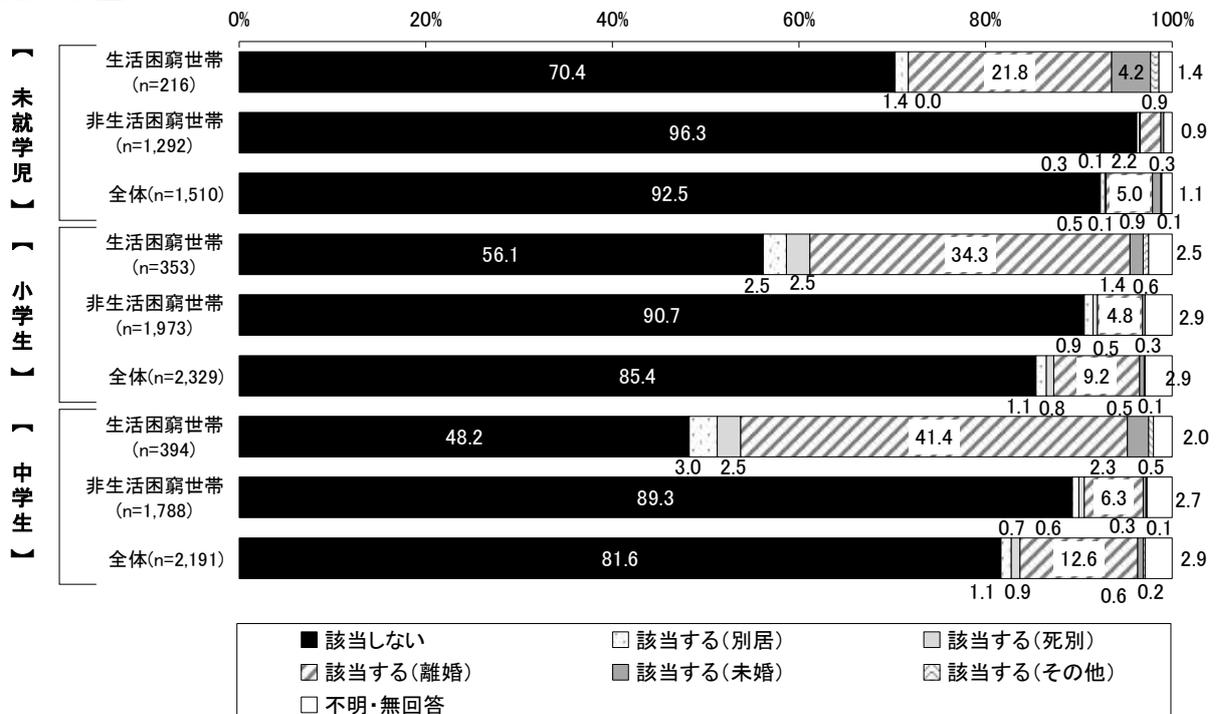
生活困窮世帯ではひとり親世帯に『該当する』の割合が非生活困窮世帯と比較して高く、特に小学生・中学生の生活困窮世帯ではおよそ4割となっています。

経年比較をみると、未就学児・小学生・中学生のすべての生活困窮世帯において、ひとり親世帯が占める割合は減少しています。

【今回調査】



【前回調査】

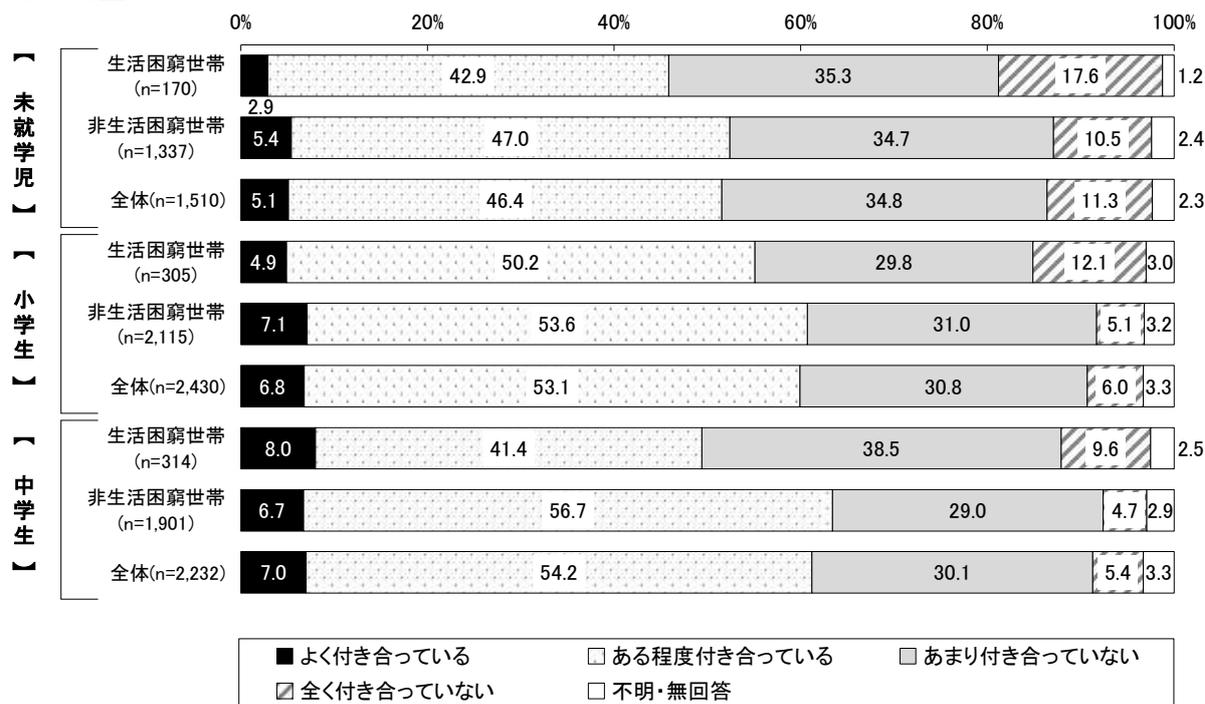


あなたは、地域の人との付き合いをどの程度していますか。(報告書P20)

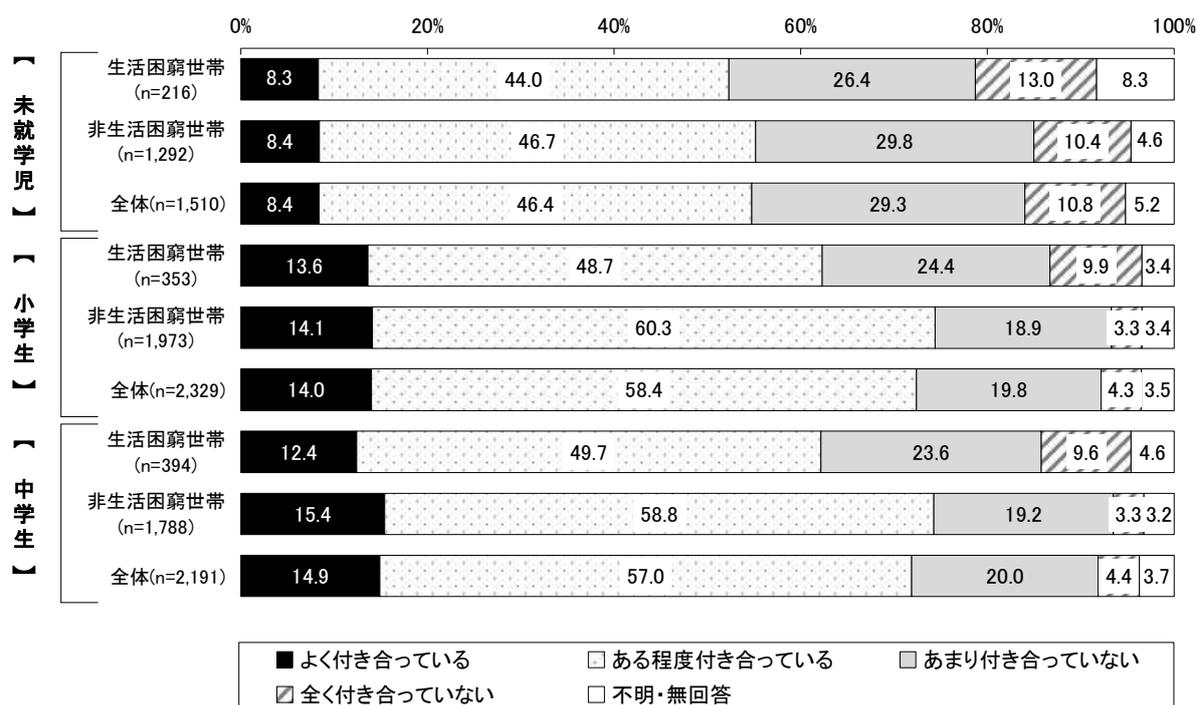
未就学児・小学生・中学生のいずれにおいても「ある程度付き合っている」がおよそ4～6割と最も高くなっています。また、生活困窮世帯では非生活困窮世帯に比べて、「あまり付き合っていない」と「全く付き合っていない」を合わせた『付き合っていない』が高くなっています。

経年比較をみると、未就学児・小学生・中学生のいずれにおいても、「よく付き合っている」「ある程度付き合っている」を合わせた『付き合っている』が減少しています。

【今回調査】



【前回調査】

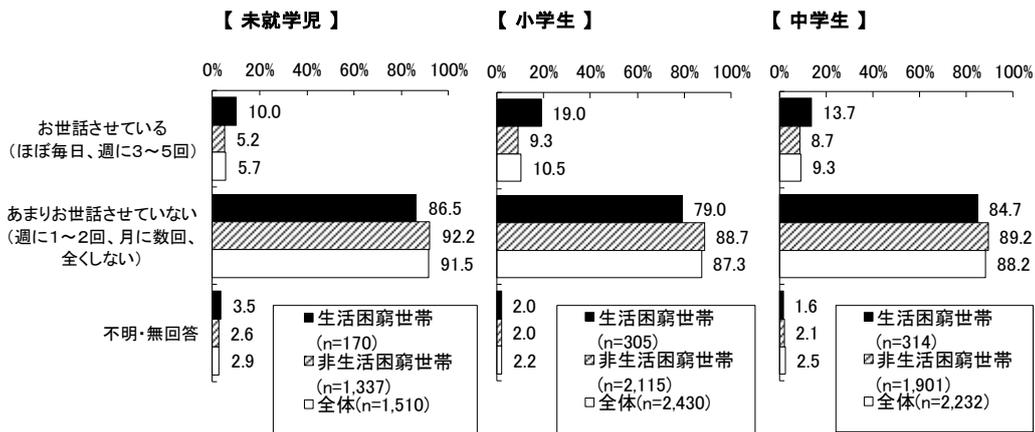


お子さんが行っている家族へのお世話の内容を教えてください。(報告書P63)

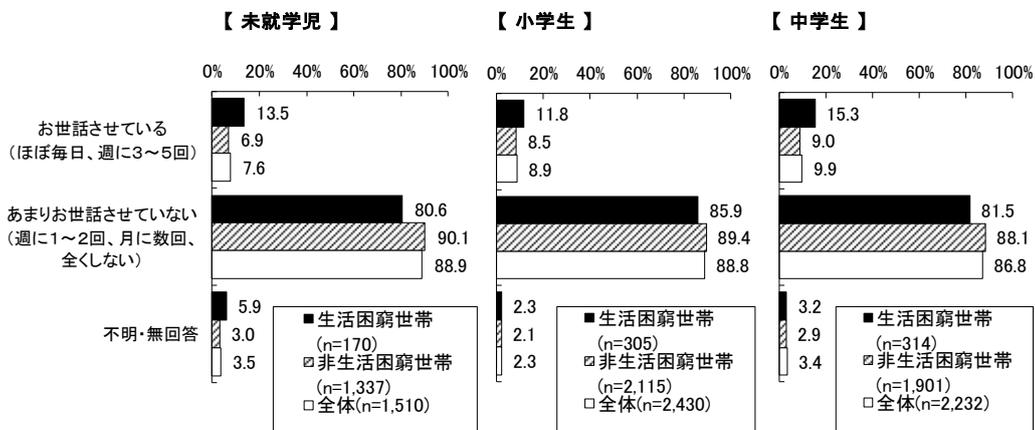
※「お世話させている」の上位3項目

「お世話させている（ほぼ毎日、週に3～5回）」と答えた項目は、1. ①家事（食事の準備や掃除、洗たく）、2. ⑥感情面のサポート（ぐちを聞く、話し相手になる、元気づけるなど）、3. ⑦見守りの順に多く、未就学児・小学生・中学生のいずれにおいても生活困窮世帯では非生活困窮世帯と比べて『あまりお世話させていない』の割合が低くなっています。

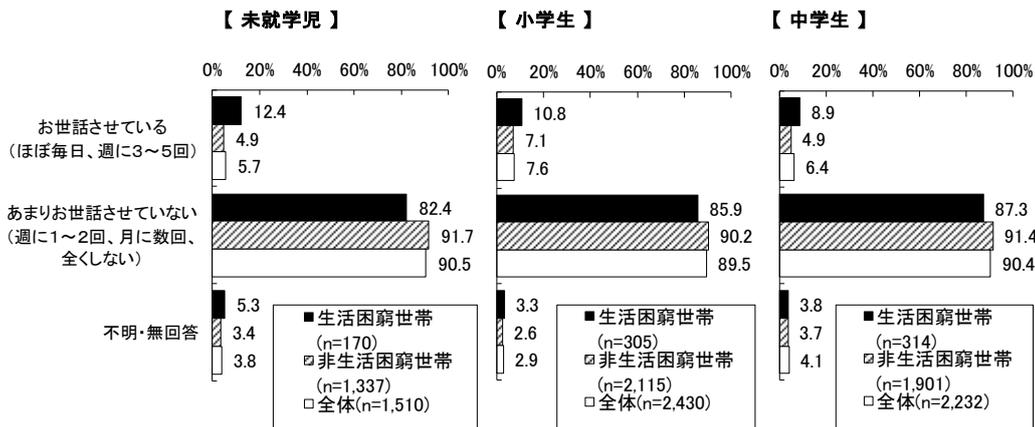
①家事（食事の準備や掃除、洗たく）



⑥感情面のサポート（ぐちを聞く、話し相手になる、元気づけるなど）

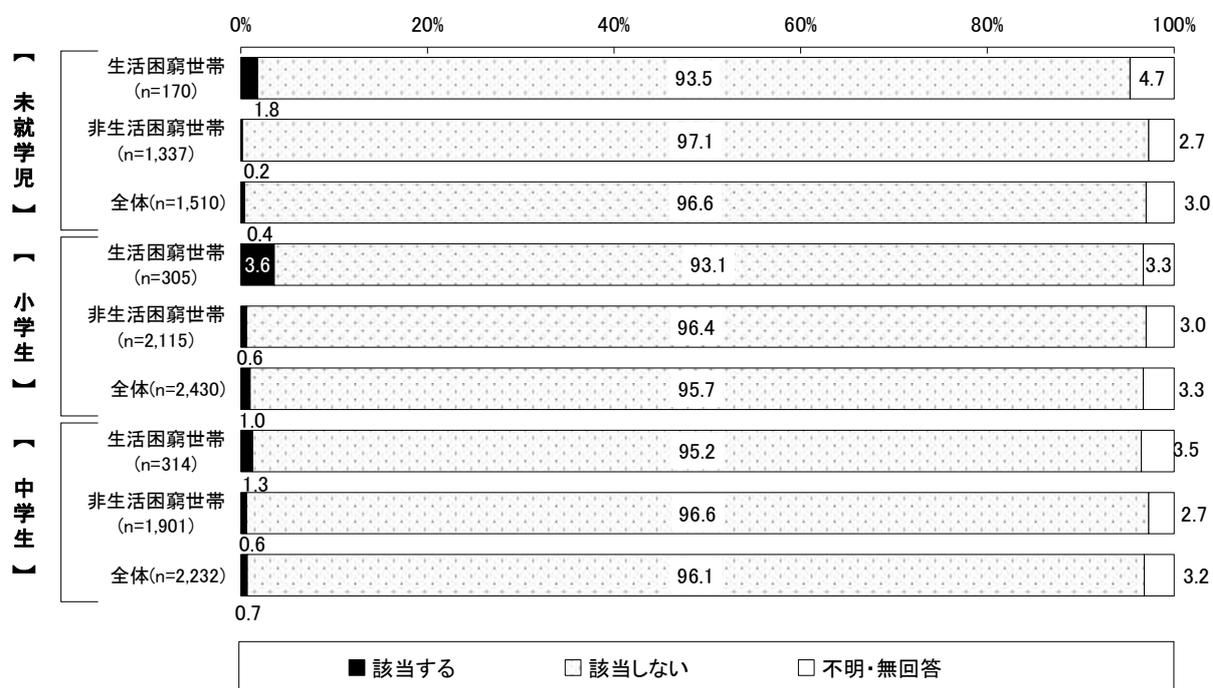


⑦見守り



あなたのお子さんは、「ヤングケアラー」に該当しますか。(報告書P79)

未就学児・小学生・中学生のいずれにおいても、わずかながら非生活困窮世帯よりも生活困窮世帯の方で「該当する」が高くなっています。

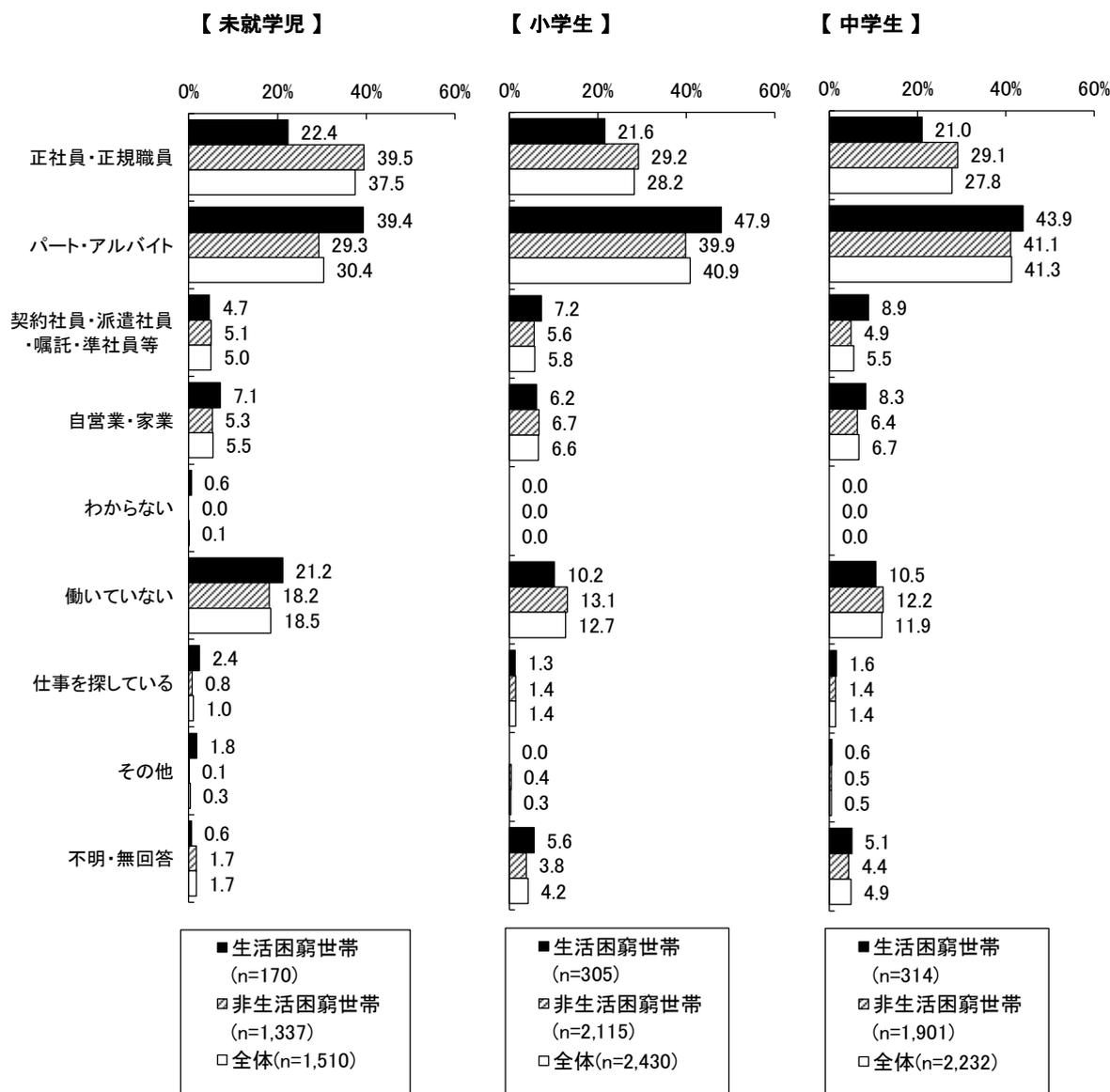


保護者の方の仕事について、お答えください。(母親)(報告書P80)

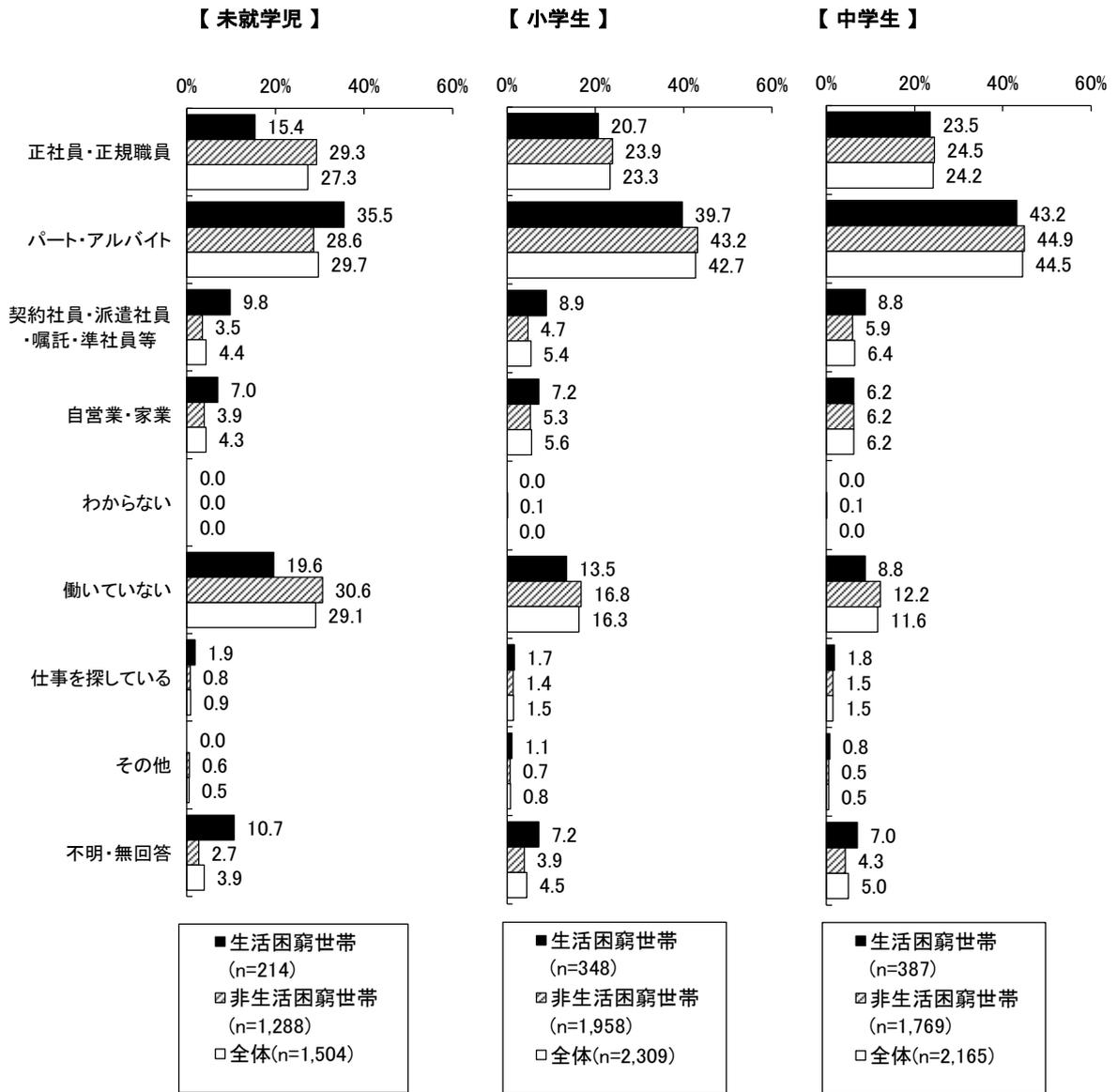
未就学児の生活困窮世帯・小学生・中学生では「パート・アルバイト」がおおよそ4～5割、未就学児の非生活困窮世帯では「正社員・正規職員」がおおよそ4割とそれぞれ最も高くなっています。また小学生・中学生と比べ未就学児の方が非生活困窮世帯と生活困窮世帯で「正社員・正規職員」「パート・アルバイト」の差が大きくなっています。

経年比較をみると、全体として「正社員・正規職員」が増加する一方、「パート・アルバイト」が減少する傾向にあります。未就学児・小学生の生活困窮世帯では「パート・アルバイト」が増加しています。

【今回調査】



【前回調査】

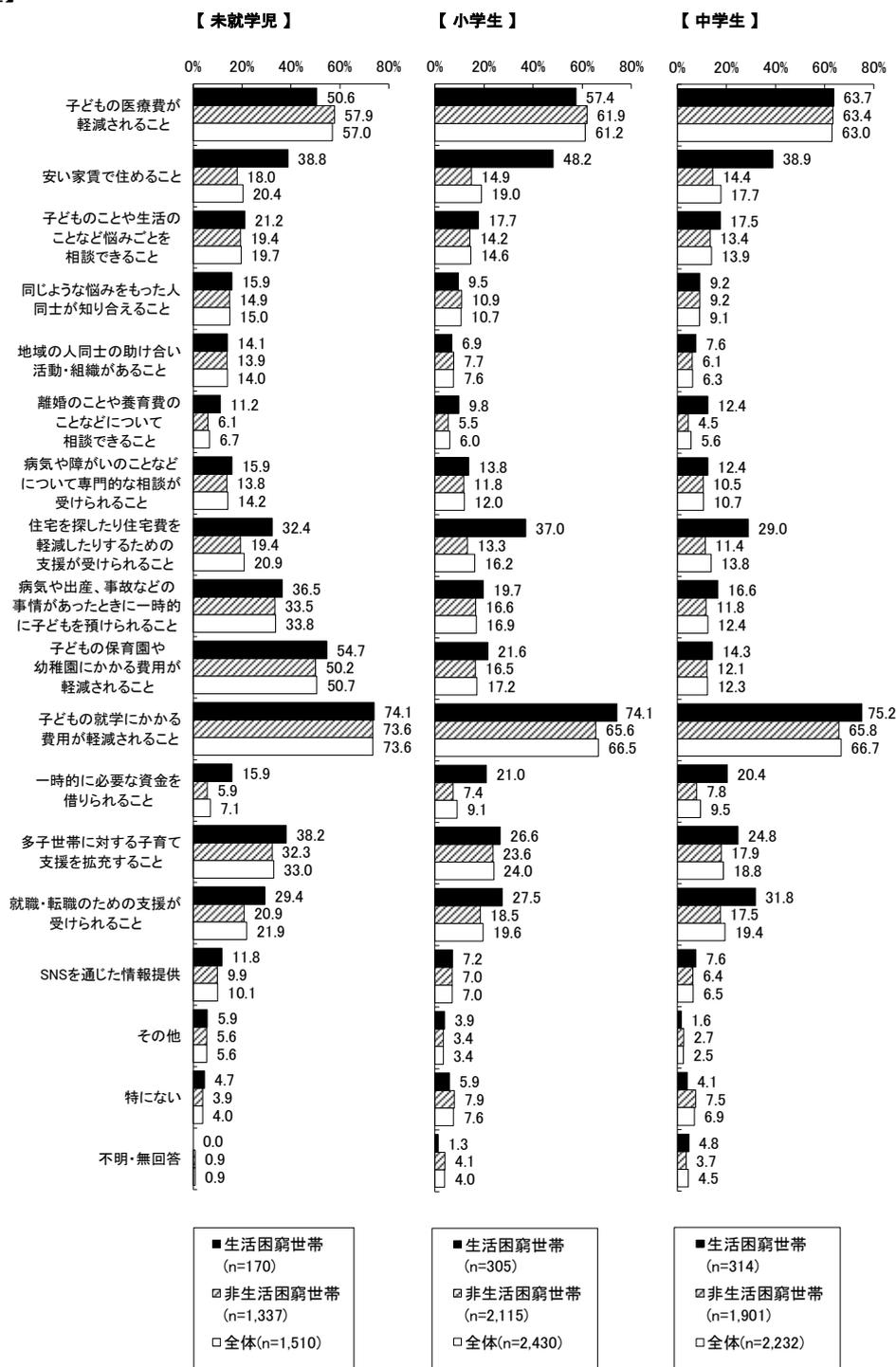


あなたが現在必要としていること、重要だと思う支援等はどのようなものですか。
 (報告書P109)

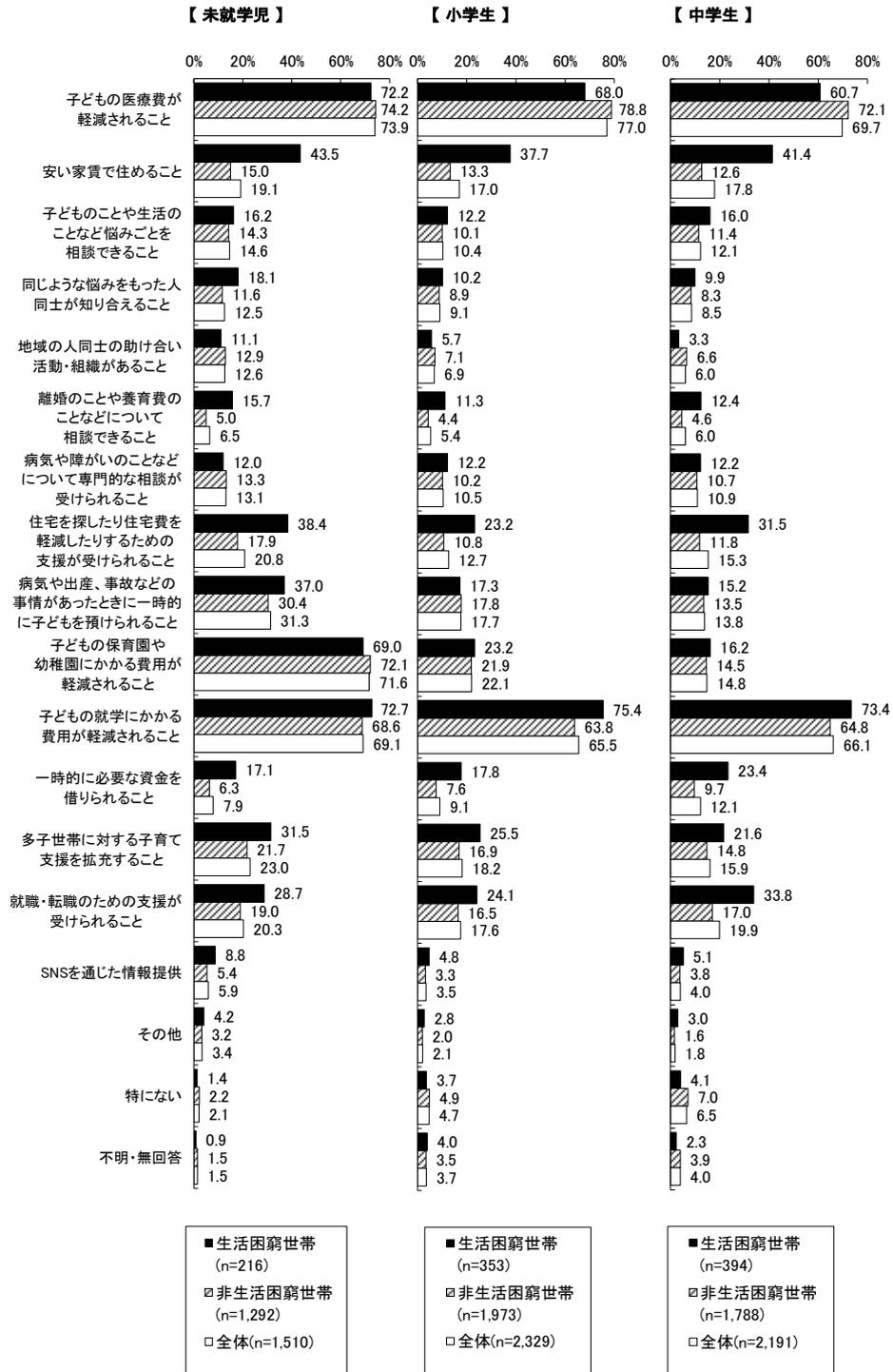
未就学児・小学生・中学生のいずれにおいても子どもの「就学にかかる費用」や「医療費」などへの経済的支援の充実が高い割合となっています。また、生活困窮世帯では「安い家賃で住めること」「住宅を探したり住宅費を軽減したりするための支援が受けられること」などで非生活困窮世帯より特に高い割合となっています。

経年比較をみると中学生の生活困窮世帯を除き、未就学児・小学生・中学生のいずれにおいても「子どもの医療費が軽減されること」、未就学児において「子どもの保育園や幼稚園にかかる費用が軽減されること」が減少しています。

【今回調査】



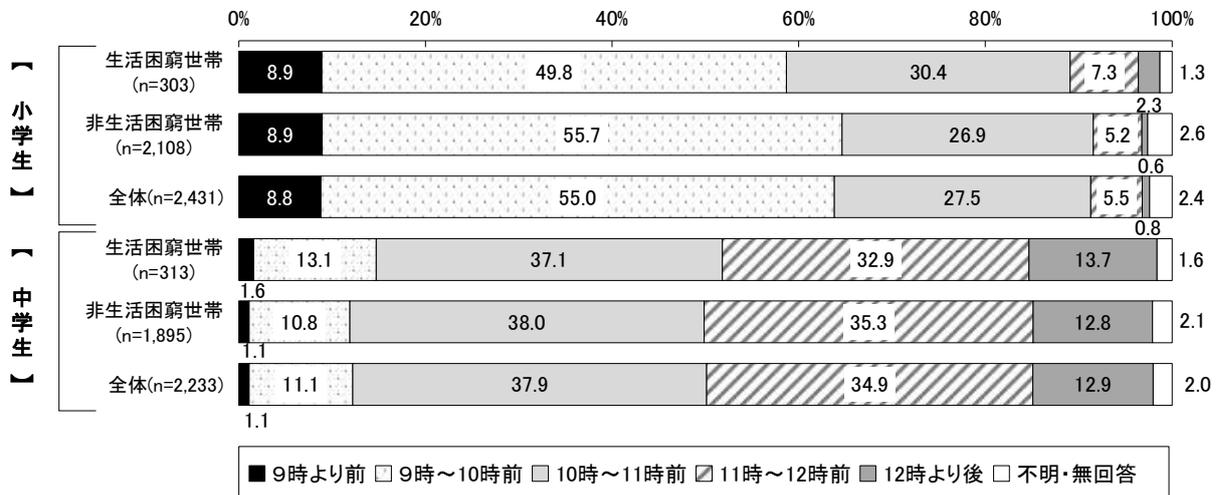
【前回調査】



3. 主要な調査結果（小学生・中学生）

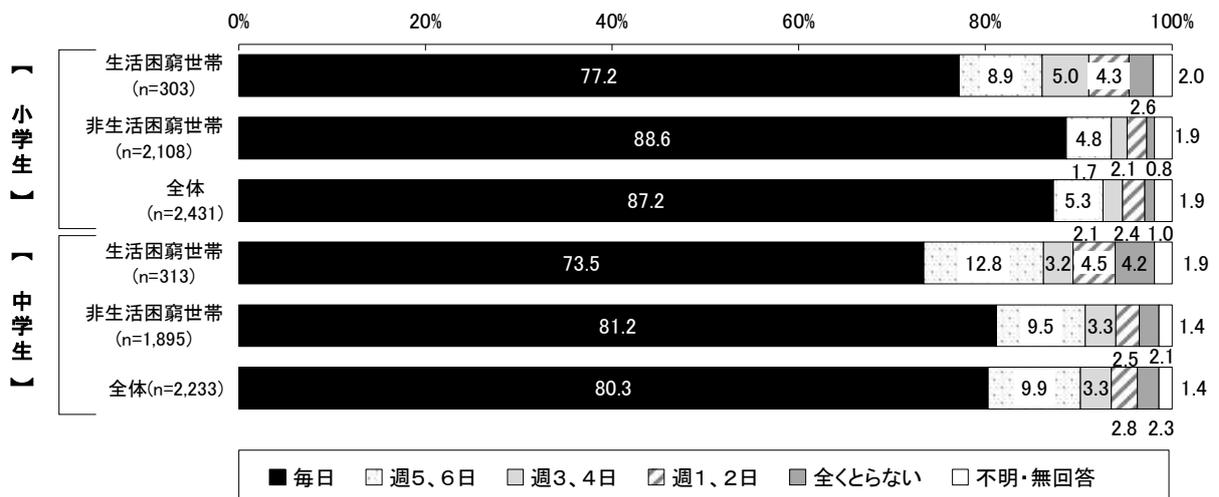
次の日に学校がある日、あなたは、夜何時ごろに寝ますか。（報告書P140）

小学生では「9時～10時前」がおよそ5～6割、中学生では「10時～11時前」がおよそ4割とそれぞれ最も高くなっています。



あなたは1週間の内どれくらい朝ごはんをとっていますか。（報告書P137）

小学生・中学生のいずれにおいても「毎日」が最も高く、およそ7～9割となっています。また、生活困窮世帯では、非生活困窮世帯に比べて「毎日」が低くなっています。

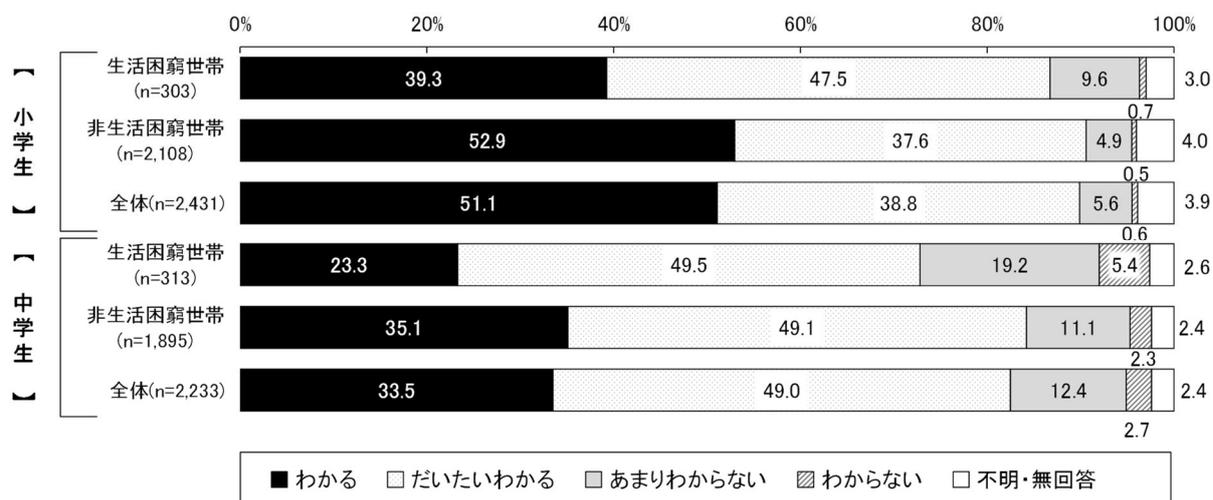


あなたは学校の授業はわかりますか。(報告書P169)

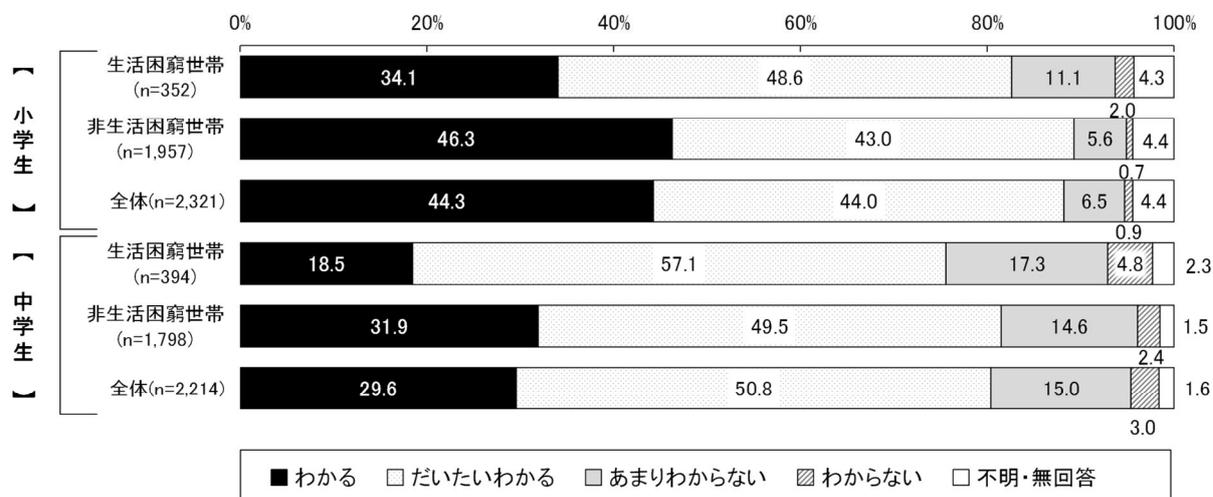
小学生の生活困窮世帯、中学生では「だいたいわかる」がおよそ5割、小学生の非生活困窮世帯では「わかる」がおよそ5割とそれぞれ最も高くなっています。また、生活困窮世帯では「わかる」が非生活困窮世帯に比べて低くなっています。

経年比較をみると、小学生・中学生のいずれにおいても「わかる」がやや増加しています。

【今回調査】



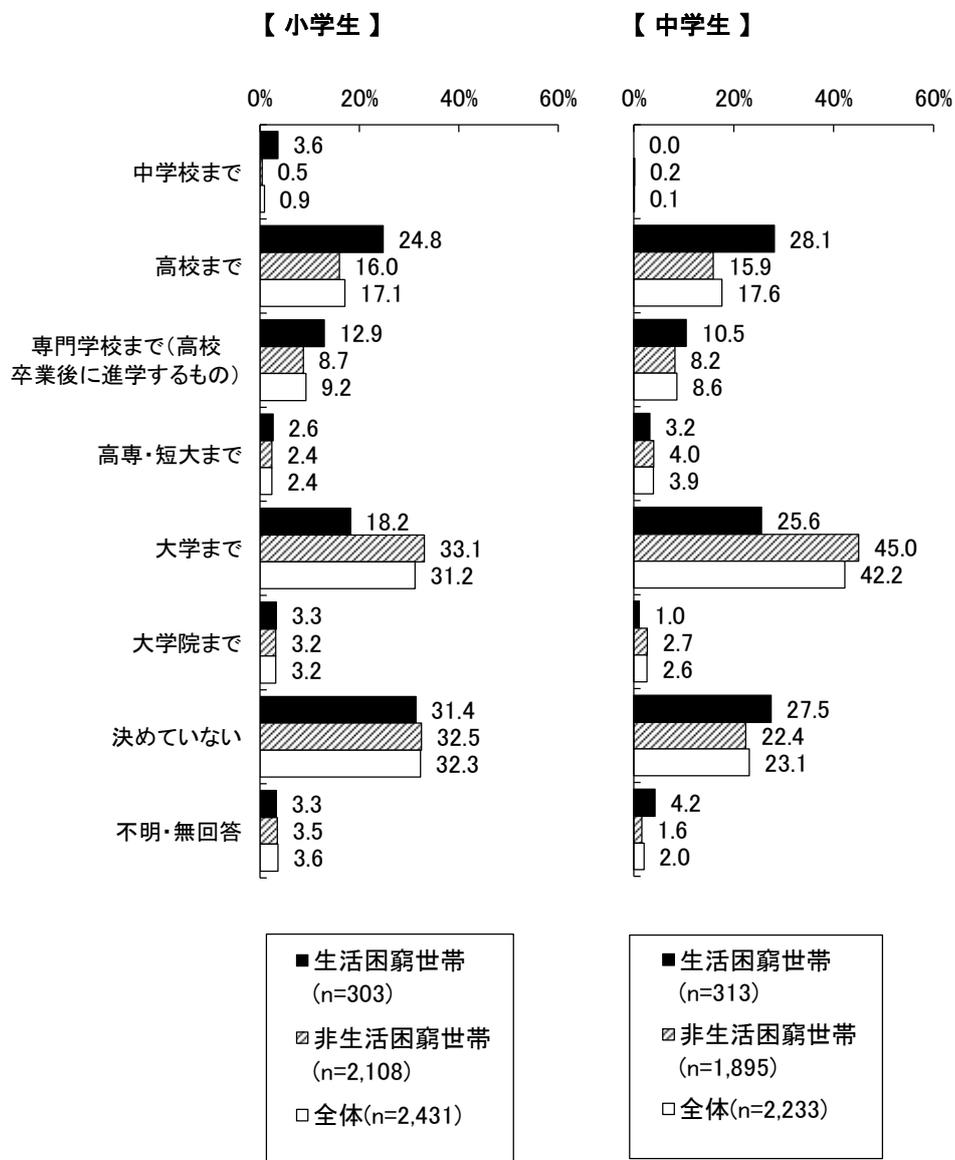
【前回調査】



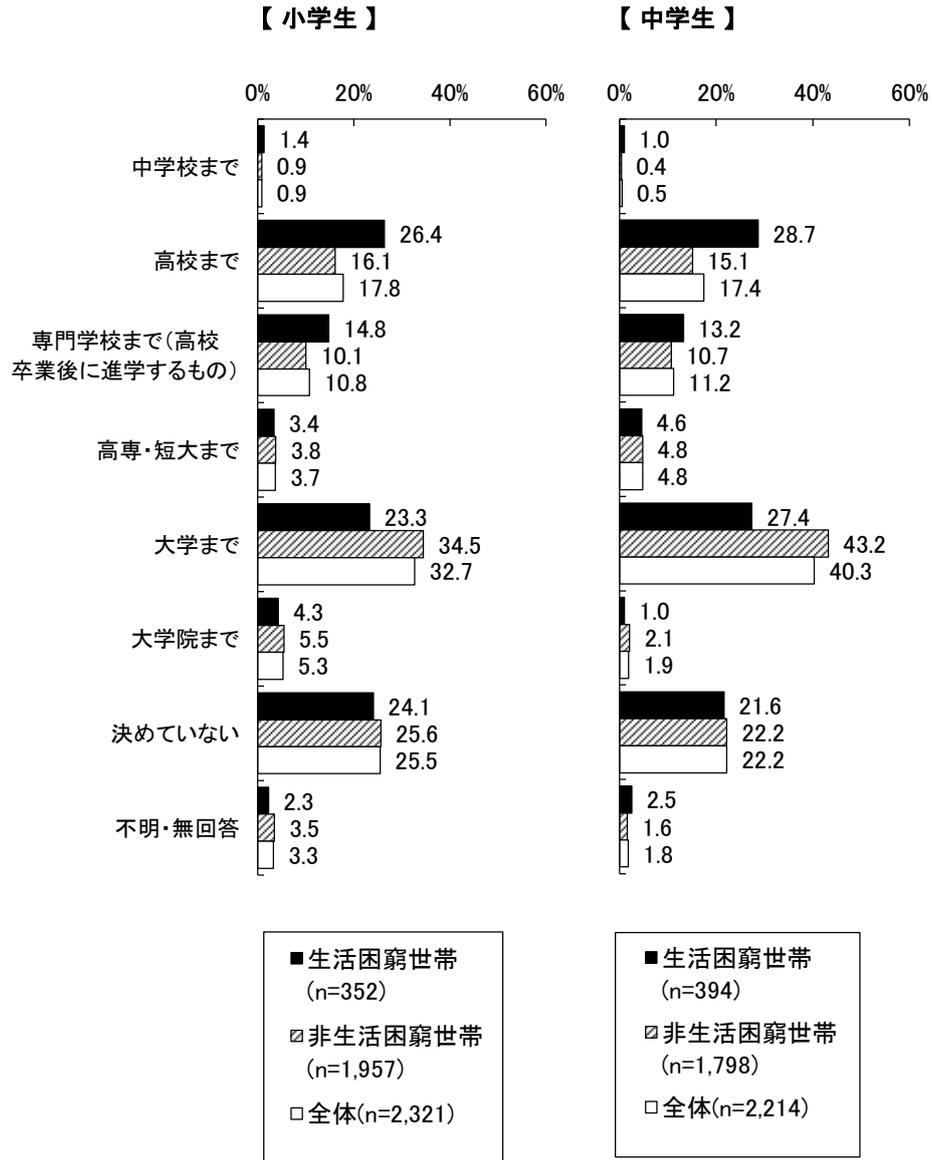
あなたは、将来どの学校まで進学したいと思いますか。(報告書P181)

「決めていない」を除き、小学生・中学生の非生活困窮世帯では「大学まで」が、生活困窮世帯では「高校まで」が最も高くなっています。

【今回調査】



【前回調査】

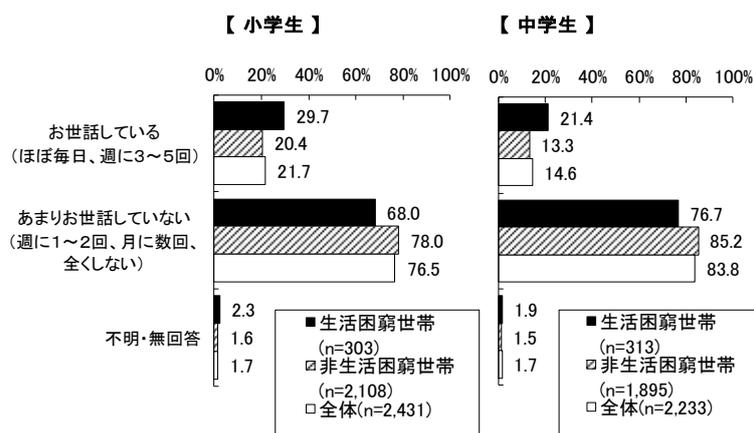


あなたが行っている家族お世話の内容を教えてください。(報告書P151)

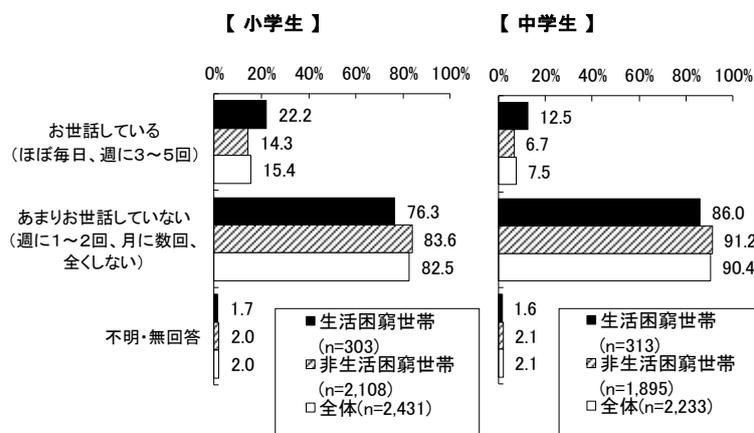
※「お世話している」の上位3項目

「お世話している（ほぼ毎日、週に3～5回）」と答えた項目は、1. ①家事（食事の準備や掃除、洗たく）、2. ④外出の付きそい（買い物、散歩など）、3. ⑥感情面のサポート（ぐちを聞く、話し相手になる、元気づけるなど）の順に多く、生活困窮世帯は非生活困窮世帯と比べて「お世話している（ほぼ毎日、週に3～5回）」とする割合が高くなっています。

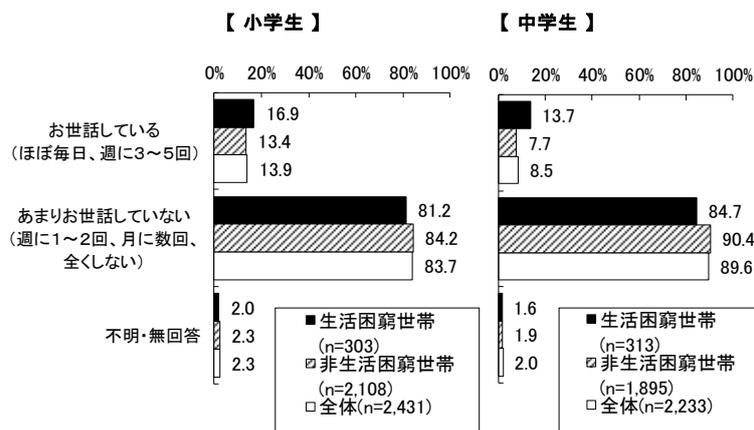
①家事（食事の準備や掃除、洗たく）



④外出の付きそい（買い物、散歩など）



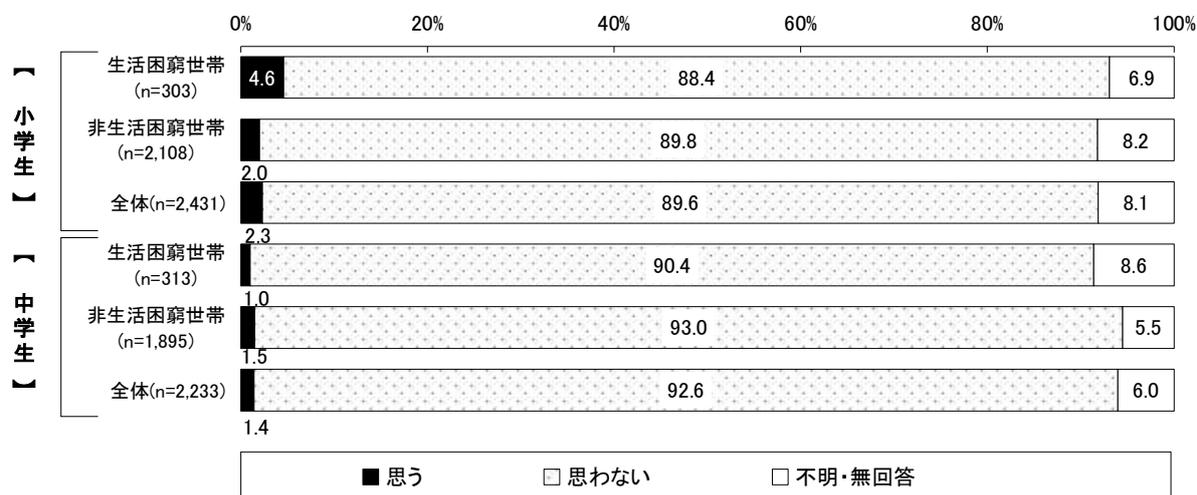
⑥感情面のサポート（ぐちを聞く、話し相手になる、元気づけるなど）



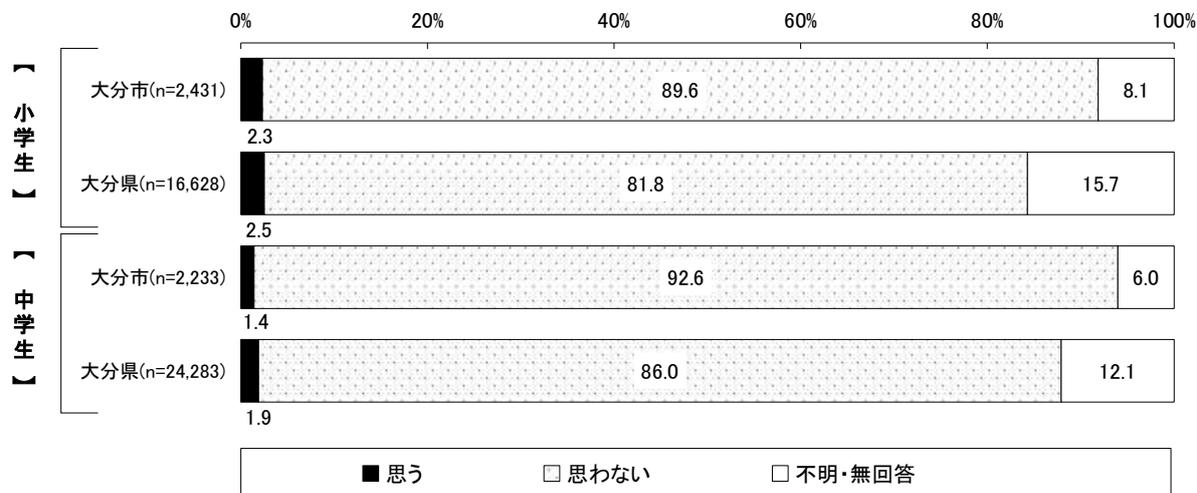
あなたは自分のことを「ヤングケアラー」だと思えますか。(報告書P166)

小学生の生活困窮世帯では「思う」が非生活困窮世帯に比べてやや高くなっており、中学生の非生活困窮世帯では、「思う」が生活困窮世帯に比べてやや高くなっています。

県との比較をみると、小学生・中学生のいずれにおいても「思う」がやや低くなっています。



【県との比較 (※)】

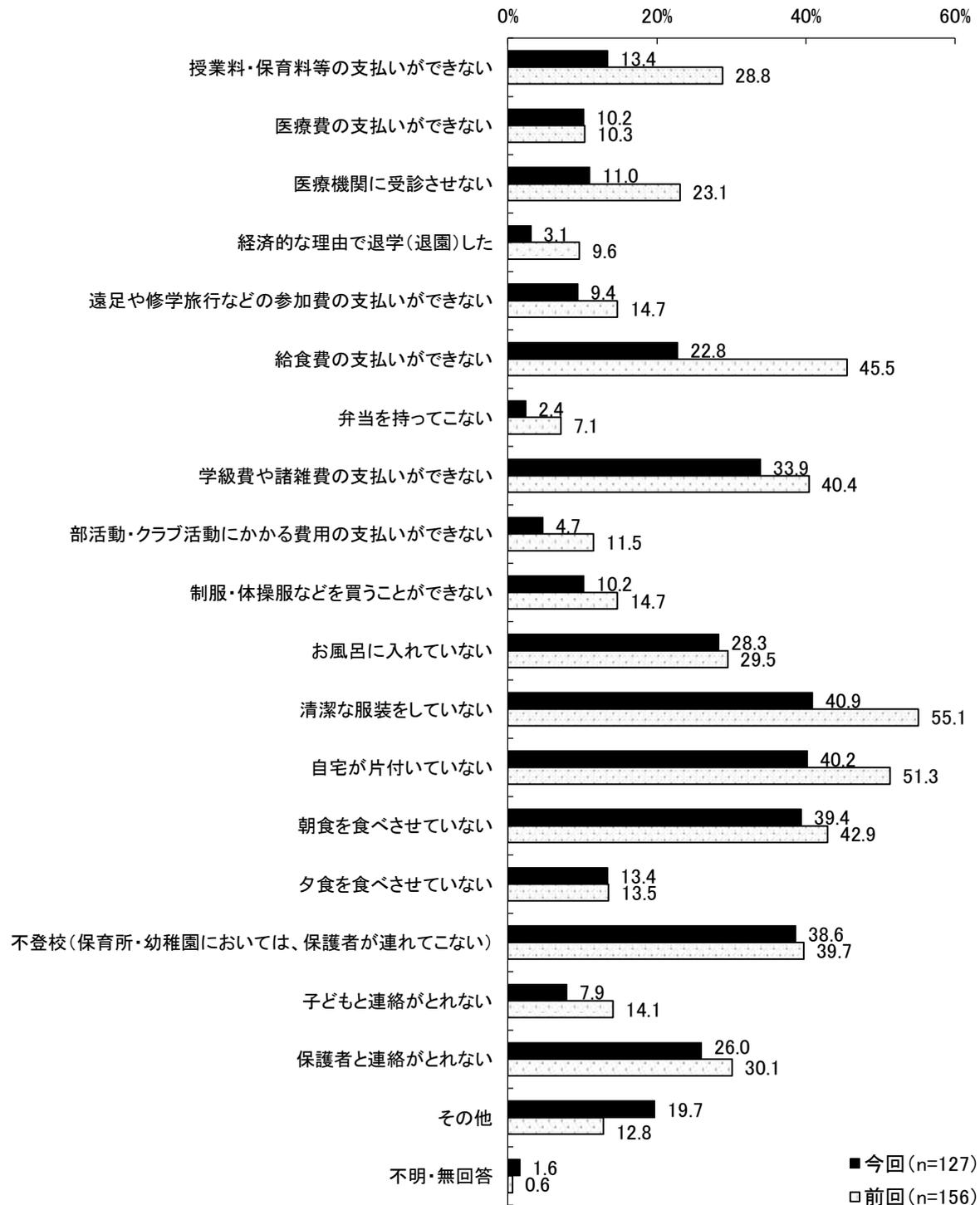


※『大分県ヤングケアラー実態調査報告書 令和4年2月 (大分県 福祉保健部こども・家庭支援課)』との比較

4. 主要な調査結果（支援機関等）

困難を抱える家庭は、具体的にどのような状況ですか。（報告書P204）

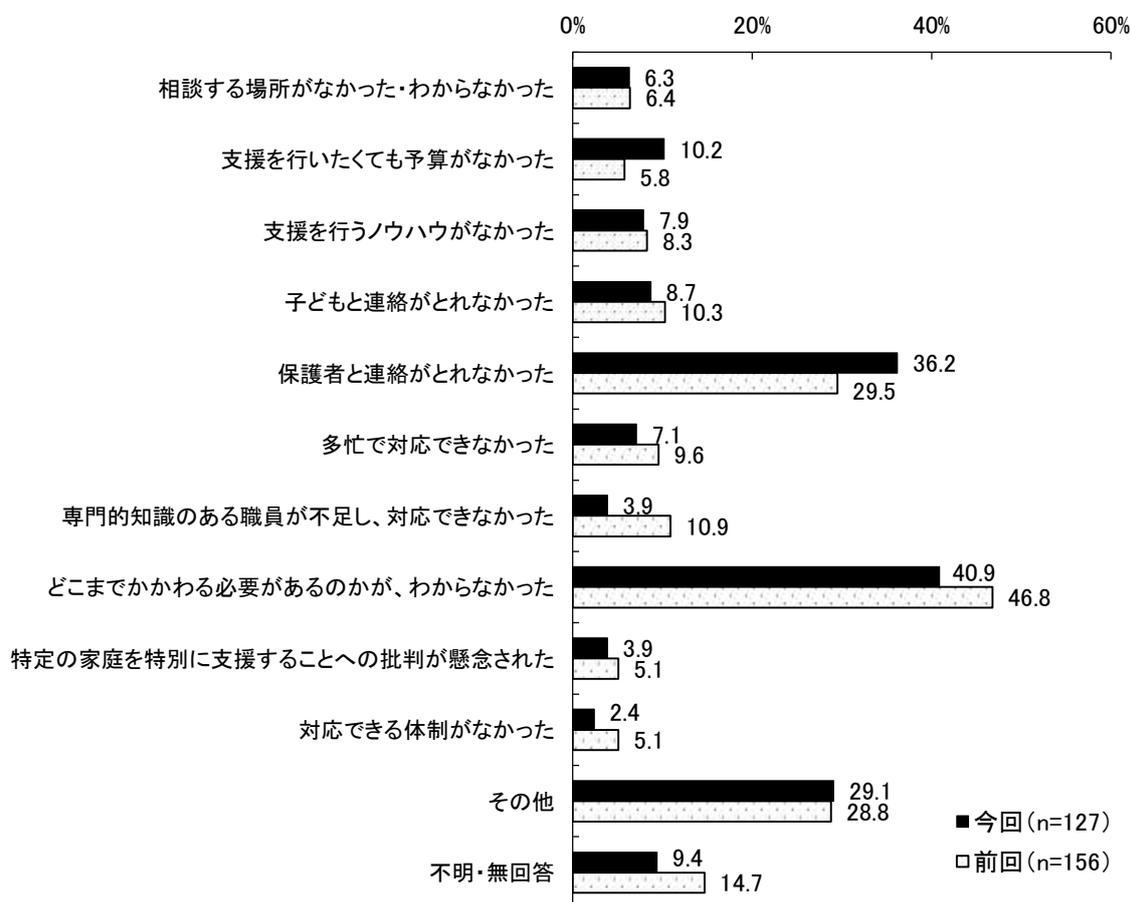
「清潔な服装をしていない」が40.9%と最も高く、次いで「自宅が片付いていない」が40.2%、「朝食を食べさせていない」が39.4%となっています。



・その他については、子どもの意思が尊重されていないなどの意見が挙がっています。

困難を抱える家庭に対する支援を行う中で、特に悩んだり難しかったことは、どのようなことですか。（報告書P209）

「どこまでかかわる必要があるのかが、わからなかった」が40.9%と最も高く、次いで「保護者と連絡がとれなかった」が36.2%、「支援を行いたくても予算がなかった」が10.2%となっています。



- ・その他については、
 - 「当該家庭の保護者が支援を拒むケース」
 - 「介入することがデリケートであるということ」
 - 「子どもや保護者が現状を「当たり前」と認識し、相談の訴えがない」
 などの意見が挙がっています。

5. 大分市における子どもの貧困等に関する課題

(1) 子どもの貧困対策に関する8つの課題

課題1 教育支援の充実

- 子どもに受けさせたい教育の段階について、生活困窮世帯では「大学まで」と回答した人の割合が非生活困窮世帯より低く、ひとり親世帯においては、「大学まで」と回答した人の割合がひとり親世帯以外より低い傾向にあります。
- 「学校の授業はわかるか」と、「朝食をとる回数」、「遅刻する回数」、「家族に勉強をみてもらふ頻度」との関係性をみると、「1週間のうち、朝食をとる回数が多い世帯」や「遅刻する回数が少ない世帯」、「ほぼ毎日勉強をみてもらっている世帯」の子どもの方が、授業が「わかる」とする割合が高い傾向であり、生活環境や家庭の状況が子どもの学力に影響を及ぼしていることがわかります。
- 親子の希望する教育段階を比較すると、生活困窮世帯の方が親子で希望が異なっている世帯の割合が高くなっています。
- こうした様々な要因が子どもの学習意欲に影響を及ぼしているのではないかと懸念されることから、引き続き子どもの意欲の向上を図るため学習支援等の取組が必要です。

○クロス集計※（報告書P235）

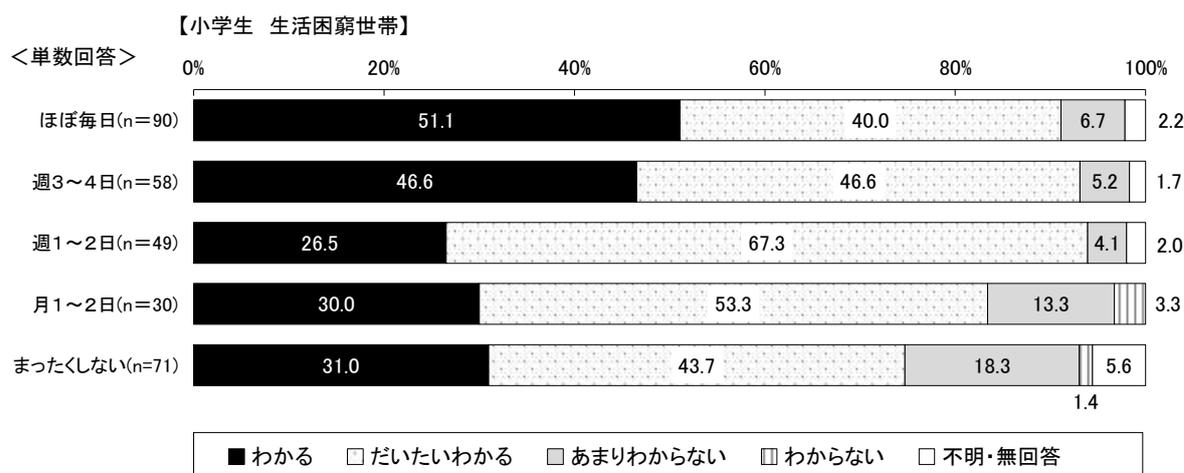
（子ども）あなたは、学校の授業はわかりますか。

×（子ども）あなたは、家族に勉強をみてもらふことがありますか。

非生活困窮世帯の小学生を除くいずれにおいても、おおむね家族に勉強をみてもらふ回数が多いほど授業がわかる傾向となっています。

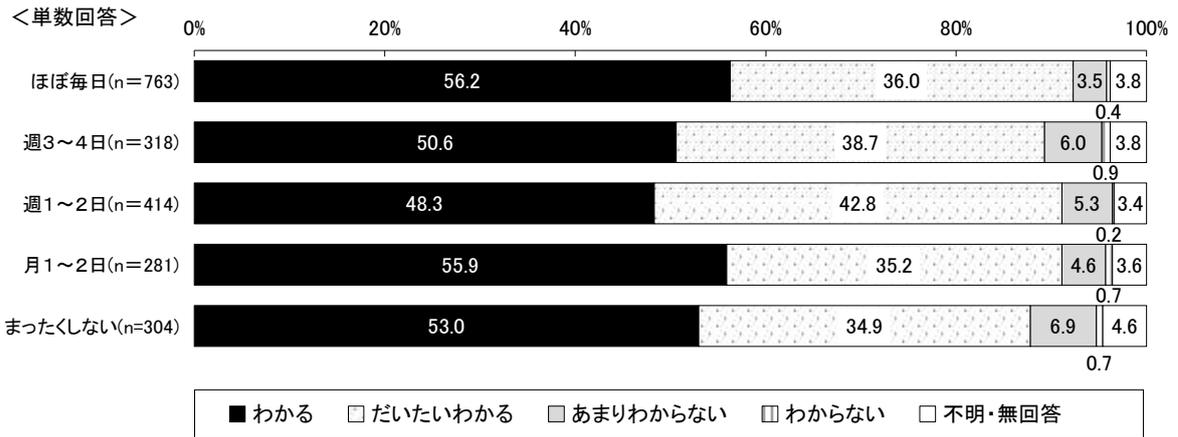
経年比較では、小学生・中学生及び生活困窮世帯の該当有無を問わず、家族に勉強を「ほぼ毎日」みてもらっており、授業が「わかる」と感じる子どもの割合は増加しています。

【今回調査】

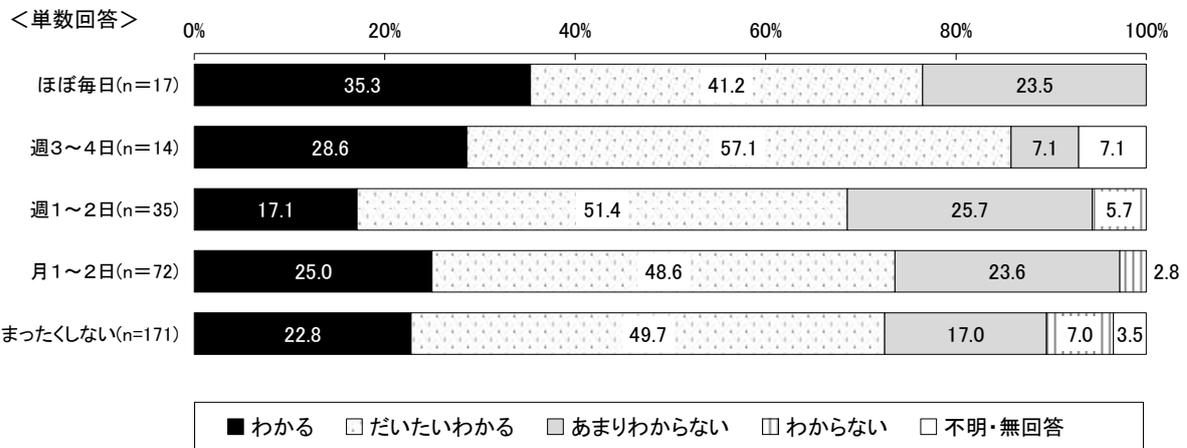


※クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、「×」の前後にある質問項目について、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。

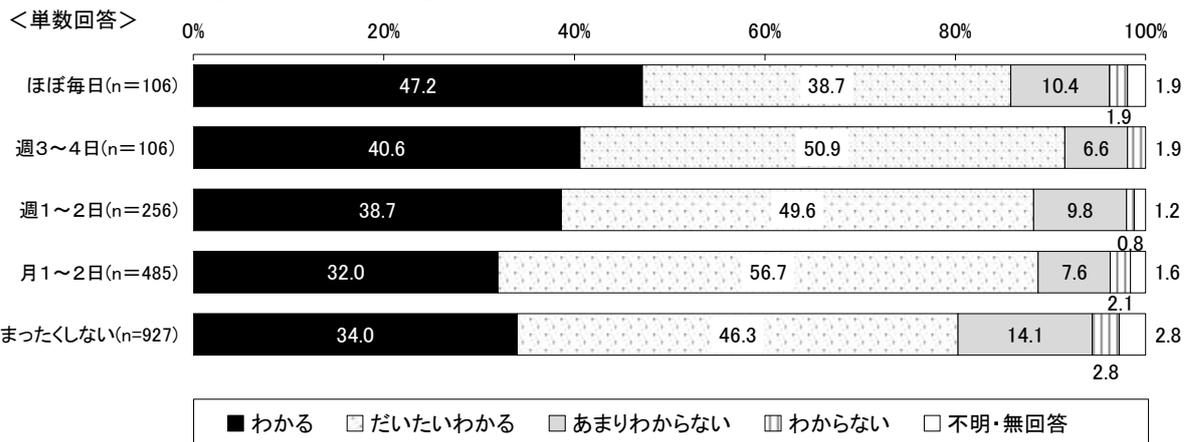
【小学生 非生活困窮世帯】



【中学生 生活困窮世帯】

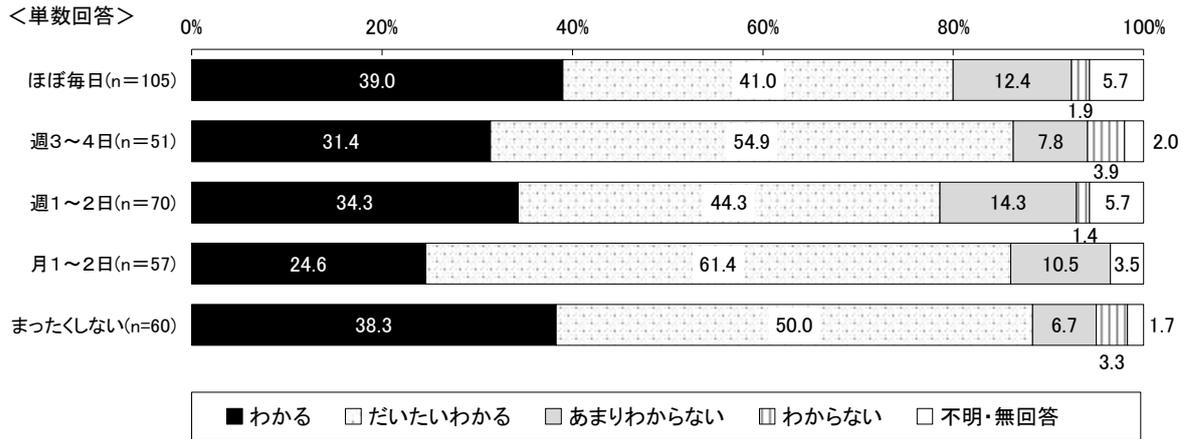


【中学生 非生活困窮世帯】

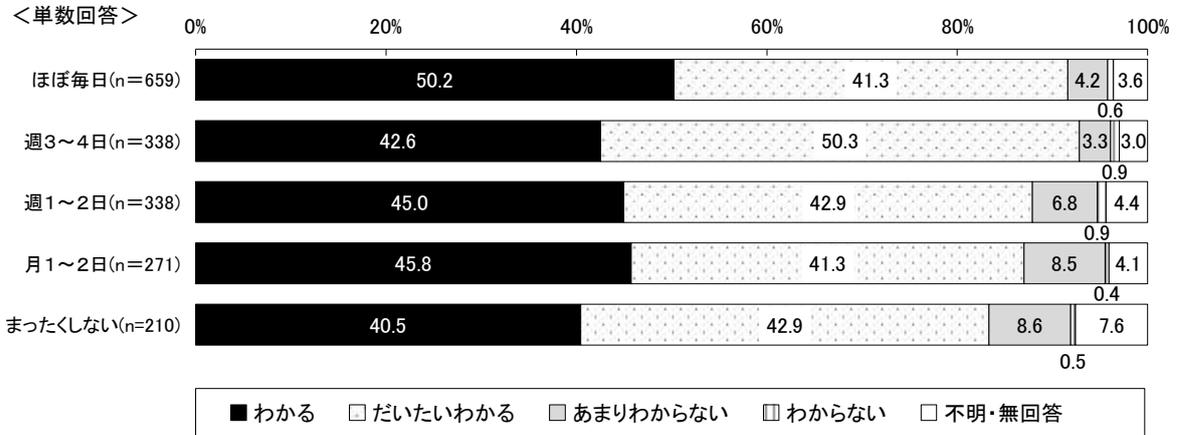


【前回調査】

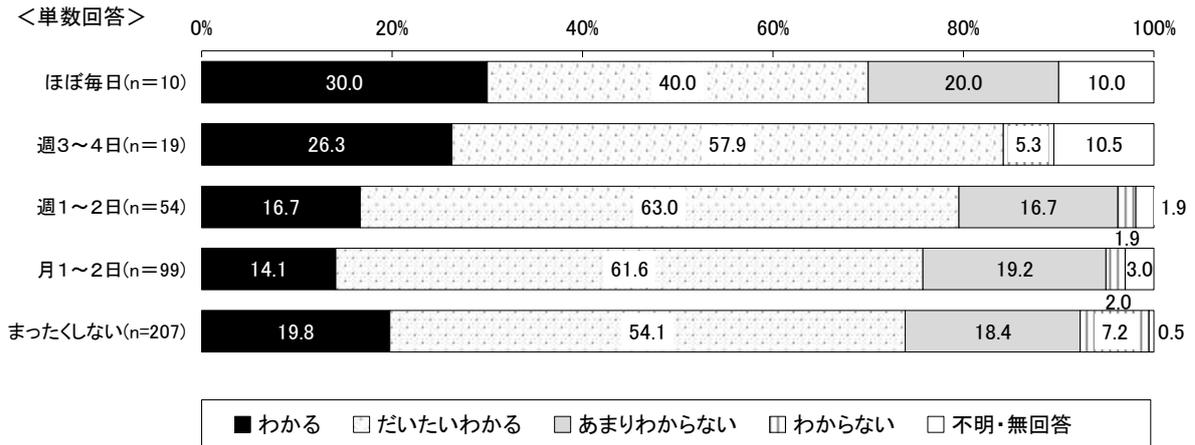
【小学生 生活困窮世帯】



【小学生 非生活困窮世帯】

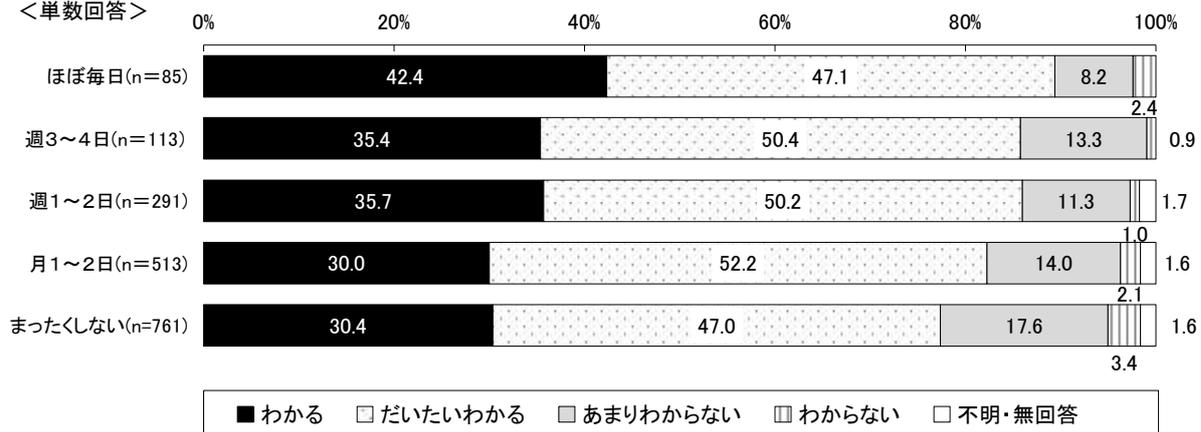


【中学生 生活困窮世帯】



【中学生 非生活困窮世帯】

<単数回答>



課題2 地域とのつながり

- 「相談相手の有無」では、前回調査時（平成30年度）との比較において、すべての世帯で「相談相手がいる」が増加しています。次に、その相談相手については、非生活困窮世帯では「配偶者・パートナー」の割合が最も高い一方で、生活困窮世帯では「親」や「友人・知人」の割合の方が高いという傾向となっており、この状況は第一子出産の際から同様となっています。
- 「地域との付き合い」では、前回調査時（平成30年度）との比較において、未就学児・小学生・中学生のいずれにおいても、「よく付き合っている」「ある程度付き合っている」を合わせた『付き合っている』が減少しており、背景には新型コロナウイルス感染症の影響が推察されます。世帯間の比較では、生活困窮世帯の方が「全く付き合っていない」「あまり付き合っていない」と回答した人の割合が高くなっています。その他、「地域との付き合い」と、ひとり親世帯の該当有無、「K6点数※別」との関係性をみると、「ひとり親世帯」や「K6点数が高い世帯」ほど付き合いは薄い傾向であり、地域との付き合いについては世帯や保護者が置かれている状況との関連もあることが読み取れます。
- 様々な相談を受けることがある支援機関では、「困難を抱える家庭への支援の際に特に悩んだり難しかったこと」において、「どこまでかかわる必要があるのかが、わからなかった」や「保護者と連絡がとれなかった」と回答した人の割合が高くなっており、相談を受ける側への支援についても求められています。
- 本市の実施する事業の認知度をみると、「ファミリーパートナー」や「子ども家庭支援センター」「スクールソーシャルワーカー活用事業」などの相談支援事業については、前回調査時（平成30年度）との比較において、「知らない」とする割合が減っており、周知が進んでいることがうかがえる一方で、依然として「知らない」とする方も一定数いることから、引き続き周知を続けていく必要があります。

※K6点数：うつ病・不安障害などの精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発された指標。

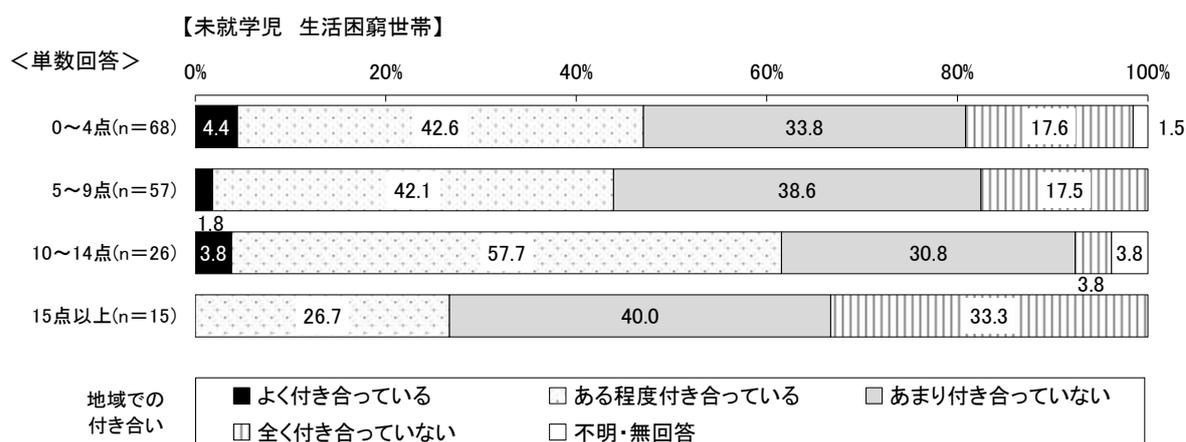
〇クロス集計（報告書P245）

（保護者）あなたは、地域の人との付き合いをどの程度していますか。

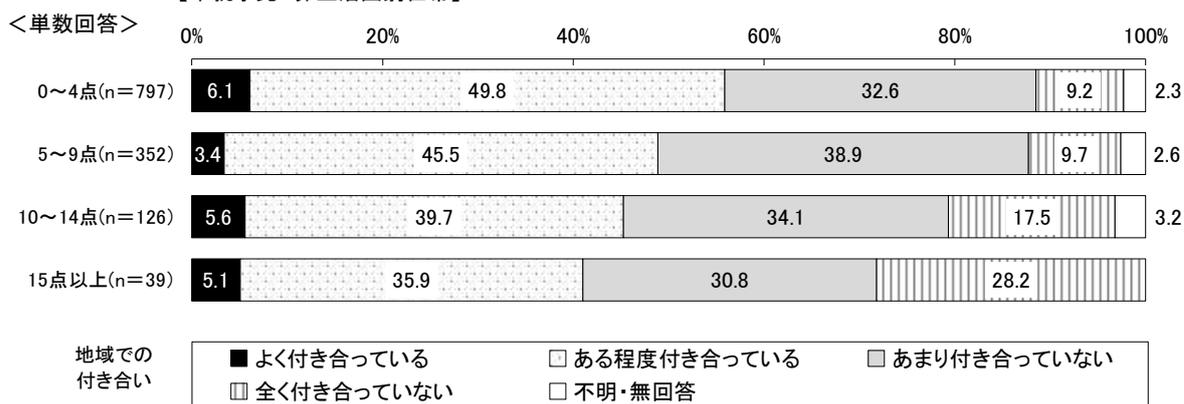
×（保護者）K6点数

未就学児・小学生・中学生及び生活困窮世帯の該当有無を問わず、おおむねK6点数「15点以上」では地域と付き合っていない割合が高くなっています。

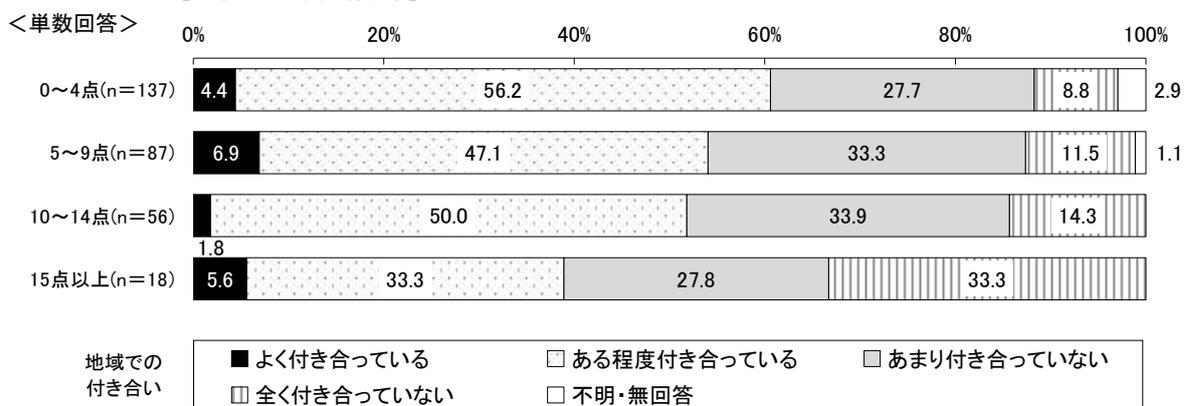
【今回調査】



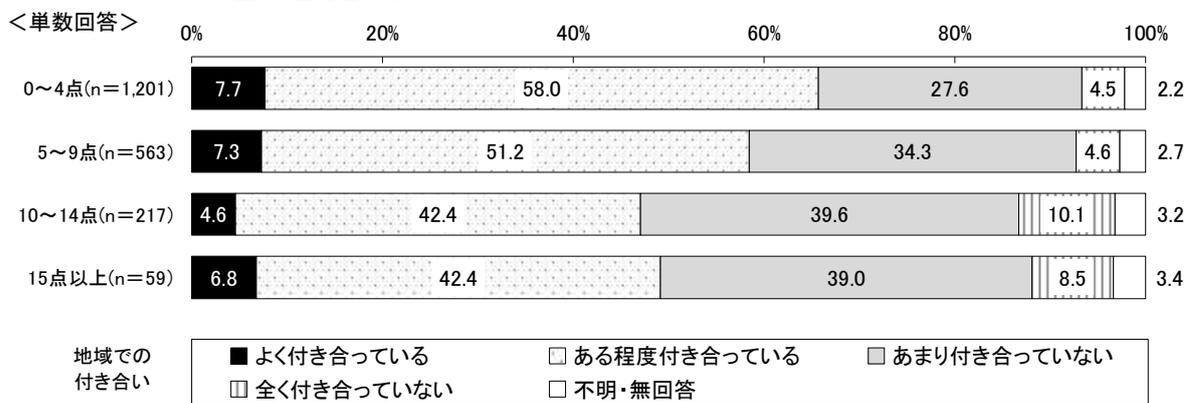
【未就学児 非生活困窮世帯】



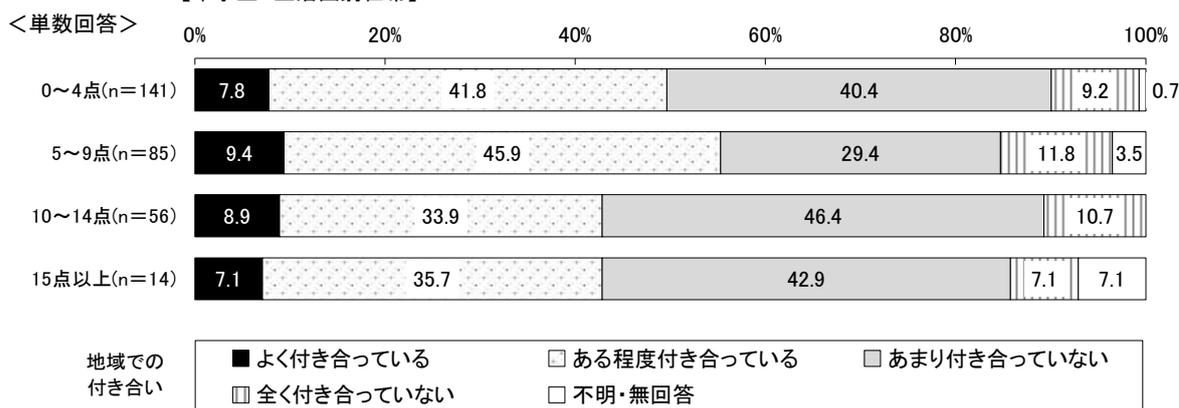
【小学生 生活困窮世帯】



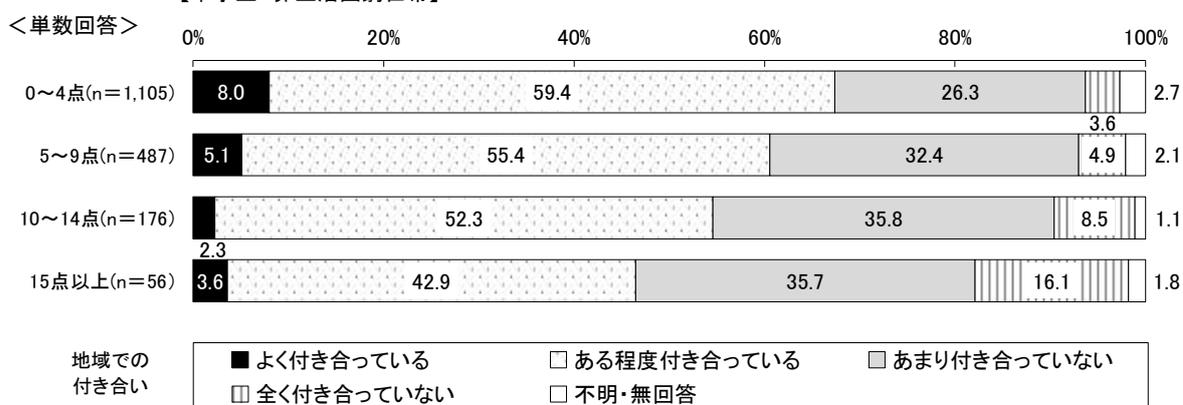
【小学生 非生活困窮世帯】



【中学生 生活困窮世帯】

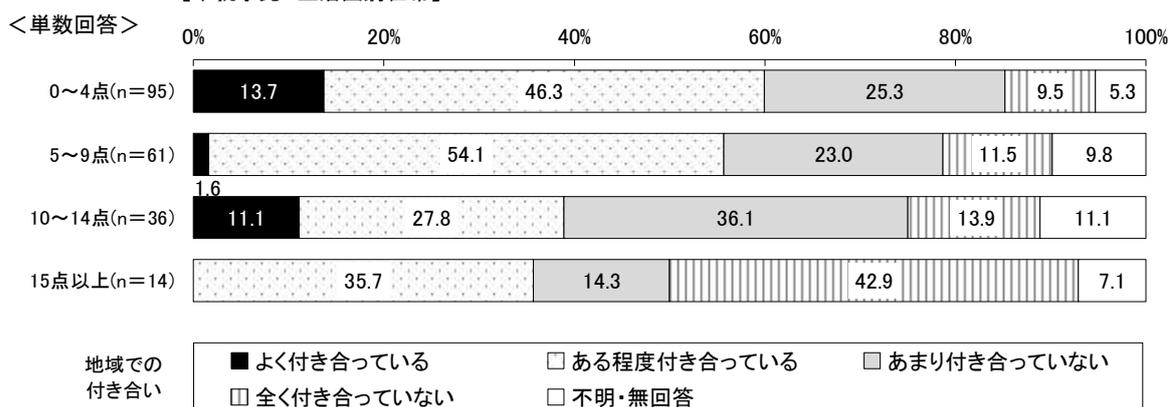


【中学生 非生活困窮世帯】

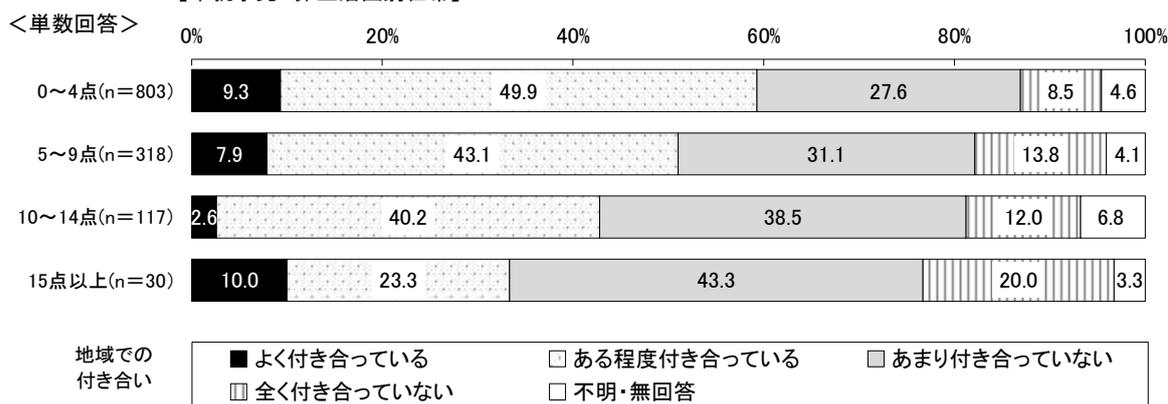


【前回調査】

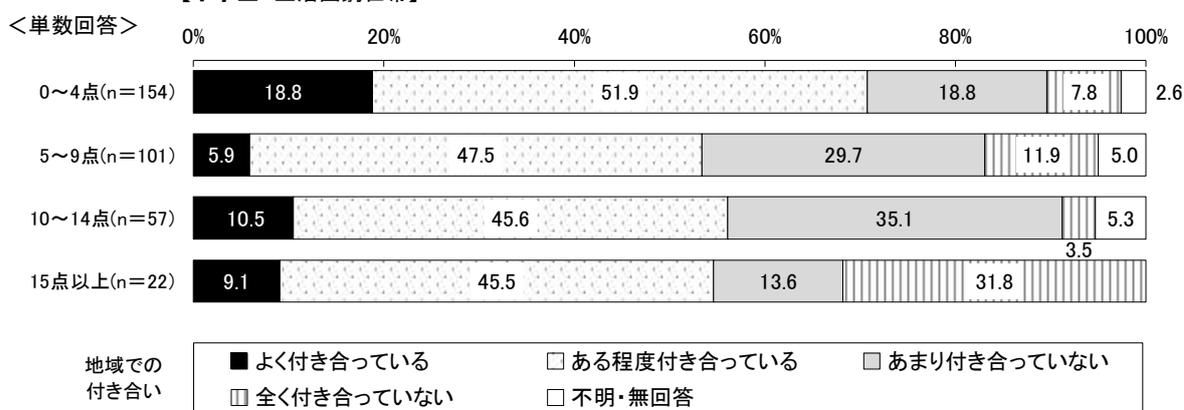
【未就学児 生活困窮世帯】



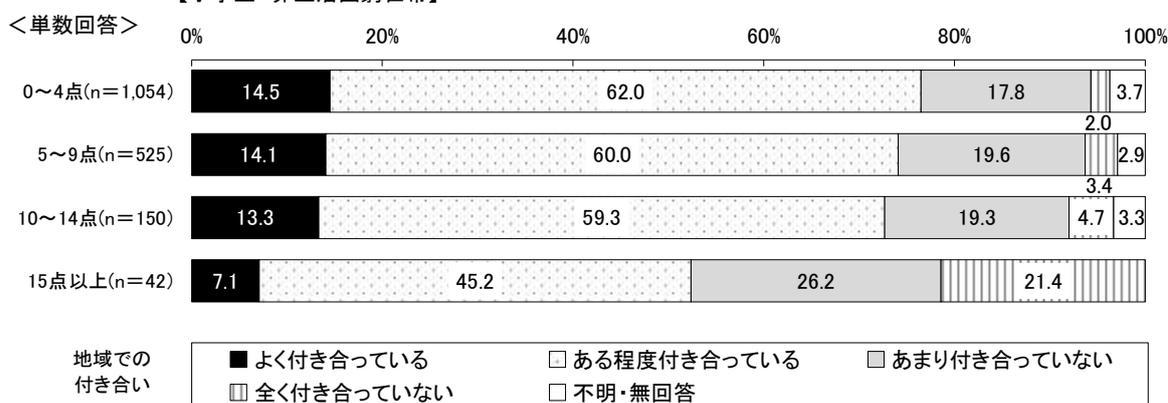
【未就学児 非生活困窮世帯】



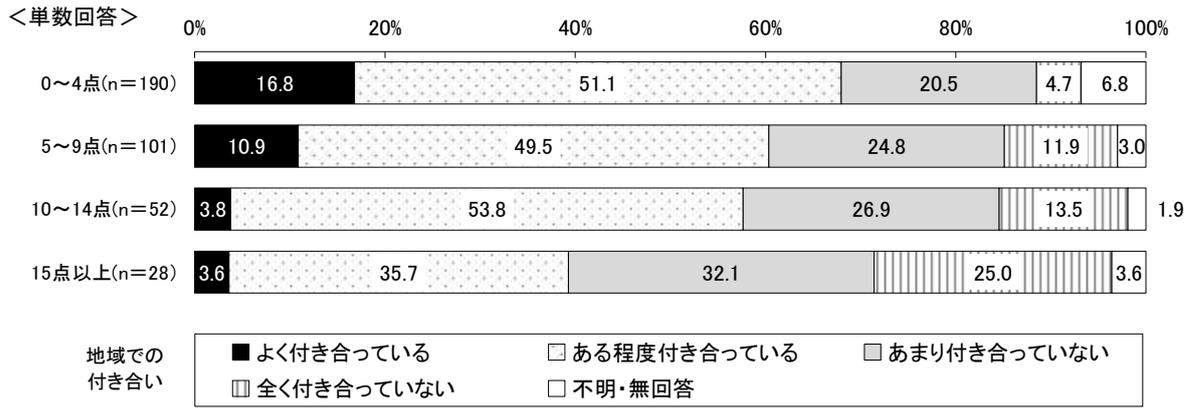
【小学生 生活困窮世帯】



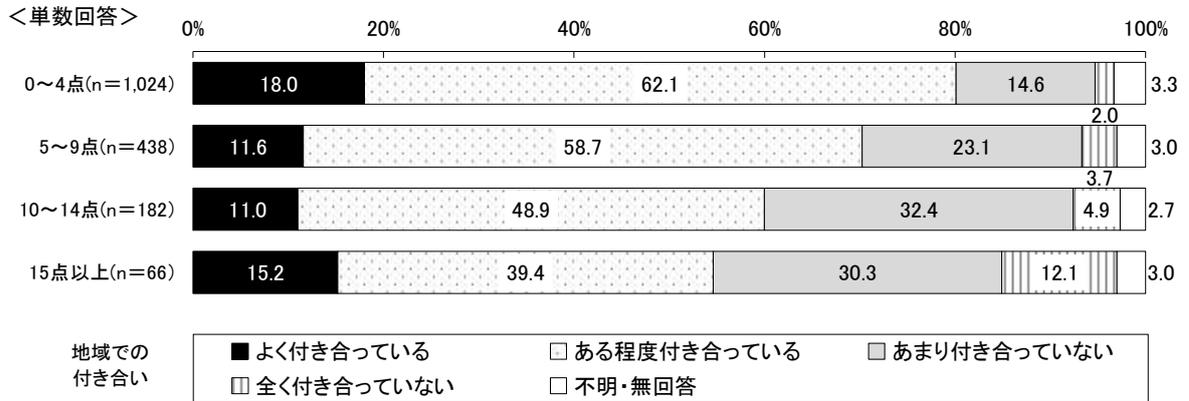
【小学生 非生活困窮世帯】



【中学生 生活困窮世帯】



【中学生 非生活困窮世帯】



課題3 若年出産者への支援の充実

- 初めて親となった年齢について、生活困窮世帯では非生活困窮世帯と比較して「10代」と「20～23歳」の割合が高くなっています。また、ひとり親世帯の該当有無と「初めて親となった年齢」でみると、「10代」と「20～23歳」でひとり親世帯に該当する割合が高くなっており、親となった年齢と世帯の状況の関連性が読み取れます。
- 「現在必要としている支援」では、若くして親になった方はいずれも「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」の割合が高くなっています。また、「お子さんにとってあればよい支援」においても、「生活や就学のための経済的補助」の割合が高く、若くして親になった方による経済的支援を求める声は特に高くなっています。
- 「初産の時の相談相手の有無」について、「10代」では、「配偶者・パートナー」の割合が低く、身近な相談相手がいない状況がみられます。

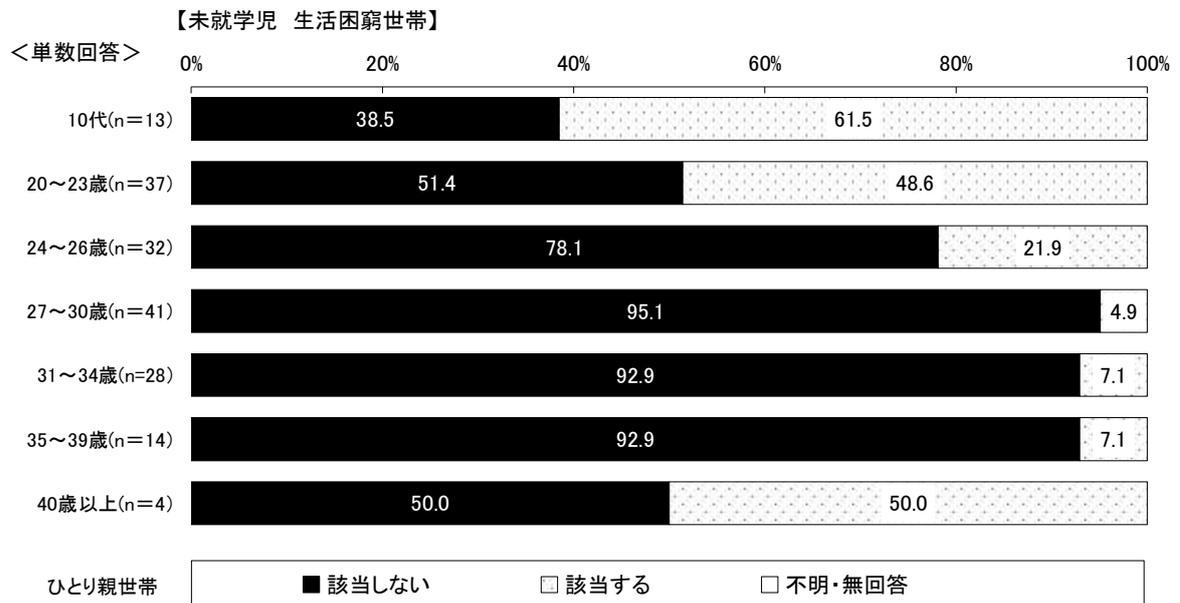
○クロス集計（報告書P253）

（保護者）あなたの世帯は、「ひとり親世帯」に該当しますか。

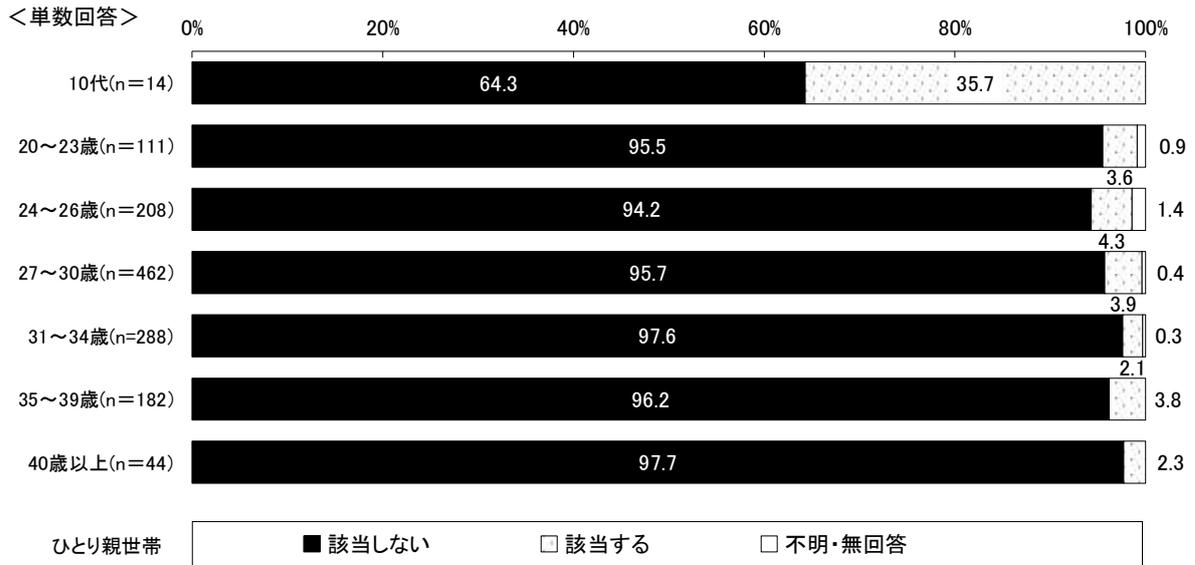
×（保護者）初めて親となった年齢はいくつですか。

未就学児・小学生・中学生及び生活困窮世帯の該当有無を問わず、「10代」でひとり親世帯の割合が高くなっています。

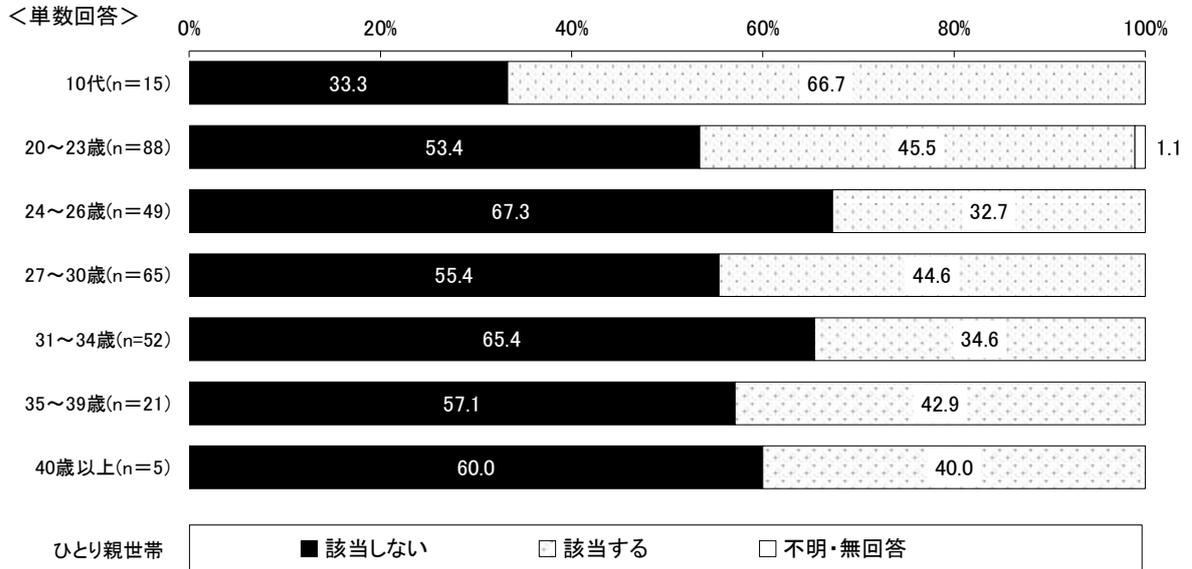
【今回調査】



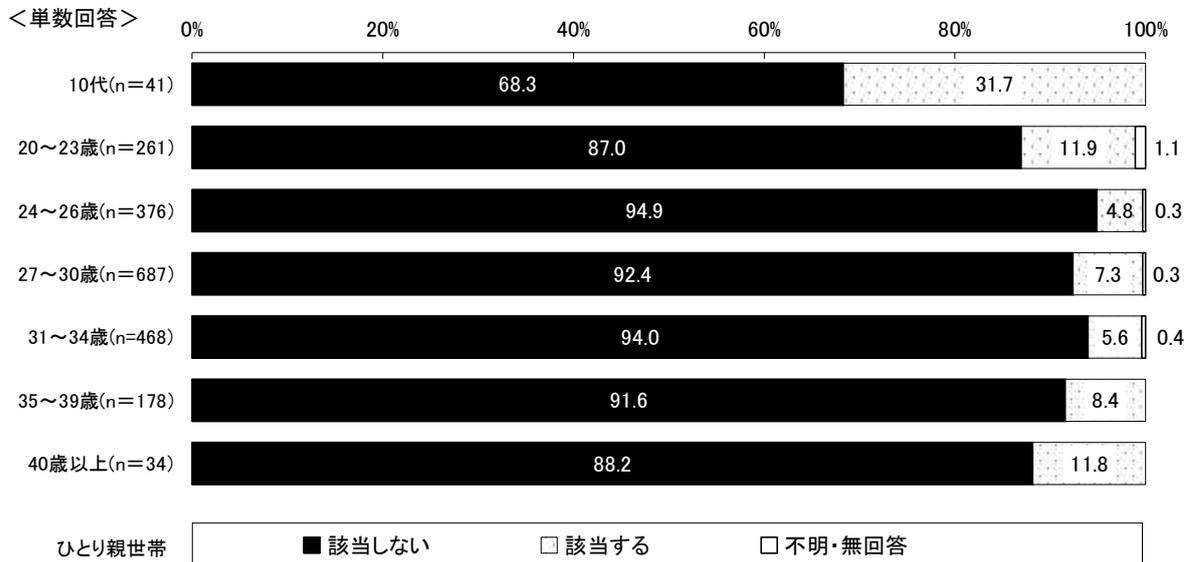
【未就学児 非生活困窮世帯】



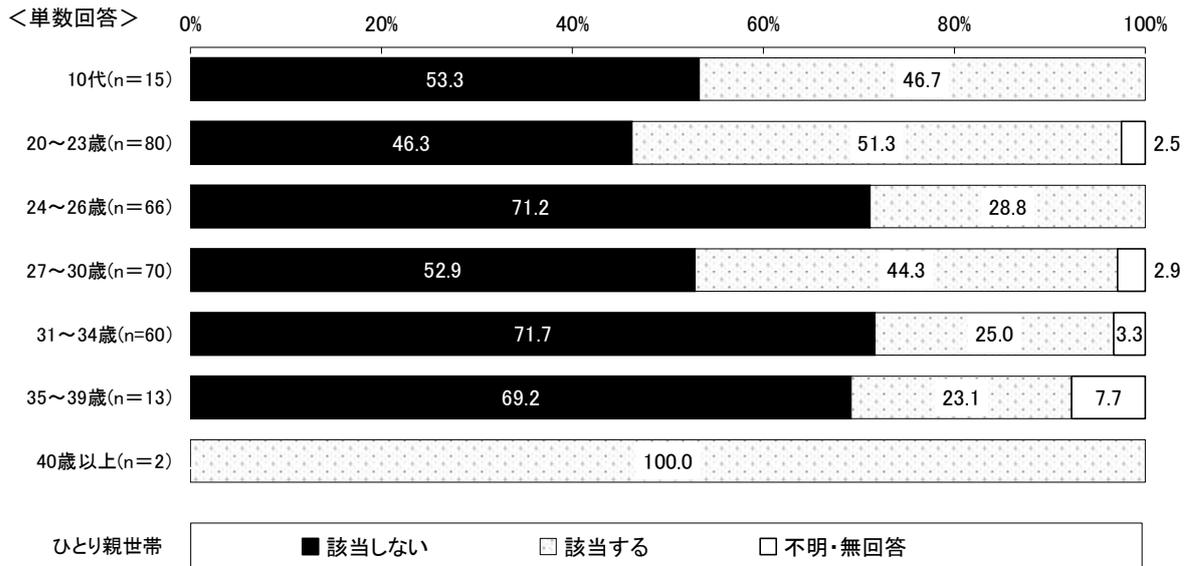
【小学生 生活困窮世帯】



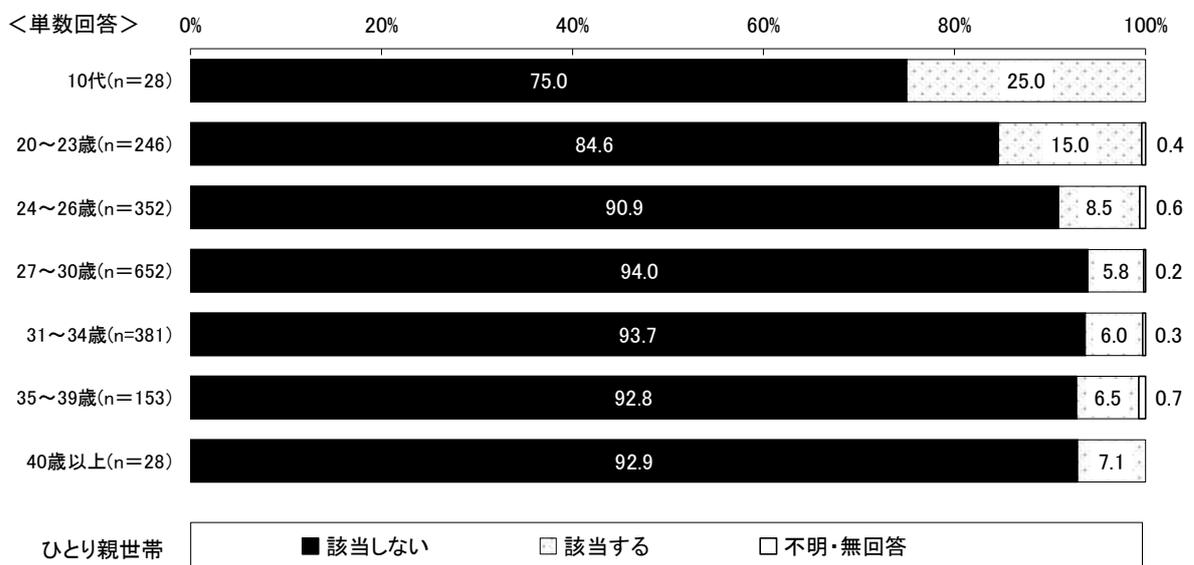
【小学生 非生活困窮世帯】



【中学生 生活困窮世帯】

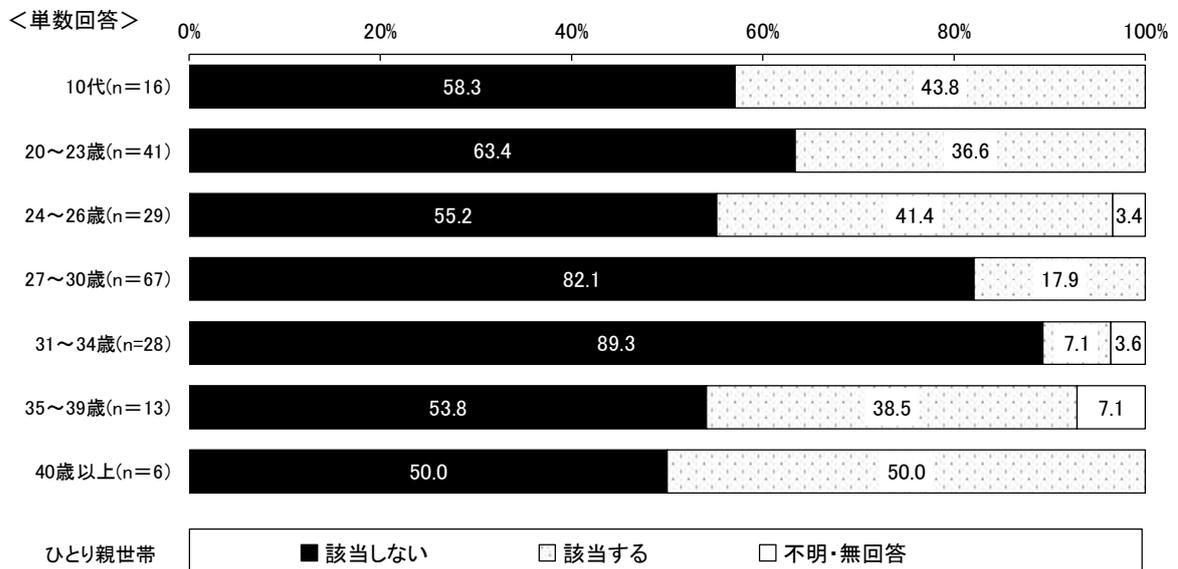


【中学生 非生活困窮世帯】

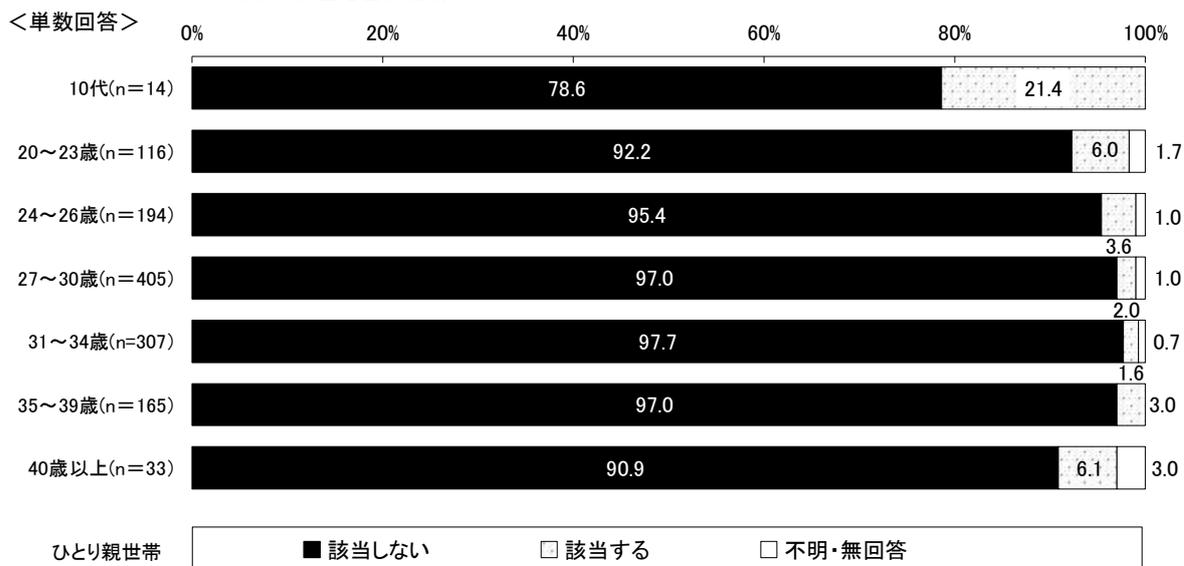


【前回調査】

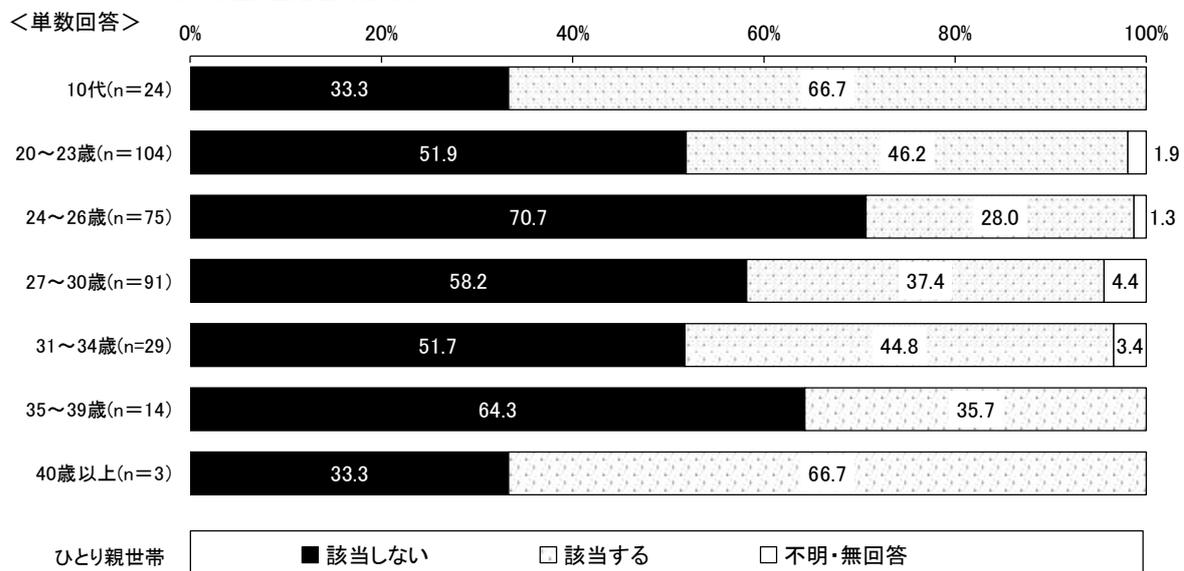
【未就学児 生活困窮世帯】



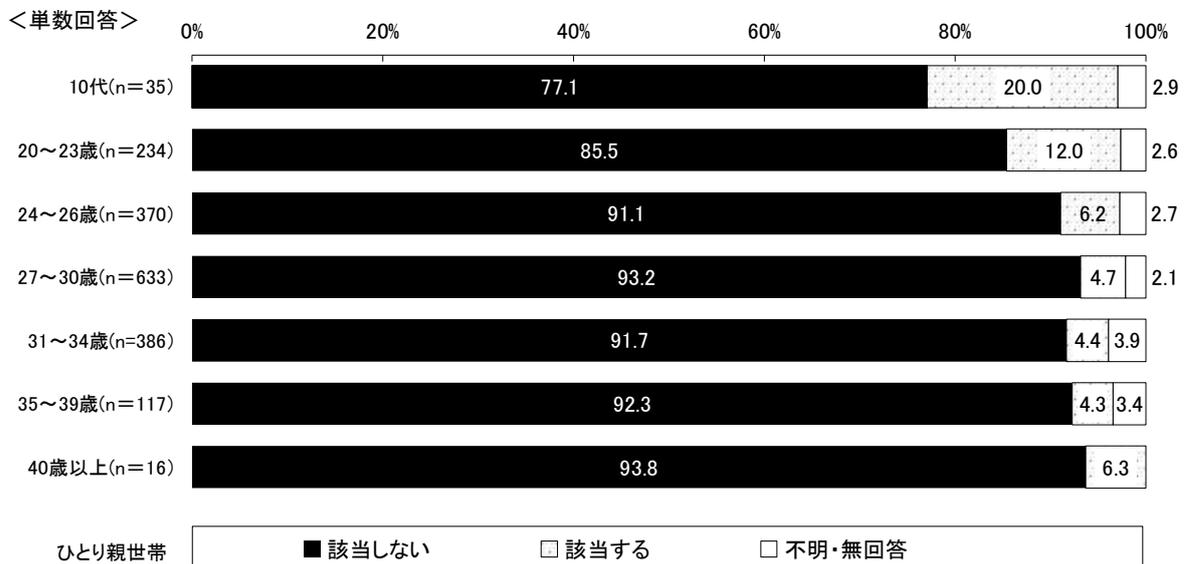
【未就学児 非生活困窮世帯】



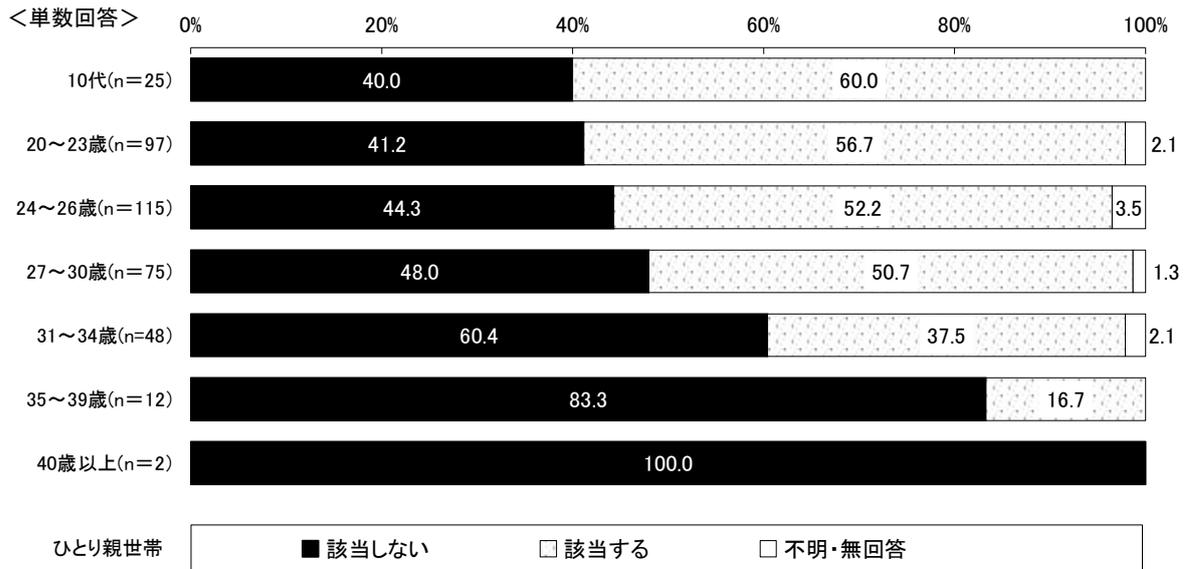
【小学生 生活困窮世帯】



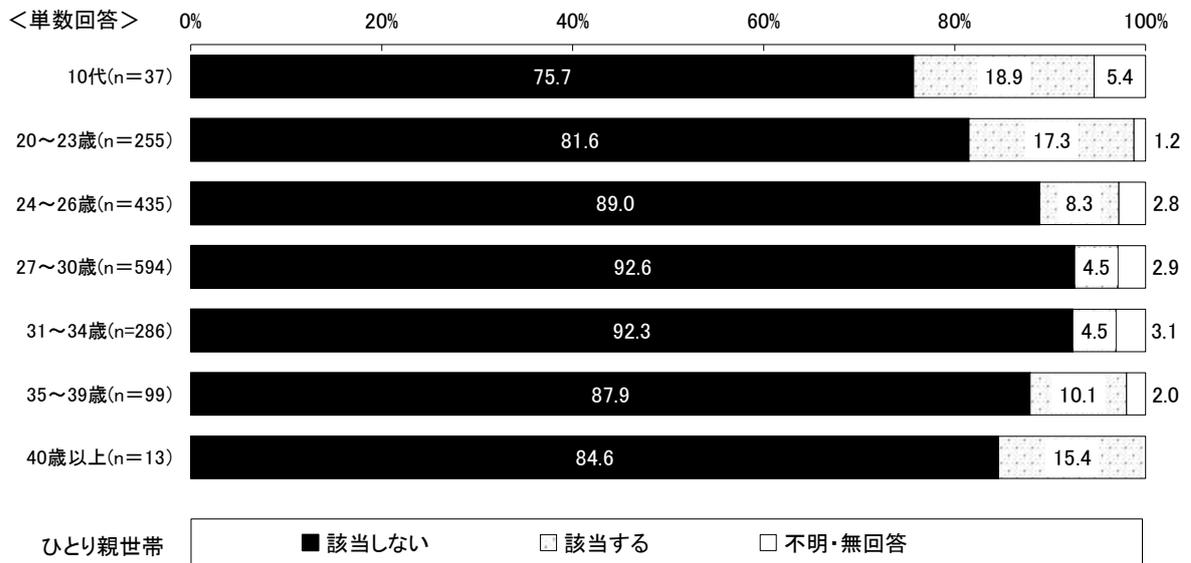
【小学生 非生活困窮世帯】



【中学生 生活困窮世帯】



【中学生 非生活困窮世帯】



課題4 ひとり親世帯への支援

- 「ひとり親世帯に該当するか」についてみると、生活困窮世帯で『該当する』と回答した人の割合が高く、特に小学生と中学生の生活困窮世帯では、およそ4割がひとり親世帯となっています。
- 「子育てする上で悩んでいること」についてみると、ひとり親世帯では特に「子どもの教育費」で悩んでいる保護者が多くなっています。また、「保護者が現在必要としていること、重要だと思う支援等」においても、ひとり親世帯では住まいに関する支援を求める割合が高くなっており、中でも生活困窮世帯においてはその割合が特に高くなっています。
- 母子世帯では、前回調査時（平成30年度）との比較において、「正社員・正規職員」の割合が増加し、5割を超えたものの、依然として「パート・アルバイト」や「契約社員・派遣社員・嘱託・準社員等」の非正規雇用の割合が高い状況が続いており、引き続き、経済的な状況改善のために資格取得への支援や就職・転職のための支援が求められています。

○クロス集計（報告書P272）

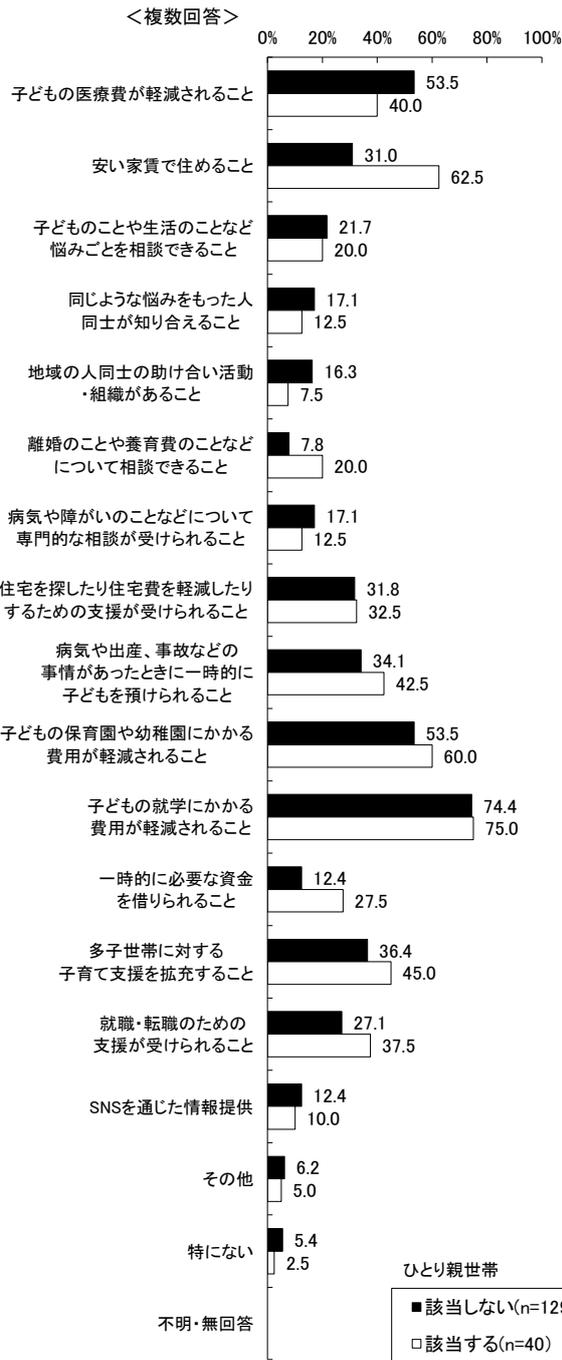
（保護者）あなたが現在必要としていること、重要だと思う支援等はどのようなものですか。

×（保護者）あなたの世帯は、「ひとり親世帯」に該当しますか。

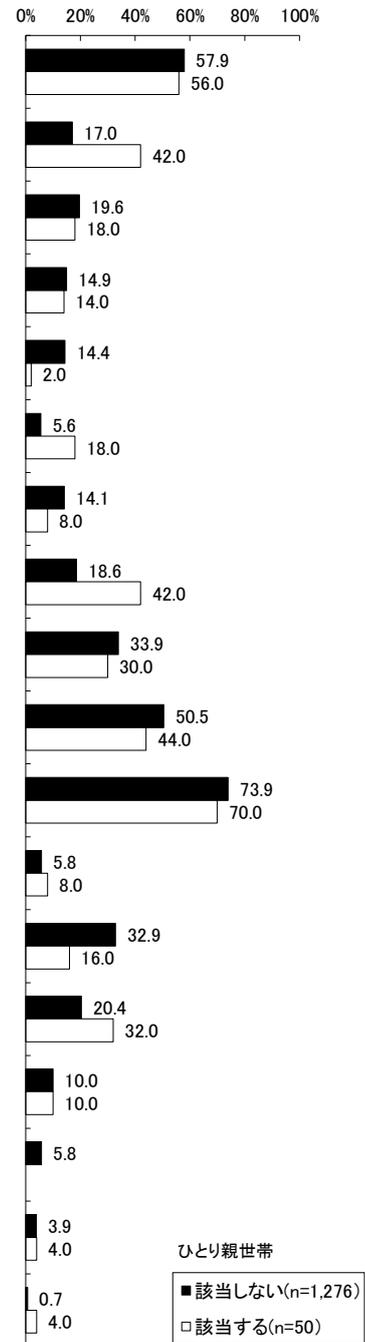
未就学児・小学生・中学生及び生活困窮世帯の該当有無を問わず、ひとり親世帯では「安い家賃で住めること」と「住宅を探したり住宅費を軽減したりするための支援が受けられること」の割合がひとり親ではない世帯より高くなっています。

【今回調査】

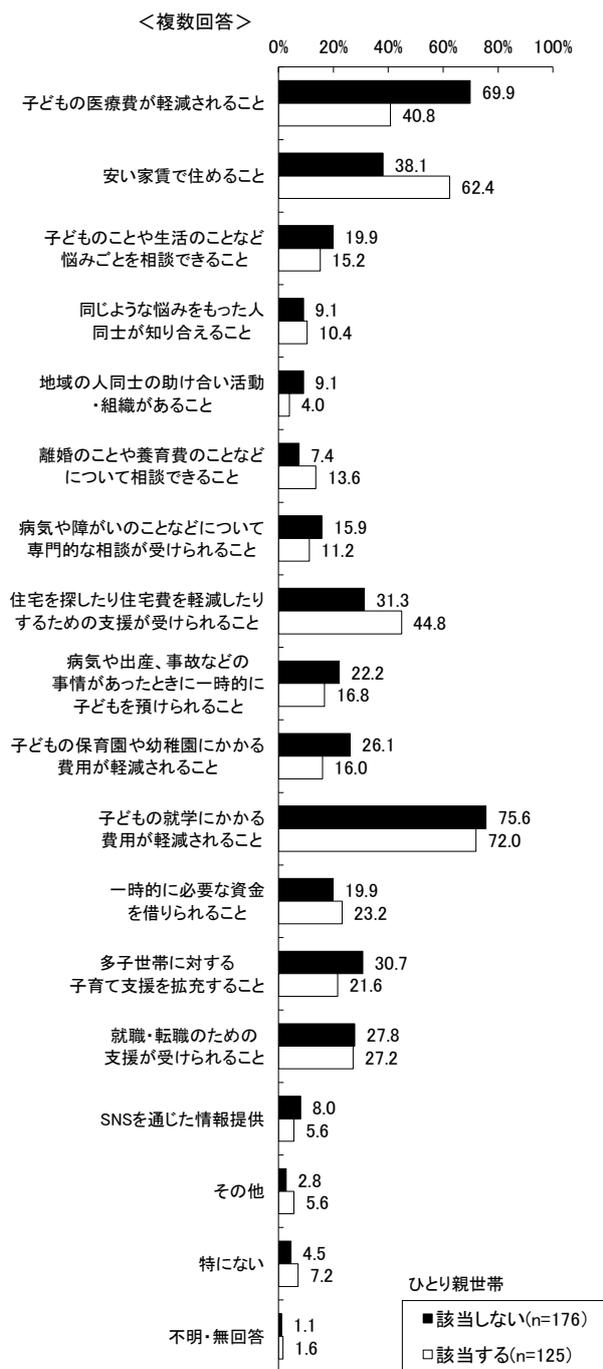
【未就学児 生活困窮世帯】



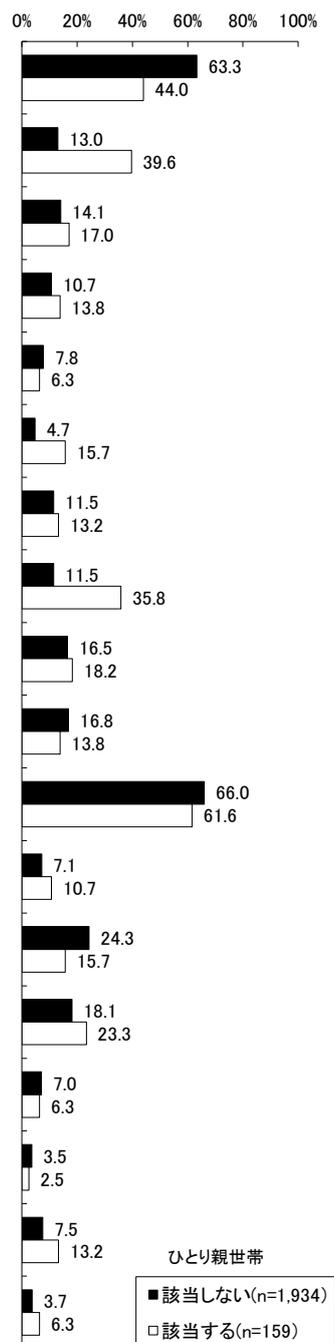
【未就学児 非生活困窮世帯】



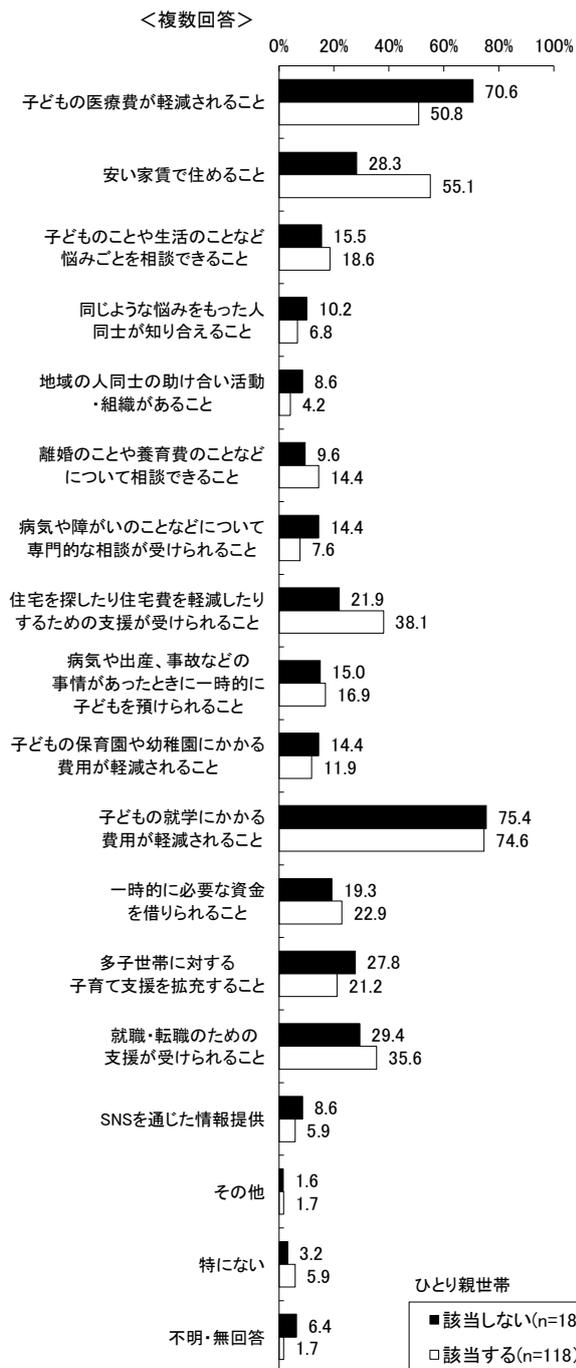
【小学生 生活困窮世帯】



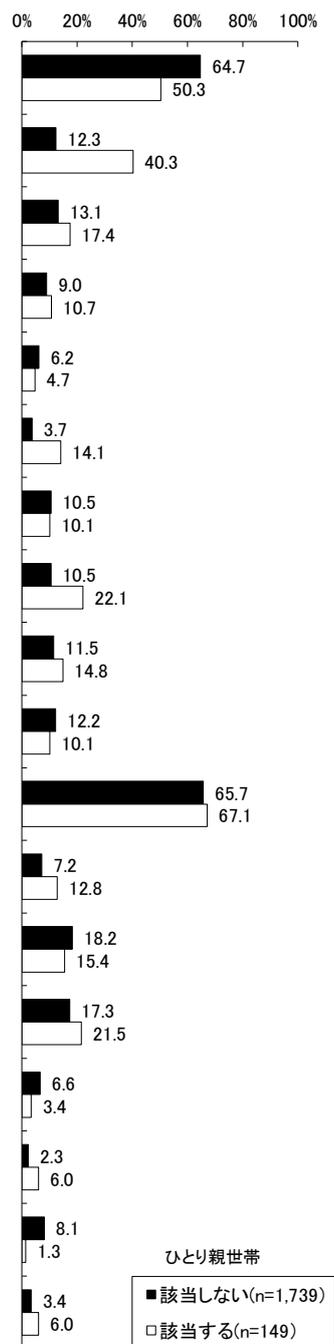
【小学生 非生活困窮世帯】



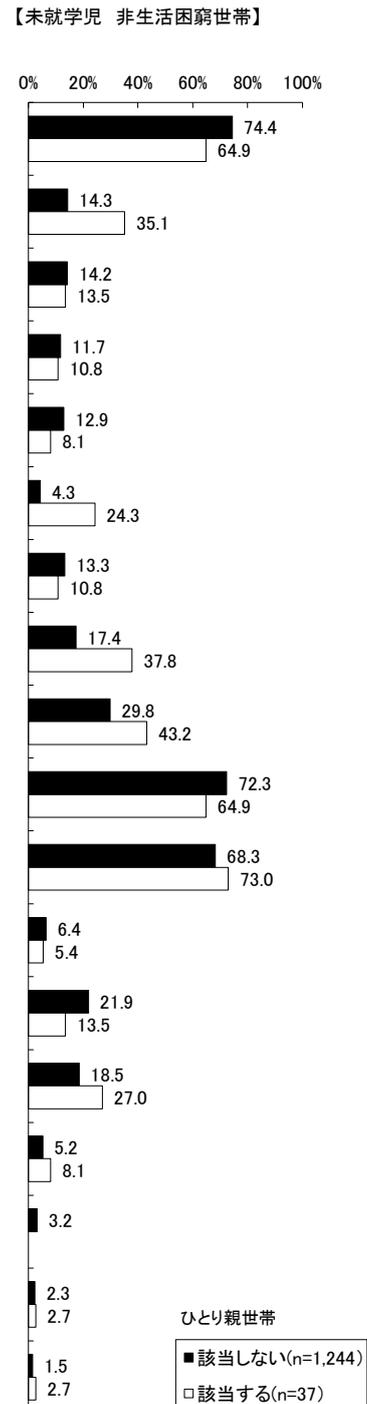
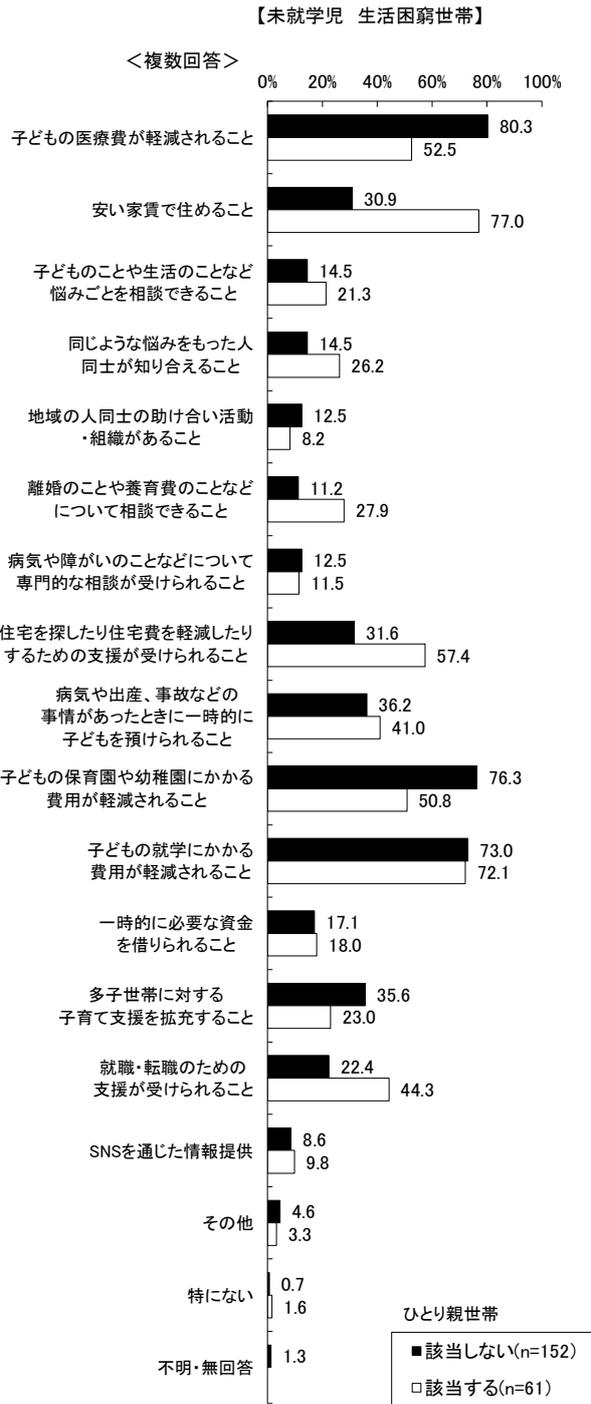
【中学生 生活困窮世帯】



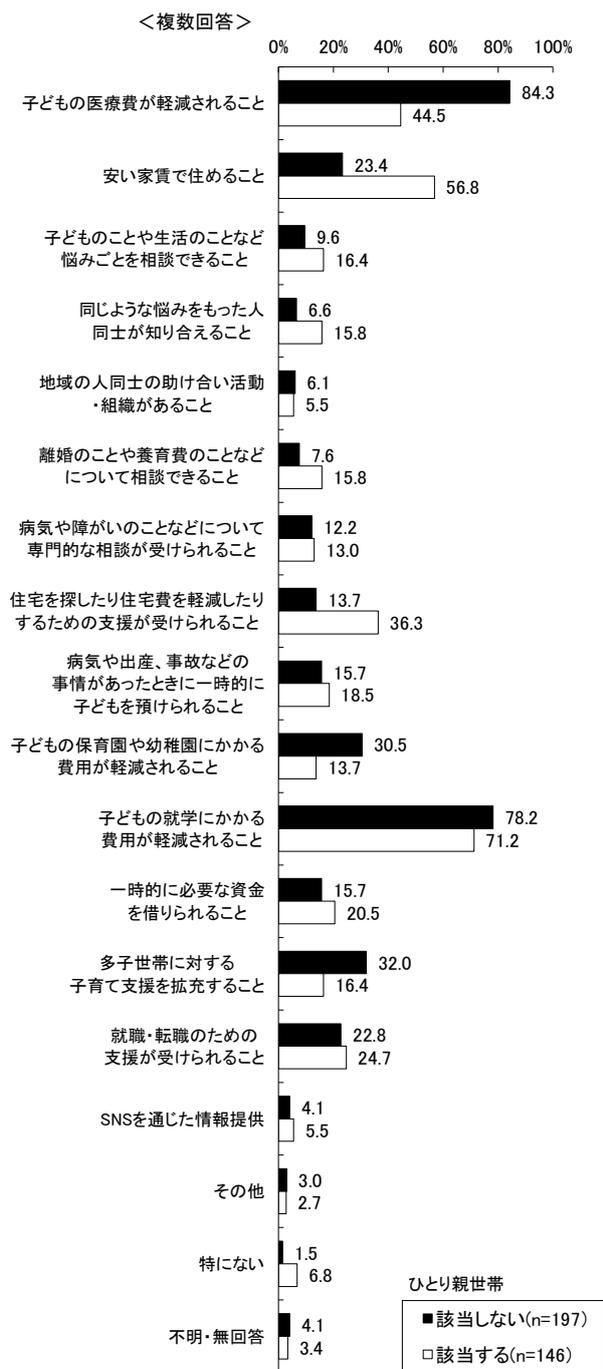
【中学生 非生活困窮世帯】



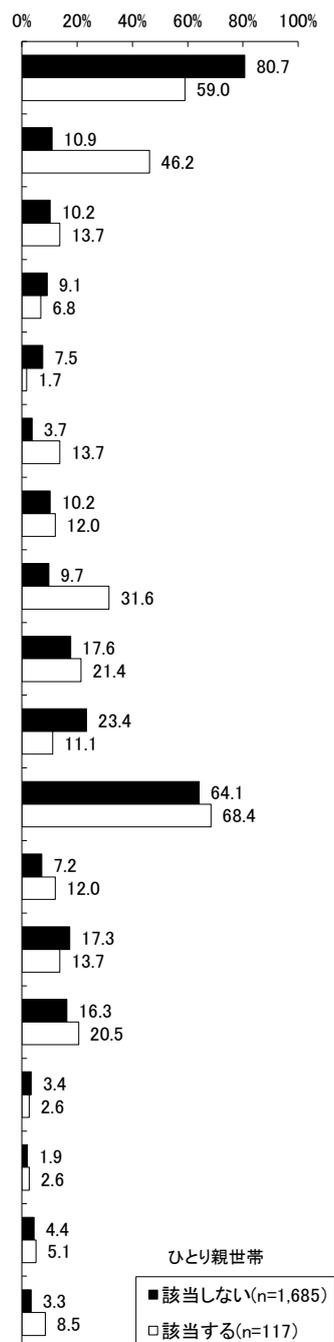
【前回調査】



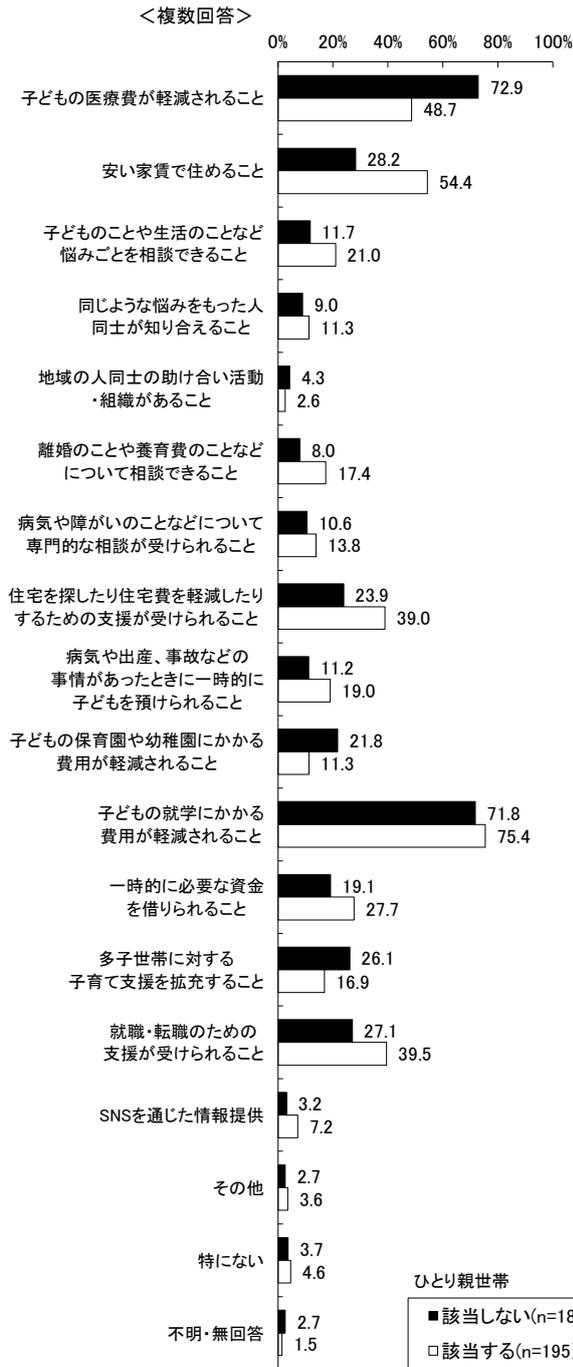
【小学生 生活困窮世帯】



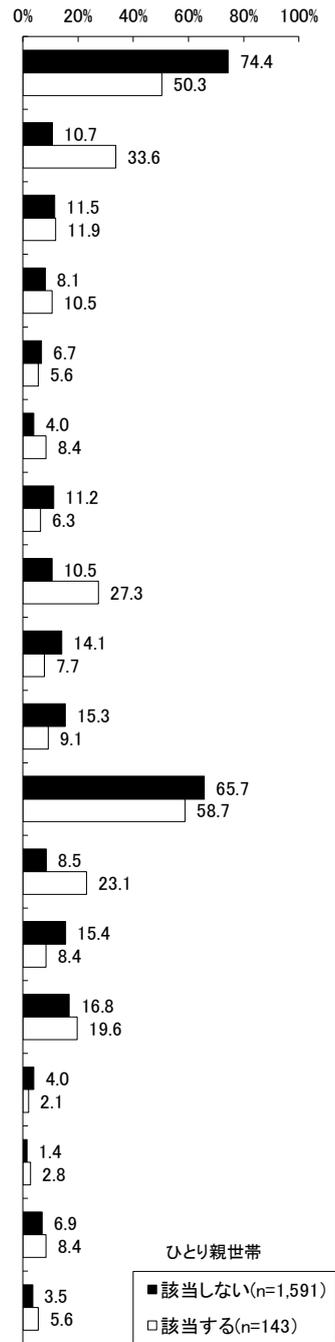
【小学生 非生活困窮世帯】



【中学生 生活困窮世帯】



【中学生 非生活困窮世帯】



課題5 生活習慣の確立

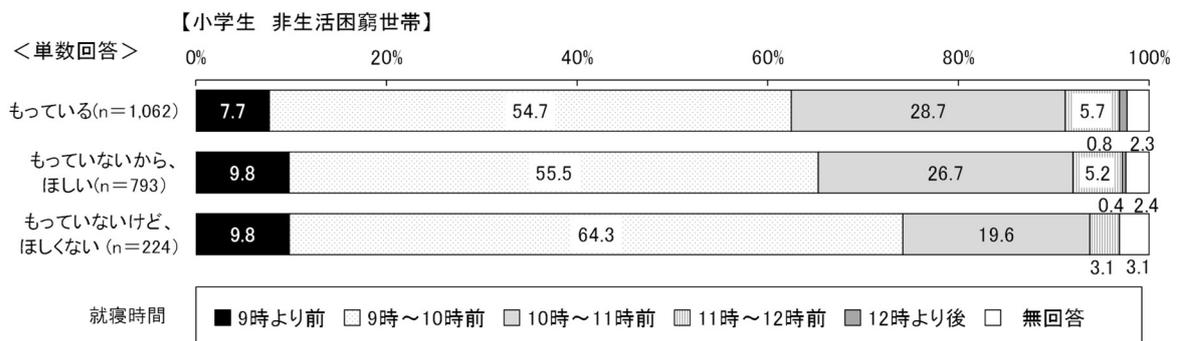
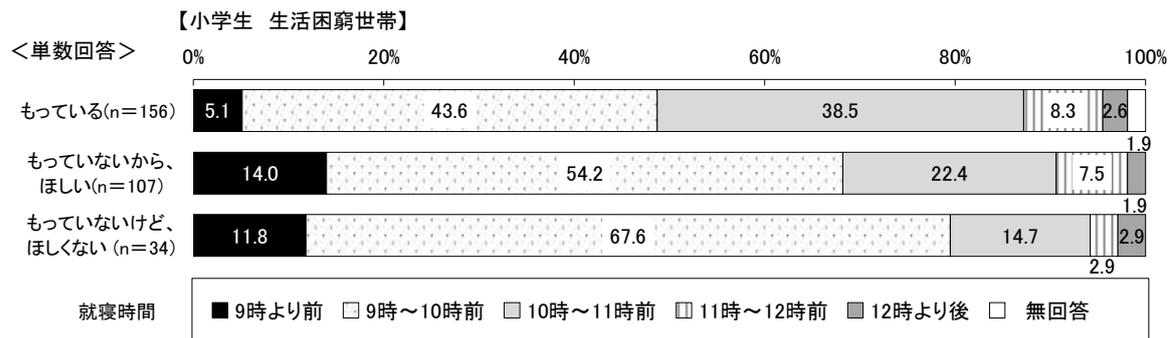
- 子どもの「朝食をとる回数」と「就寝時間（翌日が学校の日）」との関係性をみると、就寝時間が遅くなるにつれて朝食をとる回数が少なくなる傾向が読み取れます。
- 「就寝時間（翌日が学校の日）」と「スマートフォン・携帯電話の所持」との関係性をみると、スマートフォン・携帯電話を持っている子どもほど就寝時間が遅くなる傾向があり、このような媒体が子どもの生活習慣の乱れにつながっていないか懸念されます。
- 子どもの「朝食をとる回数」では、いずれも初めて親となった年齢が若いほど子どもが朝ごはんをとっている割合が低くなっています。
- 生活習慣と健康・学力の相関が指摘されているなか、子どもが規則正しい生活習慣を身につけるための取組が求められます。

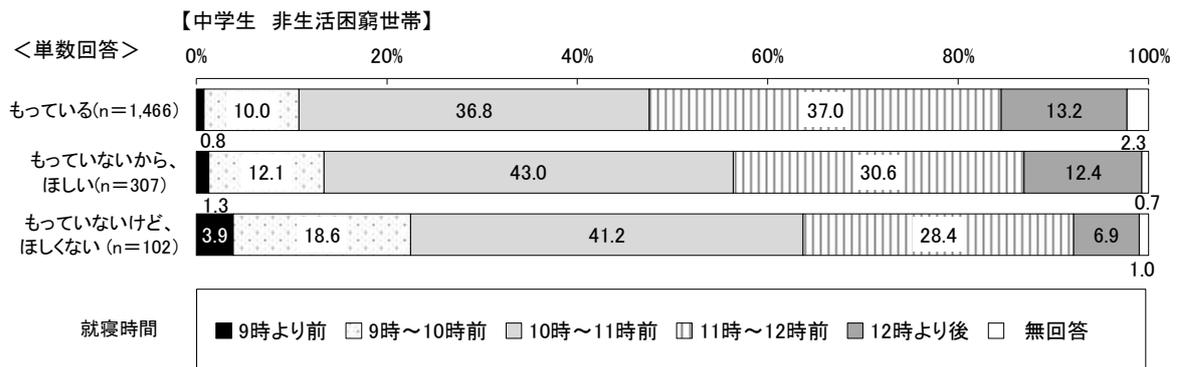
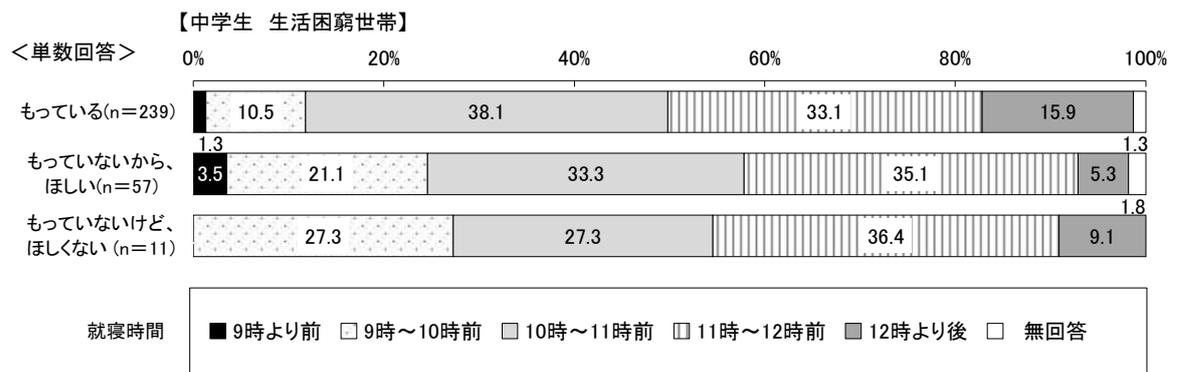
○クロス集計（報告書P282）

（子ども）スマートフォン・携帯電話を持っていますか。持っていなければ、ほしいと思いますか。

×（子ども）（次の日に学校がある日）あなたは、夜何時ごろに寝ますか。

小学生・中学生及び生活困窮世帯の該当有無を問わず、スマートフォン・携帯電話をもっているほど就寝時間が遅くなる傾向にあります。





課題6 生活支援の充実

- 保護者のK6点数（精神疾患をスクリーニングすることを目的とした指標）について、生活困窮世帯では、「0～4点」が非生活困窮世帯と比べ低い傾向にあります。
- 「感情を子どもに向けてしまう頻度」とK6点数との関係性をみると、K6点数が高くなるにつれ「よくある」と回答した人の割合が高くなっています。
- 「子どもが一番落ち着く場所」とK6点数との関係性をみると、K6点数が「15点以上」の世帯の小学生は『14点以下』の小学生と比べて「自分の家」の割合が低くなっており、保護者のこころの健康状態が子育てや子どもの落ち着ける場所に影響を及ぼしていることが読み取れます。

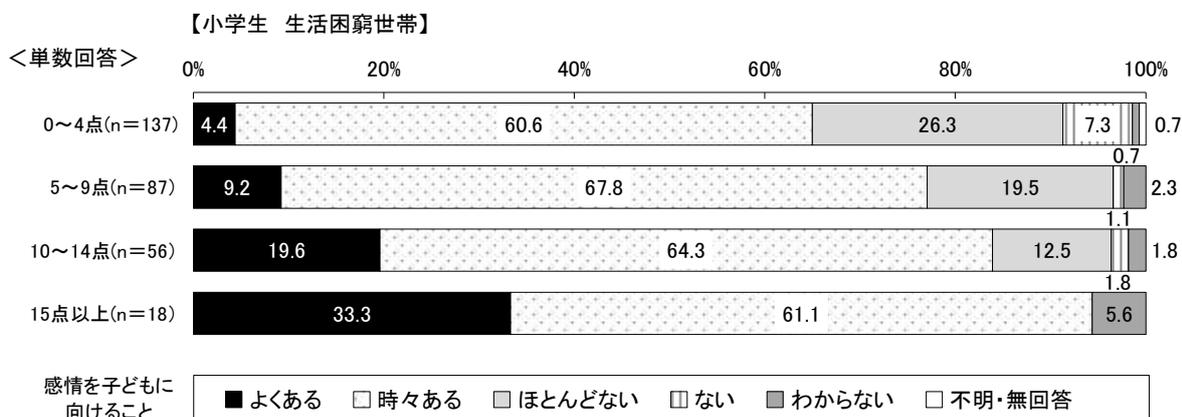
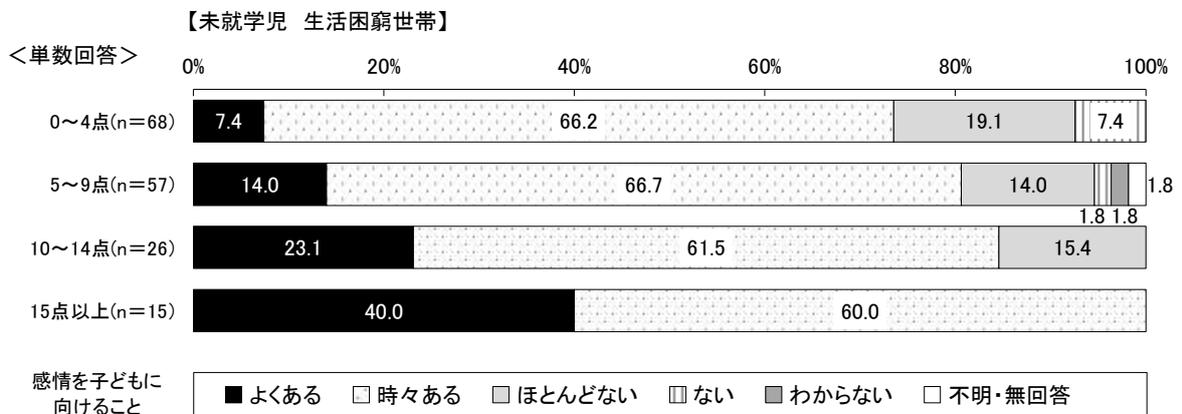
○クロス集計（報告書P285）

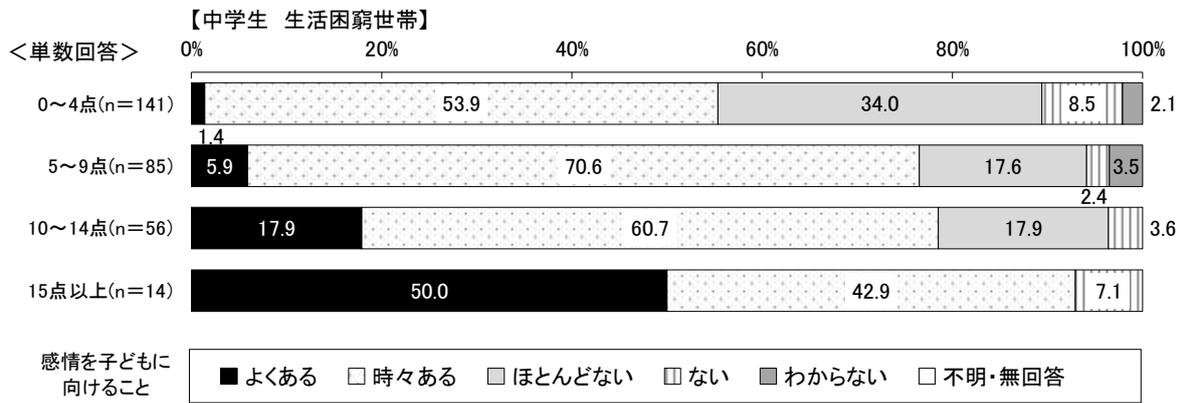
（保護者）あなたは、不安やイライラなどの感情をお子さんに向けてしまうことがありますか。

×（保護者）K6点数

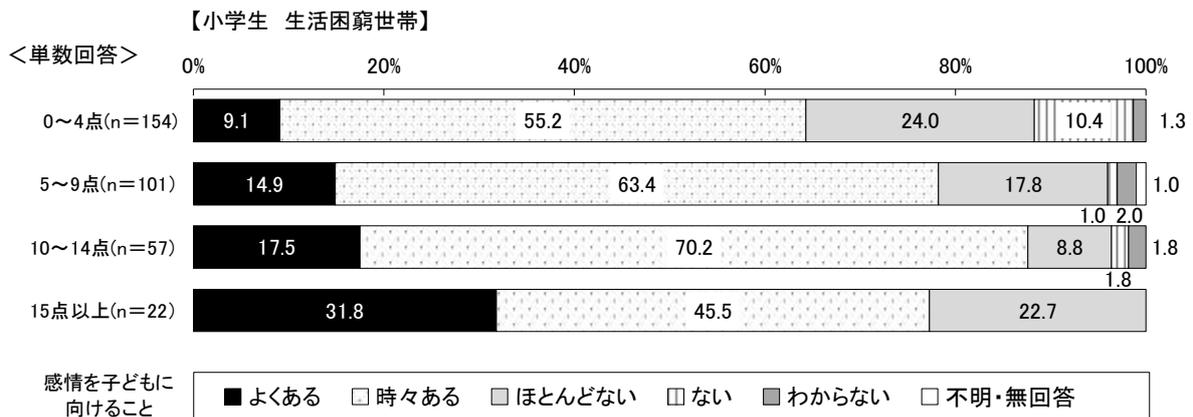
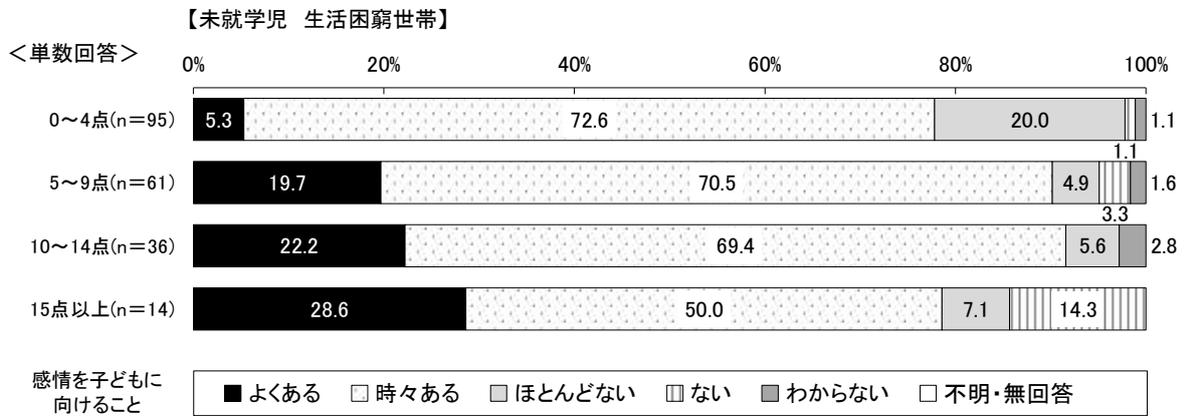
未就学児・小学生・中学生における生活困窮世帯のいずれにおいても、「15点以上」では「よくある」の割合がおよそ3～5割と高くなっています。
経年比較をみると、未就学児・小学生・中学生における生活困窮世帯のいずれにおいても、「15点以上」で「よくある」と回答した割合は増加しています。

【今回調査】

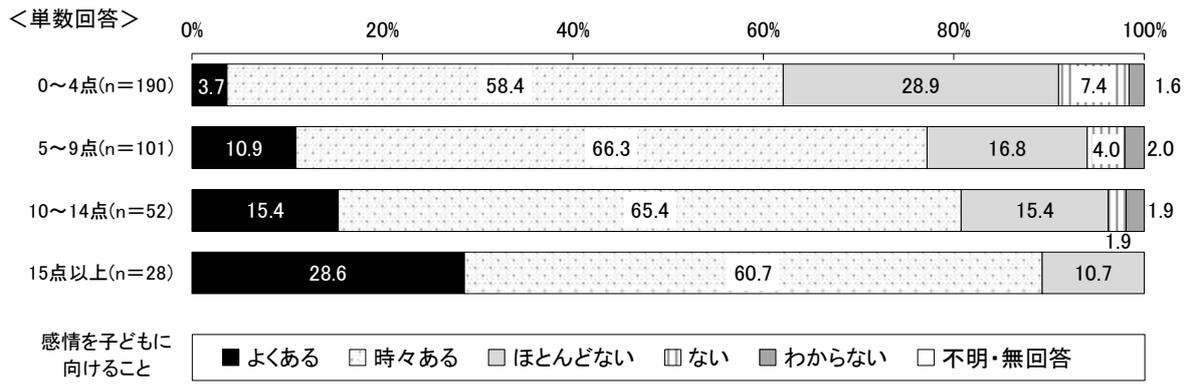




【前回調査】



【中学生 生活困窮世帯】



課題7 就労支援の充実

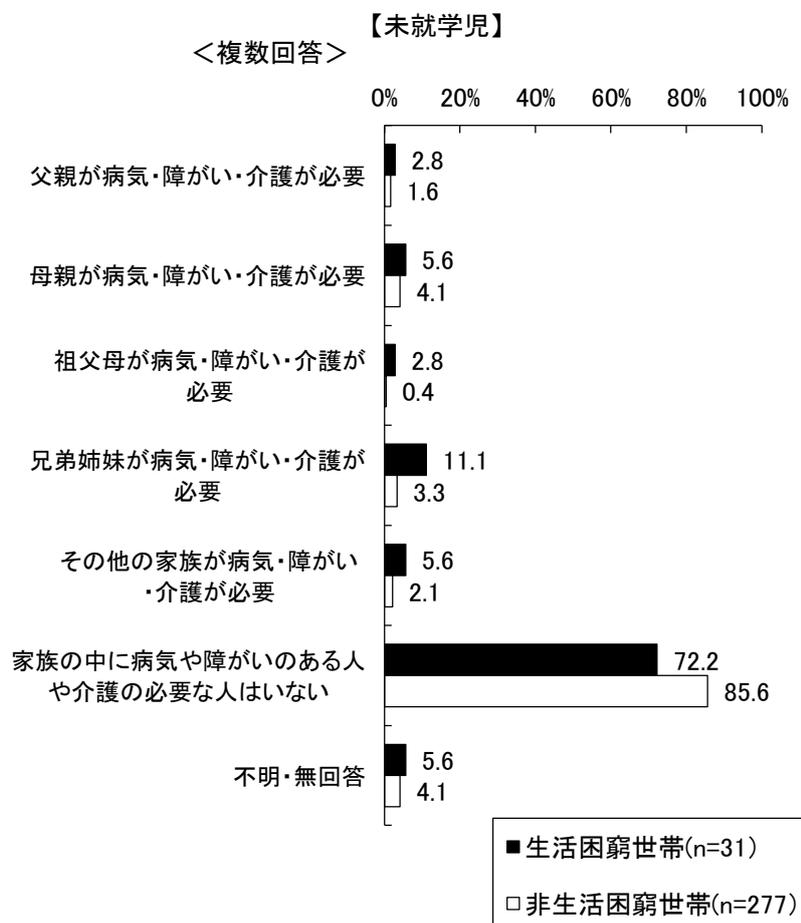
- 「保護者の仕事」では、生活困窮世帯では「正社員・正規職員」の割合が低くなっています。また、「母親」全体では、前回調査時（平成30年度）との比較において、未就学児・小学生で「働いていない」と回答した人が減少しており、一方で未就学児・小学生・中学生の全てにおいて、「正社員・正規職員」が増加し、子育て世帯の母親の就労率が上昇するとともに、正社員・正規職員としての就職が進んでいる状況がうかがえます。
- 働いていない保護者の就労意向については、生活困窮世帯では「働きたいが働けない」と回答した人の割合が高くなっています。
- 働いていない母親において「同居の家族に病気や障がい・介護の必要な家族がいるか」をみると、未就学児では生活困窮世帯は非生活困窮世帯と比べると家族の中に病気や障がいのある人や介護の必要な人がいると回答している割合が高くなっており、病気や障がいの有無、介護などの様々な家庭環境、そしてそれらが複合的に作用することにより、母親が働けないというような状況が生じている可能性が考えられます。

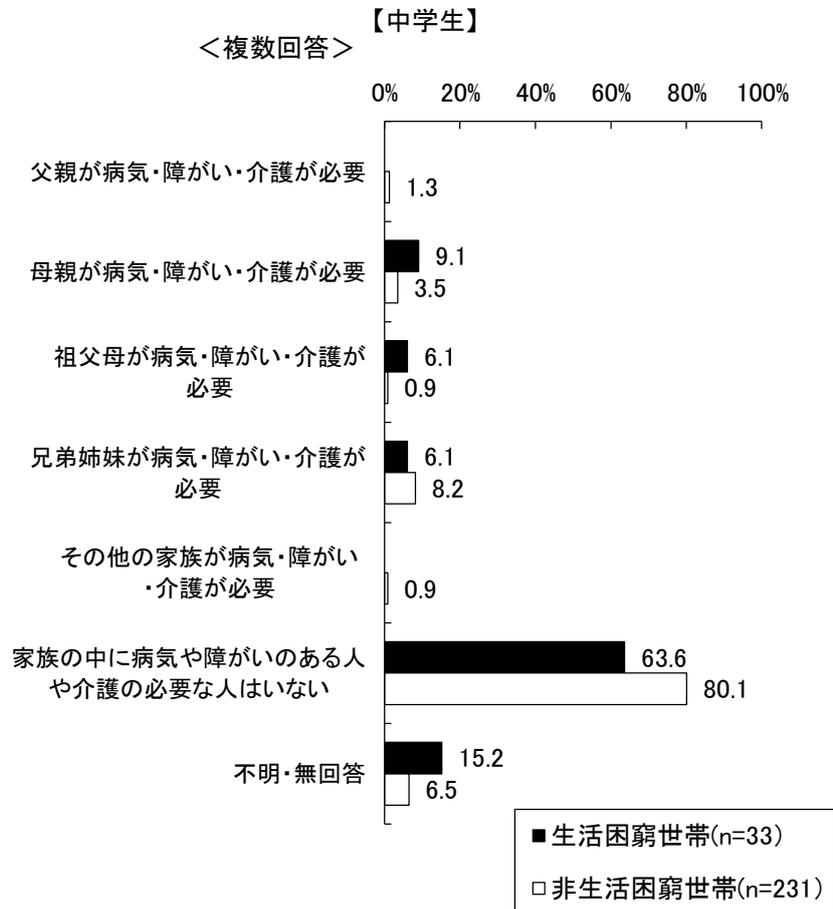
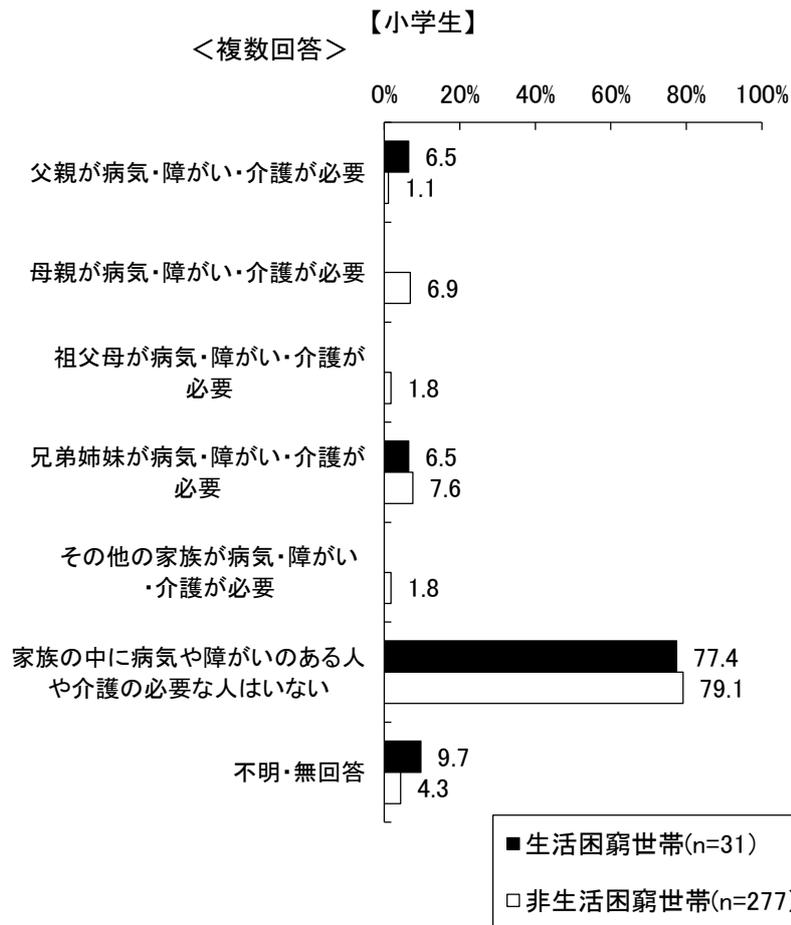
○クロス集計（報告書P291）

（保護者）働いていない母親

×（保護者）病気や障がいのある家族や介護の必要な家族と一緒に住んでいますか。

未就学児・小学生・中学生のいずれにおいても、「家族の中に病気や障がいのある人や介護の必要な人はいない」の割合が高くなっており、生活困窮世帯は非生活困窮世帯と比べると割合が低くなっています。





課題 8 経済的支援の充実

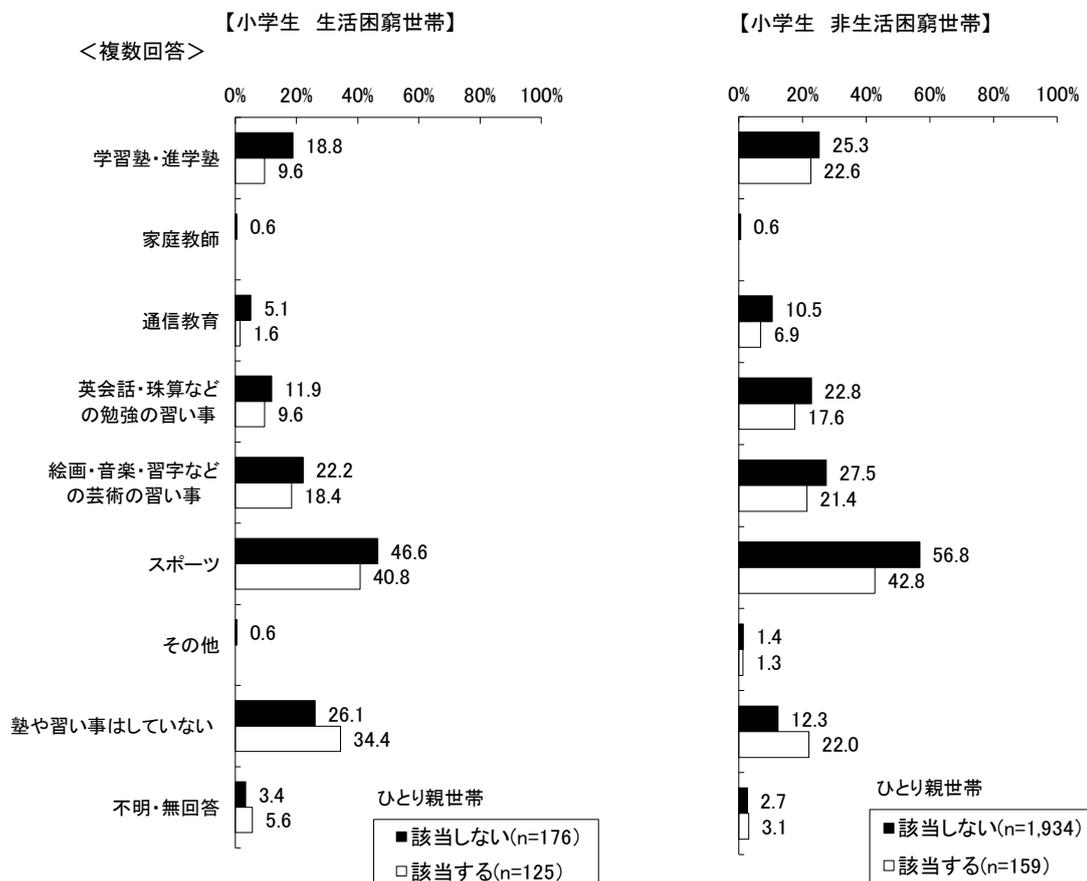
- 「現在必要としている支援」のうち、経済的支援について前回調査時（平成 30 年度）と比較すると、全体で、「子どもの医療費が軽減されること」や「保育園や幼稚園にかかる費用が軽減されること」は減少しており、背景には前回調査時以降の段階的な子ども医療費助成制度の拡充や幼保無償化の影響、「世帯年収」の変化などがあることが推察されます。一方で、「安い家賃で住めること」や「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」について全体を見ると、増加している項目があり、世帯年収の変化に関わらず、依然として子育て世帯の経済的負担感は大きいものと考えられます。また、生活困窮世帯では「安い賃金で住めること」「住宅を探したり住宅費を軽減したりするための支援が受けられること」などで非生活困窮世帯より依然として高い割合となっています。
- ひとり親世帯に関して、「お子さんによる塾等の習い事の実施状況」をみると、小学生・中学生のいずれもひとり親世帯の方が「塾や習い事はしていない」という割合が高くなっています。
- 自由記述設問においても経済的支援に関する要望が最も多く寄せられており、家庭の経済環境が子どもに与える影響を考えると、着実な経済的支援が求められています。

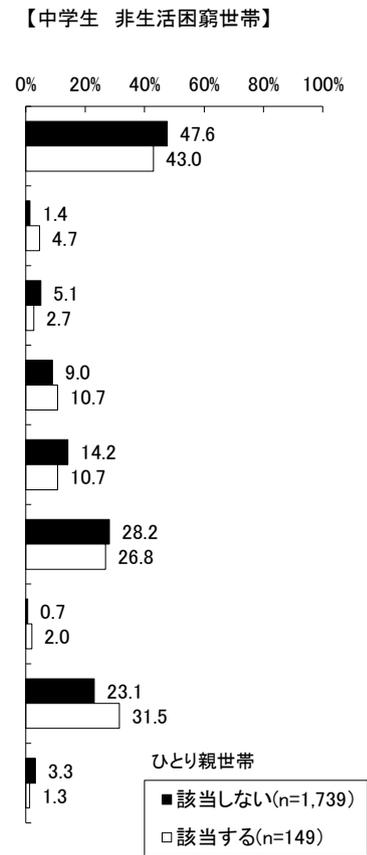
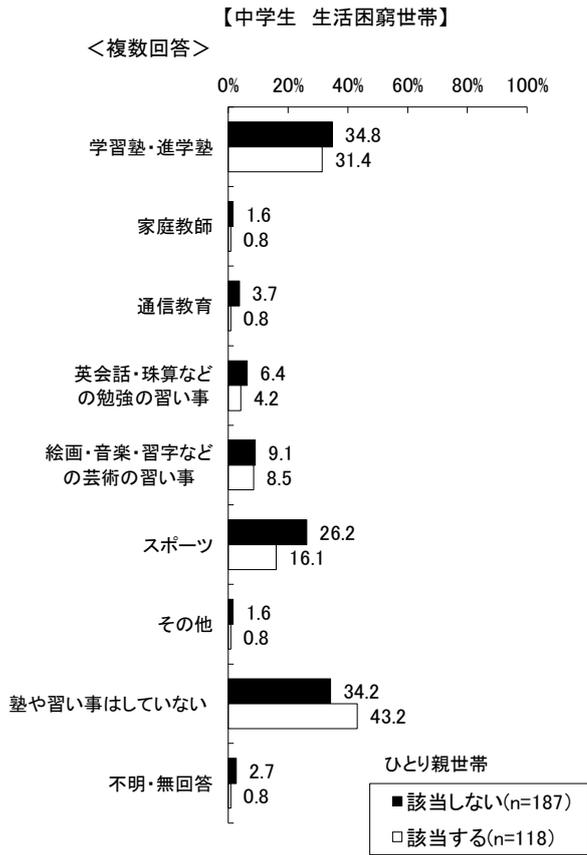
○クロス集計（報告書 P 295）

（保護者）お子さんは、塾に行ったり、習い事をしていますか。

×（保護者）あなたの世帯は、「ひとり親世帯」に該当しますか。

小学生・中学生及び生活困窮世帯の該当有無を問わず、ひとり親世帯において「塾や習い事はしていない」の割合がひとり親ではない世帯よりも高くなっています。





(2) ヤングケアラーの実態と生活等への影響

- 週に3回以上「家族のお世話」をしていると回答した子どものうち、「お世話により我慢している」と回答した小学生の有効回収数に占める割合は 7.2%、中学生は 2.5%でした。また、「一緒に住んでいる人に病気や障がいのある人や介護の必要な人」がいると回答した子どものうち、週に3日以上「家族のお世話」をしていると回答した小学生の有効回収数に占める割合は 3.6%、中学生は 2.5%であり、このような状況に置かれた子どもたちが、お世話をするることによる困りを抱えていることが考えられます。
- 子どもと保護者における「ヤングケアラー」の該当に関する認識の差についてみると、子どもは「ヤングケアラーと思っている」が、保護者が「ヤングケアラーには該当しない」と答えた割合が高くなっています。
- 子どもが家族のお世話をしている場合、お世話をしていない子どもに比べて学校の授業が「わからない」「あまりわからない」と答えている子どもや、遅刻の頻度もやや多い傾向がみられ、子どものお世話の頻度や内容などが子どもの学力・日常生活に影響を及ぼしていないか懸念されます。
- 『ヤングケアラー』と思われる子どもが、自ら相談できる仕組みを作るとともに、周囲の大人が気づくなどの支援を充実させる必要があります。

○クロス集計（報告書P299）

（保護者）お子さんは「ヤングケアラー」に該当するか。

×（子ども）自分が「ヤングケアラー」だと思うか。

親と子の間での「ヤングケアラー」に関する認識の差については、子どもは「ヤングケアラーと思っている」が保護者は「ヤングケアラーに該当しない」と答えている割合と、子どもは「ヤングケアラーと思っていない」が保護者は「ヤングケアラーと思っている」と答えた割合は、前者の方が高くなっています。

| | | 保護者 | | 子ども | |
|-----|-------------------|------|-------|------|-------|
| | | 該当する | 該当しない | 該当する | 該当しない |
| 小学生 | 思う (n=55) | 3.6 | 96.4 | 13.3 | 86.7 |
| | 思わない (n=2,109) | 1.0 | 99.0 | 0.6 | 99.4 |
| | | 単位:% | | 単位:% | |

6. 総括

大分市子どもの生活実態調査 アドバイザー

大分大学 相澤 仁

1. 調査結果を踏まえた今後の課題について

(1) 教育支援の充実

「学校の授業が分かるか」について、授業をわかると回答した小学生（全体）が前回 44.3% から 51.1% に、中学生（全体）も 29.6% から 33.5% に増加しており好ましい結果が出ています。その背景として、「朝食をとる回数」や「遅刻する回数」「家族に勉強をみてもらう」といった生活習慣や生活環境及び家庭の状況が子どもの学習に影響を及ぼしていることが示唆されています。

また、同じ質問についての生活困窮世帯と非生活困窮世帯の比較では、小学生も中学生も 10 ポイント以上非生活困窮世帯の方が高くなっています。非生活困窮世帯では、生活困窮世帯よりも、話された語数が多く、話しかけられた単語の数が子どもの学校での適応、言語産出、IQ と関連することを明らかにした研究があります。そのうえ、生活困窮世帯の子どもは養育者からしゃべらないよう指示されることが多く、話しかけられる言葉もより単純であり、このことが、子どもの学校適応と最も予測性のある強い因子の 1 つであり、言語発達に否定的な影響を及ぼすという研究もあります。

さらに、最近の研究において、子どもとのコミュニケーションにおける子どもとの相互作用の質（会話のキャッチボール、説明的な言葉、順番に話すこと）の重要性が強調されています。

したがって、教育支援としては、すべての子どもがいる家庭において、家庭内でのコミュニケーションをする時間の確保とその質の向上をめざす取り組みや、学校や地域でのコミュニケーションを推進することが求められており、課題の 1 つといえます。

生活困窮といった家庭の状況が子どもの学力や体験の機会及び教育資源の利用に影響を与えるなど、教育格差の問題が指摘されています。すべての子ども、家庭の経済的状況にかかわらず、質の高い教育を受け、その子どものニーズに基づき能力や可能性を最大限に伸ばしていけるように、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を図るとともに、継続的な支援を受けることができる環境づくりが必要です。

(2) 地域とのつながり

「相談相手の有無」については、前回調査時との比較をみると、すべての世帯において「相談相手がいる」が増加しており、好ましい結果が出ています。

「地域との付き合い」については、前回調査時との比較をみると、未就学児・小学生・中学生のいずれにおいても、「付き合っている」に該当する回答の割合が減少しています。世帯間の比較をみると、依然として生活困窮世帯の方が「付き合っていない」に該当する回答をした人の割合が高くなっています。

また、「地域との付き合い」について「ひとり親世帯の該当の有無」をみると、ひとり親世帯に該当しない世帯と比べてひとり親世帯の方が「全く付き合っていない」と回答した人の割合が高くなっています。さらに、「お住まいの状況」をみると、賃貸に住まれている方は地域との付き合いが薄い傾向にあるなど、地域との付き合いについては世帯や保護者の生活環境・状況との関連もあることが示されています。

2024年2月末日現在の住民基本台帳によると大分市における子ども人口（14歳未満）の割合は全体の12.9%であり、おおよそ大人9人に対して子ども1人という構成になっていることがわかります。すなわち、1人の子どもは9人の大人に囲まれた環境の中で生活していることとなります。

常に子どもは、大人の目の届く環境の中で育っていることを意味しており、知らず知らずのうちに大人のコントロールを受けている状態になっていることを示していると言えるのではないのでしょうか。

子ども同士の交流による遊びや体験活動は、子どもの健やかな成長発達にとって極めて重要であり、その機会と場を保障することが求められています。

教育や保育の場である学校、幼稚園、保育所はもとより、児童館などの児童福祉施設や青少年教育施設及び民間団体などの社会資源を有効活用して、乳幼児期から年齢や発達に応じて、自然体験、社会体験、文化芸術体験など多様な遊びや体験ができるよう、子ども同士の交流の機会と場を確保するための環境づくりが重要です。

また、大分市では、令和4年度より重層的支援体制整備事業への移行準備事業を実施しており、令和6年4月設置のこども家庭センターと連携協働して、包括的相談支援事業や参加支援事業及び地域づくり事業などを推進して、ひとり親世帯などの子育て世帯が参加できるコミュニティづくりや相談支援体制を充実することも大切です。

（3）若年出産者への支援の充実

「初めて親となった年齢」について、生活困窮世帯やひとり親世帯では「10代」と「20～23歳」の割合が高くなっています。

また、「現在必要としている支援」との関連性をみると、若年出産者は「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」「安い家賃で住めること」「住宅の支援が受けられること」「生活や就学のための経済的補助」などの経済的支援を求めています。

若年出産者への支援においては、こうしたニーズを踏まえ、後述する経済的支援はもとより、これまでの取組を活かしつつ、出産・子育て応援交付金事業などを創意工夫に基づいて柔軟に実施して、早期に届けるように継続的にサポートすることが求められおり、引き続き支援を充実させることが必要です。

（4）ひとり親世帯への支援

ひとり親世帯は、生活困窮世帯でその割合が高く、特に小学生と中学生の生活困窮世帯ではおおよそ4割がひとり親世帯となっています。

「養育費の取り決めと受取状況」についてみると、「取り決めをせず受け取っていない」世帯は、子どもの年齢が上がるほど増え、中学生では4割以上になっています。また、生活困窮世帯の方が「取り決めをしており、受け取っている」割合が低い傾向にあります。

ひとり親世帯と「悩んでいること」や「重要だと思う支援」の関連性を見ると、ひとり親世帯では特に「子どもの教育費」で悩んでいる保護者が多く、また、「住まいに関する支援」を求める割合も高く、中でも生活困窮世帯でその割合が特に高くなっています。

さらに、ひとり親世帯の「母親の就業状況」をみると、「正社員・正規職員」の割合が増加し、5割を超えたものの、依然として「パート・アルバイト」や「契約社員・派遣社員・嘱託・準社員等」の非正規雇用の割合が高く、経済的な状況改善のために資格取得や就労支援が求められています。

日本のひとり親世帯の相対的貧困率はOECD加盟国の中でも非常に高い水準で推移しています。仕事と子育てをしなければならないひとり親家庭においては、児童扶養手当の支給などの①経済的支援をはじめ、プッシュ型やワンストップでの相談支援や親子で心豊かな交流を保障するためのこどもの生活・学習支援事業などによる②子育て・生活支援策、母子家庭等就業・自立支援事業などによる③就業支援策、養育費の履行確保のため養育費に関する相談支援や取決めの促進を図る④養育費確保策といった、ひとり親家庭が個別に抱えている様々な課題やニーズに対応するための総合的な対策による支援が求められており、引き続きそのための事業の拡充や推進が必要です。

(5) 生活習慣の確立

初めて親となった年齢が若いほど子どもが朝ごはんをとっている割合が低くなっています。また、子どもの就寝時間が遅くなるにつれて朝食をとる回数が少なくなる傾向が示されました。さらに、スマートフォン・携帯電話を持っている子どもほど就寝時間が遅くなる傾向があります。

規則的な睡眠パターンは、子どもの健康な成長と発達に重要な役割を果たします。十分な睡眠を取ることで、記憶力や学習能力が向上し、感情の安定性やストレス耐性が高まります。逆に、睡眠不足は学業成績の低下や行動上の問題のリスクを増加させることや免疫機能の低下や肥満のリスク増加などの健康問題にも関連しています。

規則正しい食事習慣は、子どもの健康な成長や発達に不可欠です。バランスの取れた栄養を摂取することで、身体的な成長や免疫機能の維持が促進されます。また、栄養不足は学習能力や行動、情緒にも影響を与えることが知られています。

規則正しい生活習慣は、子どもの情緒的健康にも影響を与えます。安定した睡眠や食事、適切な運動はストレスの軽減や心の安定につながり、子どもの精神的な健康を促進します。一方、不規則な生活習慣は、不安やストレスを引き起こす可能性があります。

このように生活習慣と健康・学力の相関が指摘されているなか、子どもが規則正しい生活習慣を身につけるための取組やシステムづくりが求められています。

(6) 生活支援の充実

K6点数と他の質問の関連性を見ると、保護者のこころの健康状態が子育てや子どもの居場所感に影響を及ぼしていることを示唆する結果が出ています。

令和6年4月より、家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業、親子関係形成支援事業、児童育成支援拠点事業）など子ども子育てに関連する事業が新たに創設され活用できるようになりますので、できるだけ多くの事業を実施できるよう、子どものいるすべての家庭への生活支援の充実が必要です。

（7）就労支援の充実

「母親の全体の就労状況」についてみると、前回と比べ、未就学児・小学生で「働いていない」と回答した人が減少しています。一方で未就学児・小学生・中学生の全てにおいて、「正社員・正規職員」が増加し、子育て世帯の母親の就労率が上昇しており、好ましい結果が出ています。

また、未就学児・小学生の生活困窮世帯では非生活困窮世帯と比べ「働きたいが働けない」と回答した母親の割合が高くなっています。

ひとり親世帯でかつ生活困窮世帯においては、母子世帯の非正規雇用の割合がおおよそ6割となっており、母親のみの収入で生計を維持することは困難な状況になることが推察されます。

母子家庭等就業・自立支援事業や母子・父子自立支援プログラム策定事業などを有効活用して、その世帯の複合的なニーズの理解、カスタマイズされた就労・自立支援プランの策定、職業訓練や教育プログラムの提供、フレキシブルな労働環境の提供など 総合的な支援を提供し、就労支援することが求められており、そのための相談支援体制などの充実が必要です。

（8）経済的支援の充実

子ども医療費助成制度の拡充や幼保無償化の影響、「世帯年収」の変化などによるものと推察していますが、「現在必要としている支援」、特に経済的支援について前回と比較すると、「子どもの医療費が軽減されること」や「保育園や幼稚園にかかる費用が軽減されること」は減少しており、好ましい結果が出ています。

一方で、「安い家賃で住めること」や「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」については、増加しており、依然として子育て世帯の経済的負担感は大きいという結果が示されています。

また、生活困窮世帯では「安い賃金で住めること」「住宅を探したり住宅費を軽減したりするための支援が受けられること」などにおいて、非生活困窮世帯より依然として高い割合となっています。

ひとり親世帯の「習い事の実施状況」に関しては、小学生・中学生のいずれもひとり親世帯の方が「塾や習い事はしていない」という割合が高くなっています。

児童手当や児童扶養手当及び低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金など利用できるしくみをフル活用して、引き続き経済的支援を実施することが必要です。

（9）ヤングケアラーの実態と生活等への影響

ヤングケアラーや家庭でのお世話の状況等に関する質問をみると、子どもと保護者ともにヤングケアラーに該当すると回答した世帯が一定数いました。一方で、子どもはヤングケアラーと認識しているが、保護者はヤングケアラーには該当しないと回答した割合が高くなっています。また、「ヤングケアラー」には該当しないと判断した子どもの学年・困窮の状況を問わず複数の項目で「お世話をしているもの」が一定数存在しているという状況でした。

さらに、「（保護者）お世話により子どもに我慢させていること」と「（子ども）お世話により我慢していること」についてみると、子どもが我慢している割合が高く、保護者の認識はそれよりも低い結果となっており、認識レベルでずれが生じています。

子どもが家族のお世話をしている場合、そうでない子どもに比べて学校の授業が「わからない」「あまりわからない」と回答した子どもが多く、さらに、遅刻の頻度もやや多くなっているなど、家族のお世話が子どもの学力・日常生活に影響を及ぼしていることが示されました。

ヤングケアラーである子どもは、親や家族の身体的な病気、うつ病などの精神的健康上の問題、障がいの有無、虐待や家庭内暴力、両親の別居や離婚、あるいは経済的な問題など、小児期に不安定な状況や逆境的な環境下で育っている場合が少なくありません。

こうした虐待や家庭内暴力などの小児期での逆境体験は、その後の子どものライフ（人生）における心身の健康問題や慢性疾患などと密接に関連することが確認されています。また、小児期逆境体験は累積的な影響を与え、その種類が多くなるほど、心身の健康の悪化や行動上の問題などの種類も数も多くなることが確認されています。

こうした小児期逆境体験によるネガティブな影響性を緩和するポジティブな「保護的・補償的体験」を生活のなかで体験できるようになることをめざして、子どもと養育者への包括的な支援が必要となります。その子どもの状態に応じながら、できるところからポジティブな体験を少しずつ増やしていき、心理的ケアを併用しつつ、子どもの日々の生活を充実させることが回復や成長の手助けとなると言われています。

◎ 小児期の保護的・補償的体験

- ① 誰かに無条件に愛されること（自分を養育してくれることに疑念を持たなくて済む体験）
- ② 援助や助言が必要なときに、信頼して頼ることのできる、親ではないおとながひとり存在していること
- ③ 十分な食事と清潔で安全な住居に住んでいること
- ④ 家庭のなかに、明確で公平なきまりや約束ごとがあること
- ⑤ 少なくともひとりの親友を持つこと（信頼し一緒に楽しめる友人関係の体験）
- ⑥ 必要なことを教えてくれる学校に通学できていること
- ⑦ 期的に誰かを援助した体験（病院や保育・福祉施設などでのボランティア）や、他者を援助するコミュニティでのプロジェクト（フードバンクや子ども食堂等）への参加体験
- ⑧ 定期的な組織的なスポーツグループ（サッカー、野球等）や体育活動（体操、ダンス等）への参加体験
- ⑨ ボーイスカウトやガールスカウト等の市民的・社会的な活動への活発な参加体験
- ⑩ ひとりであるいはグループでおこなう熱中できる趣味（芸術的/創造的、知的なもの）を持つこと

（『小児期の逆境体験と保護的体験－発達の視点から－』菅原ますみ・榊原洋一・舟橋敬一・相澤仁・加藤曜子（監修）2022, 明石書店）より

こうした体験を積み重ねられるような取り組みの充実を図るためが必要です。

また、子ども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、「ヤングケアラー」が疑われたり心配な子どもに対して、周囲の大人が気づくための支援などを充実させる必要があります。

さらに、家族の世話などに係る負担を軽減又は解消するため、家庭に対する適切なアセスメントにより家族全体の構造的な問題について理解した上で、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して家族全体を支援する対策を推進することが必要です。

2. 「こどもまんなか社会」の実現を目指して

こども大綱では、「こどもまんなか社会」について次のように提言しています。

『こどもまんなか社会』とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である。

具体的には、全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- ・ 心身ともに健やかに成長できる
- ・ 個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- ・ 様々な遊びや学び、体験等を通じ、生き抜く力を得ることができる
- ・ 夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、将来を切り開くことができる
- ・ 固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- ・ 自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- ・ 不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- ・ 虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- ・ 働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる社会である。

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- ・ 自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる
- ・ 希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる
- ・ それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる
- ・ 社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる

社会である。

こうした社会の実現に向けて施策を検討していくためには、こども基本法第11条（こども施策に対するこども等の意見の反映）における

「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」

との規定に基づき、子ども・若者の参画を得て、その意見を反映することが必要です。

こども施策に関する基本的な方針について、こども大綱において次のように提言しています。

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を政府におけるこども施策の基本的な方針とする。

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

具体的な子ども施策の方向性として、こども基本法第2条（定義）第2項において、

「この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援

二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援

三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備」

と規定されており、親が妊娠、出産して子どもを育て、育てられた子どもが自立をして親となる準備をし、今度は親となって子どもを出産して育てるという世代を繋いで繰り返されていく養育のライフサイクル（リプロダクションサイクル）を見据えた施策の構築が必要です。

すべての子どもやその家族、特に虐待や貧困状態にある子どもやその家族について、虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切っていくようなライフサイクルを見据えた養育システムの確立が求められており、乳幼児期から若者や妊産婦までの施策及び家族全体への施策の充実強化などが重要です。

前回調査の報告書でも触れましたが、養育システムについては、市区町村と都道府県の協働のもと、養育のライフサイクルを見据え、どの年齢や時期においても、その子どもや家族の多様なニーズにも対応できる緩やかなグラデーションをもった重層的な養育支援システムの構築が必要であり、重要課題です。

「こどもまんなか社会」の実現に向けて、これからもこうしたシステムの確立のための施策の充実強化が求められているのです。